

平成31年第1回東大和市議会定例会会議録第6号

平成31年3月4日（月曜日）

出席議員（20名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主任	高石健太君		

出席説明員（35名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	福祉部参事	伊野宮崇君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	直井亨君
学校教育部長	田村美砂君	学校教育部参事	佐藤洋士君
社会教育部長	小俣学君	企画財政部参事	星野宏徳君
公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君	行政管理課長	木村西君
財政課長	川口荘一君	総務管財課長	岩本尚史君

保険年金課長 越 中 洋 君  
課 税 課 長 真 野 淳 君  
子育て支援課長 鈴 木 礼 子 君  
青 少 年 課 長 新 海 隆 弘 君  
健 康 課 長 志 村 明 子 君  
都市計画課長 神 山 尚 君  
教育総務課長 石 川 博 隆 君  
給 食 課 長 齋 藤 謙 二 郎 君

市民部副参事 岩 野 秀 夫 君  
産業振興課長 小 川 泉 君  
子育て支援部  
副 参 事 榎 本 豊 君  
福祉部副参事 原 里 美 君  
ごみ対策課長 中 山 仁 君  
下水道課長 廣 瀬 裕 君  
学校教育部  
副 参 事 吉 岡 琢 真 君

## 議 事 日 程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（押本 修君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 荒 幡 伸 一 君

○議長（押本 修君） 通告順に従い、17番、荒幡伸一議員を指名いたします。

[17番 荒幡伸一君 登壇]

○17番（荒幡伸一君） 皆さん、おはようございます。議席番号17番、公明党の荒幡伸一でございます。通告に従いまして、平成31年第1回定例会における一般質問を行わせていただきます。

今回、私は大きく6点にわたりまして質問をさせていただきます。

まず1点目は、学校教育についてであります。

私たちの子供時代、周囲に何人かいた席に座ってられない子などは、研究の進展などによって、彼らの少し周りと違った部分の多くは発達障害と名づけられ、生まれ持った特性だとわかってきました。この発達障害の難しいところは、生まれ持った特性が外見では判断できず、しつけの問題や、本人の我慢が足りないからなど、間違った原因把握によって対応を誤ってしまうことです。

発達障害児、特にグレーゾーンにある子供たちへの支援拡充については、次の点で極めて重要であると考えます。できるだけ早期に特性を見抜き、周囲の配慮や対応、また発達をいかに促してあげるかで、その子の人生を大きく左右し、よい特性を伸ばしてあげることで、社会に大きく貢献できる人材として活躍でき、豊かな人生を歩むことができるだけでなく、ひきこもりや虐待を未然に防ぐことが期待できます。

そこで、お伺いいたします。

①といたしまして、通常学級と特別支援学級との間に位置するような児童・生徒への支援についてお尋ねいたします。

また、いざ災害が発生したときには、みずからの命はみずからが守るという意識を高め、児童・生徒自身が自助・共助のための必要な知識や行動様式を身につけていくことが重要であると考えます。そして若い力を減災へとつなげていく取り組みが必要です。

そこで、以下、お伺いいたします。

②といたしまして、小中学校教育における防災・減災教育の現状と課題について。

アとして、実施時間と主要項目について。

イとして、AEDや心肺蘇生法等の一次救命処置についての理解や取り組みについて。

ウとして、避難所の開設訓練について。

エとして、防災意識向上のためにマイ・タイムラインの作成推進についてお尋ねいたします。

次に2点目といたしまして、児童・生徒の見守り活動についてであります。

昨年5月7日、新潟市の小学2年生の女児が殺害され、同市のJR越後線の線路内に遺棄された事件で、新潟県警捜査本部に遺体遺棄容疑などで逮捕された犯人は、女児宅から約100メートル、遺棄現場から約70メートルの距離に住んでいました。近隣住民たちは驚きや怒りを口にしつつ、被害者の無念や遺族の悲しみを思

いやりました。ニュースでは、下校時に女兒が1人になった時点で犯人が連れ去り、短時間のうちに殺害し、遺棄したとのことです。抵抗する力のない子供の未来を奪ったことは、まことに許しがたいことでございます。東大和市でこのようなことが絶対にあってはならない、そんな思いで通学路の安全の確保について、以下、お伺いいたします。

①といたしまして、スクールガード等による現在の見守り活動と今後の課題について。

②といたしまして、ごみの収集車等の安全パトロールと提携することによって、見守り活動の強化が期待できると考えますが、市の見解をお尋ねいたします。

次に3点目といたしまして、ごみ対策についてであります。

家庭廃棄物の有料化を導入する目的はごみの減量化です。有料化の実施により、市民一人一人の廃棄物に対する減量意識が向上し、焼却施設や最終処分場への負担軽減、施設の延命化へとつながります。2014年8月15日号の市報に書いてあった文言ですが、一定の成果を上げていることに対して、市民の協力と担当部署の皆さんの頑張りに感謝申し上げます。そして、有料化と同時に戸別収集も導入されましたので、以下、お伺いいたします。

①といたしまして、戸別収集とステーション収集それぞれの現状と問題点について。

②といたしまして、戸別収集ができない地域の理由について。

③といたしまして、市民サービス向上のため、戸別収集ができない地域を減らすことに努めるべきだと考えますが、その対策についてお尋ねいたします。

次に4点目といたしまして、高齢者の家庭内事故防止策についてであります。

高齢者は筋力やバランス能力、身体の柔軟性が低下しているため、踏ん張ることや壁や手すりで身体を支えること、倒れかけた姿勢を立て直すこと、寄りかかりながら静かに座り込むこと、うまくしゃがみ込んで転倒の際の衝撃のダメージを少なくすることなどが難しくなります。転倒した際にワンクッション置くことなく、ダイレクトに床や家具に体をぶつけやすくなるため、身体における衝撃も大きく、重傷となる事故につながりやすくなります。転倒して骨折したことによって、そのまま寝たきりや要介護になってしまうケースも少なくありません。いつまでも生き生きとした生活を続けるためにも、転倒・転落事故を未然に防ぐことが肝心です。家庭内での事故をなくす、また減らすことによって健康寿命の延伸にもつながるものと考えます。

そこで、以下、お伺いいたします。

①といたしまして、家庭内事故の場所や起因について。

②といたしまして、事故防止の工夫ポイントについて。

③といたしまして、東京都作成の高齢者の家庭内事故防止見守りガイドの活用と今後の取り組みについて、お尋ねいたします。

次に5点目といたしまして、三世同居・近居支援についてであります。

かつては同じ家に3世代が住んでいることは珍しいものではありませんでしたが、高度成長期以降、社会情勢の変化により、同居以外の選択肢もふえてきたことから、国税調査によると平成12年には全国の3世帯率が10.1%であったのに対し、平成27年には5.7%にまで減少しており、東大和市の3世代同居数は、平成27年時点で998世帯となっています。

核家族化が進み、さまざまな価値観や生活スタイルがある一方で、各家庭での保育力や地域の保育力が低下してきていると言わざるを得ない状態であると感じます。保育サービスの充実はもちろんのこと、各家庭の保

育力の向上としても、3世代同居・近居の支援策を講じることは、子育てのこれまでのあり方であり、継承すべきことであると考えます。

そこで、以下、伺いたいします。

①といたしまして、平成28年第4回定例会での一般質問後に、どのような検討がなされたのか伺います。

②といたしまして、3世代同居・近居を支援することによる効果や期待される課題について伺います。

③といたしまして、3世代同居や近居を促すことは、同時に定住対策・空き家対策にもつながるものではないかと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

次に6点目といたしまして、マンホールカードの作成についてであります。

日本のマンホールぶたは、全国各地デザインが違う当地ものです。その土地に縁のある各所、名物品、スポーツ、キャラクター等が描かれています。まさに日本人の繊細さや丁寧さが生み出した路上の文化物、そのユニークさや美しさに引かれて尋ね歩くファンが急増中だそうでございます。いわゆるマンホラーと呼ばれる方々から、東大和市にはなぜマンホールカードがないのかななどの御意見もいただいております。

そこで、以下、伺いたいします。

①といたしまして、平成29年第2回定例会での一般質問後に、どのような検討がなされたのか伺います。

②といたしまして、市のPRの一つとして活用できるのではないかと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁も踏まえまして自席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

[17番 荒幡伸一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 皆さん、おはようございます。

初めに、学校教育についてであります。特別な支援を必要とする児童・生徒につきましては、現在、本市独自の人的な配置や学校における支援体制の整備等を通して、個に応じた学習及び学校生活の支援を行っております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、小中学校における防災・減災教育の現状と課題についてであります。児童・生徒が安全に関する力を身につけるため、学校ごとに実施時間と主要項目を検討した年間指導計画等を作成し、災害に関する安全教育を行っております。AEDや心肺蘇生法等の一次救命処置についての理解や取り組みにつきましては、中学校の保健体育科の授業において指導しております。避難所の開設訓練につきましては、市の総合防災訓練に会場校の一部の生徒が参加し、地域の安全に貢献できる力を育成しております。防災意識向上のためのマイ・タイムラインの作成推進につきましては、今後、他区市の取り組み状況を把握し、研究してまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、登下校における児童・生徒の見守り活動についてであります。小学校におきましては児童が安全に安心して学校に通えるよう地域住民の方によるスクールガードが組織され、年間を通じて通学路などで見守る活動を行っております。あわせて、児童の保護者の方々におきましても、学期の初め等に見守り活動を行っております。課題としましては、スクールガードとなられる方々の高齢化が進んでおりますことから、さまざまな機会を通じて新たに協力をしていただける方を募集してまいりたいと考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、見守り活動の強化についてであります。市では児童・生徒の安全を確保するため、青色回転灯パトロールカーによる小中学校及び学童保育所等を中心とした防犯パトロールを実施しております。ごみの収集車による見守りの協力につきましては、現在行っている見守り活動を補完する可能性も含め、今後、調査研究を進めてまいります。

次に、戸別収集とステーション収集、それぞれの現状と問題点についてであります。平成26年8月から実施しております戸別収集につきましては、宅地開発により設置された集積所を除き、戸建て住宅を中心に、可燃ごみ、不燃ごみ及び容器包装プラスチックを対象に実施しております。ステーション収集につきましては、無料収集の品目を中心に戸別収集を除く戸建て住宅と共同住宅で実施しております。ステーション収集の問題点につきましては、排出者責任が不明確であることが挙げられます。

次に、戸別収集ができない地域の理由についてであります。急な勾配の坂道や道路の幅員が狭いなど、収集車両による安全な作業が確保できない場合、地域の御協力をいただき、戸別収集に変えてステーション収集にさせていただいております。

次に、戸別収集ができない地域を減らすための対策についてであります。ステーション収集から戸別収集への移行につきましては、地域の実情に応じた対応を心がけております。今後も市民の皆様の意向を確認の上、地理的状况など総合的に勘案し検討してまいりたいと考えております。

次に、高齢者の家庭内事故の場所や、その要因についてであります。高齢者世帯における家庭内事故は、火災、熱中症、転倒による骨折事故など各種報告されております。その発生場所も、事故の種類により、台所、居室、浴室など多岐にわたるものであります。事故の要因は、専ら心身機能や認知機能の低下によるものとされており、特につまづきによる転倒事故につきましては、運動機能が低下し、足を上げる能力が低下したことによるものと言われております。

次に、家庭内事故を防止するための工夫についてであります。東京都が実施したアンケート調査によりますと、例えば転倒事故の防止策につきましては、スリッパからかかとのある室内履きに切りかえることや、階段や廊下の段差が見えやすいように蛍光テープを張ることなどが回答されております。このように生活上の創意工夫により、家庭内事故のリスクを低減することができることから、高齢者の状況や生活環境に適合したさまざまな工夫を紹介し、普及させていくことが必要であると認識しております。

次に、東京都の作成した高齢者の家庭内事故防止見守りガイドの活用と今後の取り組みについてであります。東京都が作成した高齢者の家庭内事故防止見守りガイドは、イラストが多く、必要な情報を簡潔に記載しており、高齢者に理解しやすいものと認識しております。市としましては、こうした有益な情報が高齢者に行き渡るよう周知に努めるとともに、運動機能の低下が転倒事故の主たる要因であることを踏まえ、介護予防活動の普及に引き続き努めてまいりたいと考えております。

次に、3世代同居・近居支援に係る検討についてであります。3世代同居・近居支援として実施されている国や民間等の制度につきましては、市民の皆様に周知できるよう、市の公式ホームページ上に、制度紹介のページを作成しました。また、現在、官民協働により作成を進めております子育て支援に係る情報冊子の中にも、制度紹介の記事を掲載して周知をしていく予定であります。

次に、3世代同居・近居支援することによる効果や課題についてであります。内閣府の家族と地域における子育てに関する意識調査によりますと、祖父母と近居・同居する効果としましては、孫の話や遊び相手、保育所等への送り迎え、緊急時への対応や孫の親の不在時のサポート及び教育費以外の経済的支援などが挙げられ

ています。この調査内容を踏まえ、3世代同居や近居がしやすくなることにより、子育て世帯の定住が図られる可能性があるものと考えております。課題につきましては、3世代同居に対応した住宅の新築、改築に対しまして国や民間の補助等の制度の周知等を含め、子育て世帯の方々に住み続けていただけるよう、市におけますさまざまな施策をいかに工夫しながら展開していくかということであるとと考えております。

次に、3世代同居や近居による定住対策・空き家対策についてであります。市では現在、3世代同居・近居支援として実施されている国や民間等の制度につきましても、市民の皆様にも周知をされているところでありますが、子育て世帯が親と同居または近居のために市外から転入してくる場合には、人口減少の抑制につながり、定住対策・空き家対策にも資するものと考えております。

次に、マンホールカードの作成についてであります。マンホールカードは公益社団法人日本下水道協会の下水道広報プラットフォームによりマンホールふたの写真などの情報が記載されたカードであります。マンホールカードにつきましては、多摩各市の状況など情報収集を行っておりますが、マンホールカードの作成には至っておりません。

次に、市のPRにおける活用についてであります。マンホールカードにつきましては、下水道事業の啓発用品であることから、下水道に対する理解を深めていただくことができるものと考えております。また、マンホールカードの収集のために訪れる来訪者が期待できるものと考えております。

以上になります。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） 初めに、学校教育についてであります。特別な支援を必要とする児童・生徒につきましては、現在、本市独自の人的配置と学校における組織的対応を通じた支援を推進しております。人的配置といたしましては、本市独自の事業である学習支援員、子ども支援員、東大和市教育ボランティアなどの制度を活用し、児童・生徒の特性に応じた支援を行っております。各学校におきましては、校内委員会を設置し、支援を必要とする児童・生徒の状況や特性などの共通理解を図るとともに、支援についての具体的な方法について検討しながら組織的な支援策を講じております。

次に、小中学校の防災・減災教育の現状と課題についてであります。児童・生徒に安全に関する知識・技能を身につけさせるため、各学校では防災教育などに当てる実施時間や、指導項目などについて検討しております。また、各教科等との関連を図った年間指導計画を作成し、災害に関する安全指導を実施しております。

AEDや心肺蘇生法などの一次救命処置についての理解や取り組みにつきましては、中学校の保健体育科、傷害の防止の中で、応急手当の意義、目的、手順など、心肺蘇生法の一つとして取り上げております。今後は生徒が実際の場面で応急処置ができるよう、地域の関係機関とも連携し、実習を通じた指導を行うなどの働きかけをまいります。

また、避難所の開設訓練につきましては、現在、市の防災訓練に会場校の一部の生徒が参加をしております。今後は生徒が地域の安全に貢献できるよう、関係各課とも連携、協力をまいります。

防災意識の向上を進めるためのマイ・タイムラインの作成と推進についてであります。現在、本市において実施している学校はございません。今後、マイ・タイムラインの有用性や学校における活用のあり方につきましては、他の区市の取り組み状況の把握に努めてまいります。

次に、児童・生徒に対する見守り活動と、その課題についてであります。通学路の見守り活動につきましては、市内の全ての小学校にスクールガードが組織され、地域住民の方々が学校に登録した上で、主に通学路

において交通整理などをしながら見守り活動を行っております。また、児童の保護者の方々も、学童交通擁護ボランティアとして、PTAなどの活動を通して学期の初めに見守り活動を行っております。最近ではスクールガードの方々の高齢化が進んでおり、体調面から十分な活動ができなくなり始めたという声も聞かれるようになってまいりました。このようなことから教育委員会としましては、今後も教育委員会だよりや学校だより、見守りに関する協力依頼の記事を掲載したり、関連する会議に出席したりするなどして、協力をお願いしてまいります。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 御答弁ありがとうございました。

では、随時、再質問をさせていただきます。

まず1番です。通常学級と特別支援学級との間に位置する児童・生徒の支援についてでございますけれども、東京大学名誉教授の汐見稔幸先生は、本来は一人一人のニーズがあって、それぞれが学びたいテーマがあって、それをちゃんと自分のものにしてながら発見する場所が学校ですよね。そのために、多様な教育の形態をつくらなきゃいけないというのが、ようやく今いろんな形で明らかになってきて、今、一人一人悩んでるお母さん、たくさんいらっしゃるからね。少しずつ声を出してね。そうすると、新しい形が必ず見えてくるっていう、そういう時代が始まったんじゃないかなって思いますとおっしゃっております。

その悩んでるお母さんから、さまざまな話を聞かせていただき、日本一子育てしやすいまちづくりを目指している本市としては、境界域に位置する児童・生徒に対しての支援も厚くするべきであり、誰も置き去りにしない教育が大事であるというふうに思います。そういった思いで、この項目を挙げさせていただきました。

それでは、改めての確認となりますけれども、一人一人のニーズが合った教育に関する指導体制の充実を図るため、本市においてはどのような指導体制が図られているのか教えていただけますでしょうか。

○学校教育部参事（佐藤洋土君） 本市におきましては、特別支援教育の充実を図るために、平成29年3月に第二次東大和市特別支援教育推進計画を策定し、通常の学級での個に応じた指導とあわせて、児童・生徒の特性や状態に応じて、特別支援教室、ことばの教室、知的障害学級、情緒障害等通級指導学級、自閉症・情緒障害学級を開設をしています。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） では、小学校においては平成28年度から、また平成31年度からは中学校全校において、この特別支援教室を設置することとしておりますが、どのような児童・生徒が対象となるのか教えていただけますでしょうか。

○学校教育部参事（佐藤洋土君） 特別支援教室では、知的障害のない発達障害や情緒障害があり、通常の学級の授業におおむね参加できるものの、一部特別な指導を必要とする程度の児童・生徒を対象としており、これまでの情緒障害等通級指導学級を利用していた児童・生徒と同様となっております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） 今までの通級指導学級と同様であるということは、今理解をさせていただきましたけれども、それでは特別な支援を必要とする児童・生徒や保護者に対して、具体的にどのように働きかけを行っているのか、教えていただけますでしょうか。

○学校教育部参事（佐藤洋土君） 各学校では保護者とも連携をしながら、児童・生徒の言動や特性等、多面的、多角的に捉えるよう努めております。また、臨床心理士の資格を持つ巡回相談員の行動観察により、児童・生

徒の特性等を詳細に把握するよう努めております。学校が支援に関して検討・協議が必要と判断した場合には、校内委員会で支援の方向性を定め、保護者との面談を踏まえ、当市において該当する支援体制の中で、実際の支援を行っていくこととなります。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） 保護者の中には、通級指導学級や特別支援教室には入れたくないが、在籍学級での支援は受けたらという保護者がおります。市としては、独自の人的配置によって支援を行っているとの教育長の御答弁でありましたけども、どのような支援を行っているのか、教えていただけますでしょうか。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 学習支援員や子ども支援員の支援の内容につきましては、学校の管理職や学級担任等からの指示を受けまして、特別な支援を必要とする児童・生徒の情緒的な安定とともに、学校生活や集団生活への適応を図ることができるよう、当該児童・生徒の個々の課題を受けとめ、寄り添いながら、その解決につながるよう個に応じた指導や支援を行っております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） 市からの人的配置によって、個に応じた指導の充実を図っているということですけども、学校が主体となった支援の充実も必要であるというふうに考えますけども、その点についてはいかがでしょうか。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 学校での在籍学級における支援につきましては、実際に目の前にいる児童・生徒の特性に配慮をして、日常の学校生活、学級集団等の中でも、個に応じた支援を担当等が中心となって行っております。また、空き時間の教員を活用した複数の教員による指導体制や、カウンセラー等を活用し、当該児童・生徒の気持ちの安定を図るなど、学校としての組織的な支援に努めております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） 学校としても、組織的な支援を行っているということは理解をいたしました。

では、個に応じた特別な支援を行うに当たって、保護者の意向も大切であるというふうに考えますけども、この保護者の意向などについてはどのように把握し、反映させていくことになるのか、教えていただけますでしょうか。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 学校では個に応じた特別な支援を実施するために、保護者との面談などを積極的に設定しております。面談を通して、当該児童・生徒の特性や状況について、まず共通理解を図るとともに、保護者の意向を聞き取ってまいります。また、市の巡回相談員や、教育相談員が保護者から相談を受けることもございます。そのような場合には、ケースに応じて学校と情報を共有をいたしながら、保護者や当該児童・生徒に寄り添った支援の具体化に努めております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） では、児童・生徒のために寄り添った支援を積極的に望んでいる保護者がいる一方で、保護者の中には、この特別な支援を受けること自体に決断ができないというような話をよく伺います。そのようなときに背中を押してくれるような、電話相談室のように気軽に相談できる体制が必要ではないかというふうに考えますけども、市の認識はいかがでしょうか。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 当市におけるこれまでのケースにおきましても、保護者が自身の子供に特別な支援を受けさせること自体にちゅうちょをし、本来必要と考えられる支援を児童・生徒が受けられないという事例もございました。各学校では保護者との連携を丁寧に行うよう努めるとともに、市でも保護者が困っている

状況を巡回相談員や教育相談員などが相談を受け、児童・生徒の状況に応じて、特別な支援を受けることについてのアドバイスを行うなどしてございます。今後もこのようなケースにおいて、必要な子供たちが必要な支援を受けられるようにするための相談体制の充実を図ってまいります。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） よろしくお願いをいたします。

また、特別支援教室という名称ですけども、これはどうだろうかっておっしゃってる保護者の方もいらっしゃいます。特別な支援を受けることへの垣根を低くするためには、そういった名称についても配慮することが必要ではないかというふうに考えますけども、こちらも市としての認識はいかがでしょうか。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） これまで特別支援教室など、名称への配慮につきまして、教育委員会に寄せられた保護者等の御意見、御要望については現在のところございませんが、特別支援教育への保護者や児童・生徒の受けとめ方というのは多様であると認識してございますので、特別支援に係る学級等の名称についても、必要な配慮について検討をしております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） よろしくお願いをいたします。

それでは、先ほどの教育長の御答弁で、各学校では個に応じた特別な支援を計画するに当たり、校内委員会を設置して組織的な支援を推進しているとありましたけども、校内委員会のメンバーや開催状況についてお伺いをいたします。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 校内委員会の構成メンバーといたしましては、校長、副校長、特別支援教育コーディネーター、生活指導主任、学年主任や養護教諭などがございます。また、ケースに応じまして、そこに都及び市のスクールカウンセラー、市の巡回相談員や特別支援教室の巡回指導教員など関係者が加わり、支援内容あるいは保護者との連携等について検討をしております。開催状況につきましては、月1回程度の定例会、そしてケースごとの緊急性や必要性に応じて臨時会を適宜設定をしております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

校内委員会の充実が、学校現場での個に応じた支援を必要としている児童・生徒のために機能していただきたいというふうに思います。校内委員会の充実に向け、教育委員会としても、ぜひ支援をしていただきたいというふうに思いますけども、今後の方向性についてお伺いをいたします。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 校内委員会では、児童・生徒の特性に応じた支援等を検討する際には、一定の専門性が必要になるケースが多くあります。教育委員会としても、校内委員会の充実のために特別支援教育コーディネーターの資質・能力の向上を図るための研修機会の充実、また就学支援シートや個別支援カードの一層の活用方法の検討、校内委員会の活性化を図るための巡回相談員の支援などについて取り組んでまいります。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） 誰も置き去りにしない教育支援を目指して、何とぞよろしくお願いをいたします。

次に、②防災・減災教育に移らせていただきます。

いざ発災時、地域に必ずいて頼りになるのは中学生であり、小学生の高学年であると思います。若い力を減災へとつなげていくことが、大事であるというふうに考えております。先ほどの御答弁で、児童・生徒が安全

に関する力を身につけるとありましたけども、具体的にどのような力を身につけることを目指しているのか、お伺いをいたします。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 安全教育で身につける力につきましては、危険を予測し回避する能力と他者や社会の安全に貢献できる資質・能力でございます。

以上でございます。

○**17番（荒幡伸一君）** 危険を予測し回避する能力とは、まさにこのマイ・タイムラインの作成をすることであるというふうに思いますけども、それは後ほど話すこととさせていただきます、また先ほどの御答弁で各教科との関連というふうにありましたけども、各学校における災害に関する安全教育では、具体的にどのような内容を行っているのか、教えていただけますでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 安全教育につきましては、避難訓練などの定期的な安全指導と社会、理科、総合的な学習の時間などの各教科等における安全学習を関連づけて実施しております。なお、安全指導と安全学習におきましては、東京都が作成しております教材、防災ノートを活用し、小学校では自助を中心に、中学校では自助・共助を中心に防災について調べたり、学んだ知識を行動にも結びつけて考えたりしております。

以上でございます。

○**17番（荒幡伸一君）** では、イのAEDや心肺蘇生法に移りますけども、突然の心停止から命を救うためには、心肺蘇生、AEDの知識と技能を体系的に普及する必要がある、学校での心肺蘇生教育はその柱となるものであります。我が国では、平成16年に市民によるAEDの使用が認められて以降、急速にその設置が進み、AEDの使用によって命を救えた事例も数多く報告されています。しかしながら、いまだなお毎年7万人に及ぶ方が心臓突然死で亡くなっているのと同時に、学校でも毎年、100名近くの児童・生徒の心停止が発生しております。先ほどの御答弁では、AEDや心肺蘇生法等については、中学校の保健体育科において取り上げているとのことでしたが、どのように取り組まれているのか、詳細についてお伺いをいたします。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 当市が使用しております中学校保健体育科の教科書におきましては、水泳中に溺れる、野球のボールが胸に強く当たるなどして心臓が停止した場合、一刻も早く手当てをする必要があるのはなぜかについて考えることを通して、AEDや心肺蘇生法等を含めた応急手当ての意義や目的、手順について学んでございます。また、胸骨圧迫、人工呼吸、AED使用などの心肺蘇生法について、実習する内容となっております。

以上でございます。

○**17番（荒幡伸一君）** 実際に一人一人が、このAEDを使用したり、心肺蘇生法について実習しているというように認識でよろしいのでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 先ほど申し上げました胸骨圧迫、人工呼吸、AED使用の心肺蘇生法の中から、学校のほうで実習できるものを選びながら取り組んでいるというのが実情です。全ての学校においてどのような実習を行っているのか、現在のところ把握してございませんが、AEDを使用している学校も複数あるということは把握してございます。

以上でございます。

○**17番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。

できれば一人一人が体験するのが一番よろしいのかなというふうに思いますので、その点、よろしくお願いをしたいと思います。

全児童・生徒を対象に、このAEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は、平成27年度実績で小学校で4.1%、中学校では28%、高等学校でも27.1%と非常に低い状況にあります。さいたま市では、独自のマニュアルを作成し、14年度からは全市立小中学校において、保健学習の授業の中で心肺蘇生法の実習を行い、全ての生徒がAEDの使用を含む心肺蘇生法を行うことができるようになることを目標に、取り組んでいる所です。当市でも、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、こちらよろしく願いをいたします。

では、次にウ、避難所の開設訓練ですが、小中学校での開設訓練は無理があるかなというふうに思いますが、他の議員も確認をしておりましたけども、市の防災訓練において中学生が避難所の開設訓練などに参加しているとの御答弁でしたけども、中学生には災害時に地域の安全に貢献していくことが期待されており、大変に重要な取り組みであるため、避難所の開設訓練における中学生の参加について、さらなる推進を期待しておりますけども、市の認識をお伺いいたします。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 中学生が避難所の開設訓練などにボランティア活動として参加体験することにつきましては、中学生が地域の安全に貢献する能力を育成する上で、大変重要な取り組みであるというふうに認識しております。また、小学生段階から教材、防災ノートを活用するなどして、災害発生時における避難所の役割を理解し、自分たちができる行動を考える活動を行うなど、段階的に取り組むことが必要であるというふうに考えております。今後は市全体の総合防災訓練等の方向性により、学校における実施環境も整備されていくものと考えられているため、関係各課とも協議するとともに、各学校の安全教育のほうを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**17番（荒幡伸一君）** ぜひ、よろしく願いをいたします。

それでは、エのマイ・タイムラインの作成に移りますけども、マイ・タイムラインとは、これから起こるかもしれない災害に対し、一人一人の家族構成や生活環境に合わせて、防災行動をあらかじめ時系列で整理した計画のことです。今後、他の自治体の取り組み状況の把握に努めていかれるとのことでありましたけども、子供の防災意識向上のために、マイ・タイムラインを活用している他自治体について、把握されていることがございましたら、またその取り組み状況や成果などについて教えていただけますでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 国土交通省関東地方整備局、下館河川事務所が作成しております子供向けのマイ・タイムライン作成教材、逃げキッドというものがございます。この逃げキッドは、平成27年の台風災害による常総地方における小貝川、鬼怒川の決壊を受けて、防災に対する機運が高まったことから作成されたと聞いております。取り組み状況としましては、小貝川、鬼怒川流域にある24市町のほとんどの小中学校で使用されていると聞いております。成果としましては、主に次の3つがございまして、小中学校において水防災に関する安全教育で使用されており、1単位時間の授業の中で水害についての意識向上につながっていること、学校によってはハザードマップの作成等にも活用されており、各家庭へのリスク確認の啓発が行われているところもあるということ。特に小学校においては、活動を行いながら学ぶことができるので、子供たちが意欲的に学習を進めることができる教材になっていることと聞いてございます。

以上でございます。

○**17番（荒幡伸一君）** 当市においても、土砂災害区域の指定もされるであろうということも考えますと、このマイ・タイムラインの作成を児童・生徒が行い、各家庭に持ち帰り、家族で考える機会をつくるべきであるというふうに考えます。

また、先ほど御紹介いただきました常総市では、保護者も協力して市内一斉の防災学習を行ったそうであり  
ます。その中でも、菅原小学校では、我が家のマイタイムラインを作成しようと題して、災害が予測される場  
所に、どのような手順で、どのような準備が必要なのかを保護者の皆さんと児童とともに考える活動をしたそ  
うであります。当市でも、このような取り組みができたというふうに考えますけども、市の認識をお伺い  
いたします。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** ただいま御紹介いただきました取り組み等、改めて研究し、本市として取  
り入れていけるものについては取り入れていきたいというふうに考えてございます。現在、防災ノートのほう  
ですね、都が作成しております防災ノートにおいても、実際、災害時にどのような行動をとればいいのか、そ  
ういった手順等を考え、準備し、考えるといった取り組み等は行っているところでございます。先進的な取  
組み等も含め、今後、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**17番（荒幡伸一君）** ぜひ、よろしくお願いをいたします。

台風などの災害が迫っているとき、まだ被害に遭っていないのに自宅を出て避難するという、この決断には大  
きな覚悟が必要です。こうした人間の心の動きにまで目配りした対策が必要であるというふうに考えます。

政府の中央防災会議の作業部会は、現在、水害や土砂災害に際し、住民が迅速な避難行動をとるために必要  
な対策について検討を進めています。ぜひ、今後もマイ・タイムラインの取り組みを初め、他自治体の先進的  
な取り組みを研究していただき、市内小中学校の防災・減災教育の充実を図っていただきたいと思いますので、  
よろしくお願いをいたします。

では、次の項目に移ります。

2番、児童・生徒の見守り活動についてでございます。

子供の見守り活動とは、子供の安全を確保するために、学校周辺や通学路、公園など、子供が日常生活にお  
いて行動する場所に立ち、周辺の子供を見守る活動のことでございます。毎日同じ場所、時間帯に活動を行う  
ことで挨拶を交わすなど、子供たちとのコミュニケーションの機会が生まれます。また、いつもより元気がな  
かったり体調が悪そうだと、心や体調の変化にも気づくようになります。活動中に気になることがあれば、子  
供に声をかけるのも大事なことだというふうに考えております。

まず、現在の登下校の見守りボランティアの人数を教えてくださいませんか。

○**教育総務課長（石川博隆君）** 平成31年2月現在で、教育委員会でボランティア保険への加入者数の状況で申  
し上げますと、スクールガードという形で、自主的に年間を通じて、通学路において交通整理を行って、見守  
り活動を行う方につきましては、今現在10校で36人という形になってございます。また学童交通擁護員とし  
まして、主にPTAの方々、児童の保護者の方々が、学期の初め等、季節的に交通整理をしながら見守り活動  
を行ってる方々が、現在10校で583名の方がいらっしゃっています。

以上でございます。

○**17番（荒幡伸一君）** スクールガードの方が、10校で36人ということで、何か随分少ないなっているふう  
に感じるんですけども、この全ての小学校で活動しているのでしょうか。

○**教育総務課長（石川博隆君）** 平成31年2月現在で、ボランティア保険の登録上では、現在、第三小学校、第  
五小学校及び第八小学校では登録がゼロ人という形になってございますが、三小、五小、八小につきましては  
保険に未加入の方でも見守り活動を行っているというふうな地域の方、PTAの方々もいらっしゃるというふ

うに聞いてございます。また、スクールガードの方がいらっしゃらない三小、八小につきましては、PTAの主に交通擁護員の方が多くいらっしゃって、そういう形で見守り活動を補完しているというような形になってございます。今後も引き続き、さまざまな機会を活用しまして、担い手の確保に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） スクールガードの方がゼロ人という小学校もあるということでしたけども、当然行っていると思うのですが、見守り活動を行っていることが周囲からわかるような、ジャンパーとかベストとかは着用されてるんでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） 教育委員会におきましては、スクールガードの方々に対しまして、ベストとか腕章、それから横断旗ですね、あの黄色い旗の。それから、また冬場のベンチコートなどを貸与いたしまして、見守り活動を支援をしているというところでございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） 壇上でも述べましたけども、新潟市での事件もそうでしたが、全国的にも午後3時から6時の下校時間帯に被害が集中しております。登校時と下校時でのこの見守りの違いというのはあるんでしょうか。その点について教えてください。

○教育総務課長（石川博隆君） 下校の時間帯は、朝の登校時間に比べて、やはり時間が長いということで、見守りに立っていただく方の中にはいらっしゃるんですけども、朝の時間帯よりは人数が少なくなっているという形でございます。学校の近くにお住まいの方につきましては、児童の下校が始まるのに合わせまして、見守りに出ているという形もあるというふうに聞いてございます。スクールガードの見守り活動につきましては、これあくまでボランティアの活動で、自発的に行っているというものでございますので、こちらのほうで強制してお願いするってことは、ちょっとなかなか難しいというふうに認識してございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ボランティアの皆さんによる登下校の見守り活動は、地域の子供は地域で守るとの観点から取り組まれておりますけども、スクールガードの方が高齢化し、体調を崩されたりなど、継続が難しい状況となり、各地域で担い手が不足し、個人の負担が大きくなっているように聞いておりますけども、市としてどのように、この人員確保に努めているのか、具体的に教えていただけますでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） 現在、スクールガード、学童交通擁護ボランティアにつきましては、教育委員会だよりですとか学校だより等を活用しまして、紙面で広く募集をしますほか、スクールガード講習会というのを毎年開催をしまして、その中でスクールガードの方々や学童交通擁護員であります保護者の方々と情報交換、意見交換を実施しているほか、また今現在、コミュニティ・スクールを設置しています第九小学校のQカフェと呼ばれます、学校運営協議会のほうにも私も参加いたしまして、地域のスクールガードの方からの日ごろの見守り活動について御意見を伺うなど、現場の声の把握に努めているところでございます。

また、本年1月には東大和市社会教育委員の皆さんの会議にも出席しまして、児童・生徒の安全に係る事業の中でのスクールガード等の活動について紹介をしまして、担い手について幅広くお声がけしていただくような形でお願いしているというところもやっております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ぜひ、よろしくお願いをしたいと思います。

では、政府が策定しました登下校防犯プランでは、従来の高齢者を中心とした見守り活動には限界が生じているため、見守りの担い手をふやすため、多様な世代や事業所が日常活動の機会に気軽に実施できる、ながら見守り等の推進に取り組むこととしておりますけれども、私ども公明党としても、この代表質問もさせていただきましたが、平成31年度に取り組む高齢者見守りネットワーク～大きな和～の見守り対象の拡大について、教えていただけますでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 市では、これまで高齢者を対象といたしました高齢者見守りネットワーク～大きな和～を平成23年11月から開始いたしまして、順次、御協力いただく事業所や地域活動団体の数がふえ、現在72の事業所等に御協力をいただいているところでございます。

この活動につきましては、市と協定を締結いたしました事業所等の方々に、日常業務などの中で、地域の高齢者のプライバシーに配慮しながら、さりげなく見守っていただき、何らかの異変に気がついたときに、市や高齢者ほっと支援センターに御連絡をいただくものでございます。

現在も社会福祉協議会に、このネットワークのコーディネートを担っていただいておりますが、このたびファミリー・サポート・センターとして、子育て支援の機能拡充をすることに伴いまして、この見守り対象を子供たちにも拡大いたしまして、地域で子供たちを見守る目がふえまして、子供たちの安全とか児童虐待の早期発見、未然防止に資するものと考えてるところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。よろしく願いをいたします。

さまざま伺ってまいりましたが、スクールガードの方々は、高齢化が進み、後任候補としての人員確保もなかなか難しいという状況になっていると思います。地域の見守りの目の減少を補うためにも、ごみの収集車等の収集員による見守り等、お願いすることは、政府が策定した登下校防災プランにも即しているというふうに思いますけれども、その点についていかがでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） ごみの収集車によります収集の回収の時間等、児童・生徒の皆さんの登校時刻とも重なるところというふうな形で考えておりますので、今後、所管部局とも連携して研究してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ぜひ、よろしく願いをいたします。

ごみの収集車は、登校の時間帯だけではなくて、下校の時間帯も走っておりますので、この有効な見守りになるというふうに思います。また、青色回転灯パトロールカーと同様に、動く防犯カメラとしても有効だというふうに思いますので、ぜひ前向きに検討していただければというふうに思います。よろしく願いをいたします。

それでは、次の項目に移ります。

3、ごみ対策についてでございます。

戸別収集とステーション収集の現状と問題点についてですけれども、戸別収集を実施する目的は排出者責任の明確化です。分別の徹底や廃棄物の減量を推進するためには、その前提として適正な分別や廃棄物の排出ルールの遵守など、廃棄物を排出する者としての責任も、市民一人一人が持つことが不可欠でございます。

これは戸別収集が実施される前、戸別収集の導入についてという文章の中に書かれている戸別収集の目的でございましたけれども、細かな問題点はあるにしても、市民の皆様の御努力によって、おおむね目的どおりに実

施され、効果が出ているというふうに感じておりますけども、その点について、いかがでしょうか。

○**ごみ対策課長（中山 仁君）** 今お話しいただいた排出者責任ということと、またそれについては不法投棄というような話も合致するのかなというふうに思います。今、戸別収集を実施してからですが、東大和市内、やはりきれいになったというお声はすごくいただいているところです。ただ、不法投棄が全てなくなったというわけではございません。ですので、またこれからも見守りというか、見張りですかね、不法投棄をしないさせないというようなことから、警察との協力において、そういったことはこれからもさせていただきます。また市としましては、おおむねこの戸別収集については、効果があった、また減量もしているというようなところで捉えております。

以上でございます。

○**17番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。

ステーション収集に関しては、不法投棄が多いというような、さまざまな問題が指摘をされているというところで今伺おうとしましたけども、御答弁いただきましたので、次の質問に移りますけども、宅地開発等で集積所が設置されている場合の問題点として、高齢化、核家族化のため、ごみ当番の助け合いが難しくなっており、一部の人に負担がかかっているなど、管理するのが厳しくなっている地域もございます。改善を早急にしてほしい、早目に状況を見きわめてほしいなどの声が上がっている地域がございます。今後こういったこの集積所に関しては、どのような対策をお考えなのかお伺いをいたします。

○**ごみ対策課長（中山 仁君）** 地域の皆さんのそのようなお声があるということ、それは確かにごみ対策課のほうにも今、現状、来ているところはございます。まずステーション収集から戸別収集に変えるに当たりましても、いろいろ問題点はございます。地域的な問題だったり、車両的な問題だったりというところがございます。ですので、一度そういうようなお声がある場合には、私たち現地、赴きまして、また収集運搬をする事業者の方と一緒にそちらの現場を見させていただきます。

戸別収集できてなかったというのが、まだ26年の8月の段階から結構時間がたっておりますので、状況が変わったということ、また事業者さんの努力というところで戸別収集ができる場合もやはりあります。ですので、ただ、そうは言いますが、市民の皆様はその集積所を使ってらっしゃる方が、皆さんが御意向をきちんと戸別にしていこうねというようなお話がもしあるのであれば、私たちは前向きにそちらのほうは検討していくというような状況でございます。

以上でございます。

○**17番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。ぜひ、前向きにお願いをいたします。

②番に移ります。先ほどの市長の御答弁では、この急な勾配の坂道や道路の幅員が狭いなど、収集車両による安全な作業が確保できない場合とありましたけども、このような場所が何カ所あるのか、またそれ以外の理由で戸別収集ができない箇所があれば教えていただけますでしょうか。

○**ごみ対策課長（中山 仁君）** 市長からも御答弁いただいた、その坂道だったりということで、箇所数については申しわけございません、今の私のほうで把握はしてはございません。ただ、安全にというのはやはり第一でございます。収集車両が、やはり前進で入って、バックで出ていくというようなことは、やはり避けなければならないということ。また、安全というのは、収集作業員だけではなく、やはり市民の方も、やはり何かしらぶつかってしまったり、やっぱりけがをしてしまうというようなことがございますと、やっぱりそれは問題という形で捉えてございます。やはり収集作業員も安全には十分気をつけていただきますし、またその安全

は市民の方にも直結するものだというふうに考えてございます。箇所数については、大変申しわけありません。そういったところをメインで、今まだ集積所については残ってるというところで御答弁させていただきます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 安全確保するという事は、大事だというふうに思います。その点も、よろしく願いをしたいと思います。

先ほども述べましたけども、これから高齢化がますます進んでくるわけでございます。ごみのステーションまで持っていくのが大変だとか、自転車や車でステーションまでごみを運んでいるなど、この切実な声が寄せられております。例えばですけども、急坂や幅員が狭い地域には軽トラで中継をすとか、軽車両の収集車を活用している自治体も見受けられますので、そのような対策を講じるようなことはできませんでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 他の自治体で軽自動車、使ってるというところは、私のほうも少し耳には入ってる所です。東大和としましては、軽自動車使いますと、やはり収集頻度ということ、また積載量の増減という話のところもございます。やはり軽自動車で収集した場合には、やはりパッカー車のほうに積みかえをした中で、小平・村山・大和衛生組合焼却炉のほうにお持ちするというような形になります。また、軽自動車につきましては、やはり車両の金額、パッカー車、プラスチックという話になってございます。それと人工代、そういったところもやはり金額がかさんでくる要因になります。そういうことから収集運搬委託料の関係も考えまして、今現状では軽自動車という形では考えてはございません。

以上でございます。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時33分 休憩

---

午前10時42分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（荒幡伸一君） では、この項目、最後の質問とさせていただきますけども、有料化されて、市民の皆様の御努力によって一定の成果も出ているわけですから、市民サービスの差別化はなるべくするべきではないというふうに思っております。これ共通した認識だと思っておりますけども、その点についていかがでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 戸別収集について、できてるところ、できてないところというところだと思います。市としましては、家庭系廃棄物有料化方針、こちらを25年11月に作成させていただいております。その後、26年8月から戸別収集、26年10月から有料化という形です。これはまだ第1弾に過ぎません。

今後につきましては、この有料化方針の中に、この有料化を実施した後、有料化の内容について検証しますということをお話させていただいております。検証後に、今お話しいただいた内容についても、排出方法も含めて検討していきたいと、そのような形で考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ぜひ、よろしく願いをいたします。

同僚の議員からも、先週の一般質問で訴えさしていただきましたので、これ以上は言いませんけども、市民の皆様がこの負担に対するサービスの向上を実感できる対策の実行が必要であるというふうに考えますので、よろしく願いをいたします。

では、4番に移らせていただきます。高齢者の家庭内事故防止策に移りますけれども、最近は高齢者と呼ばれるようになる65歳以上の方にも元気で活躍している人がたくさんいます。しかし、現実に身体機能はだんだんと低下しており、思わぬときに、思わぬところでけがをするといった例も見られます。特に家庭内での事故が多くなっています。具体的には階段や脚立、ベッドからの転落、床や浴室などでの転倒により、打撲や骨折を負う例が多く見られます。また、やけども目立っています。

高齢の場合、けがをすると重い症状になりやすく、治療にも時間がかかります。その後の生活の質を確保するためにも、事故の予防が大事だというふうに考えます。家庭内事故の場所や起因については、先ほどの市長の御答弁をいただきましたので、②のこの事故防止の工夫ポイントから質問をさせていただきますけれども、御答弁で東京都のアンケート調査とありましたけれども、具体的にはどのような内容なのか教えていただけますでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 東京都が実施いたしましたアンケート調査でございますけれども、これは平成29年の1月に行いましたインターネット調査のことであります。70歳以上のおひとり暮らし、あるいは2人暮らしの高齢者のみ世帯に週1回以上、訪問いたしまして、家事支援ですとか見守り支援等を行っている20歳以上の方、3,000人を対象として行われたものであります。高齢者を見守っている方を対象としたのは、高齢者のヒヤリ・ハット、これを客観的に判断できると、こういう理由からであります。調査事項につきましては、過去5年間における高齢者のけが、やけどなどの危害と、それからその危害に至らないけれども、危険な状態だったヒヤリ・ハット、これを対象としております。これらの危害ですとか、あるいはヒヤリ・ハットを、リビング、居間、台所、ダイニング、風呂、脱衣所など、8種類の場所に区分いたしまして、アンケート調査を行ったものであります。

以上であります。

○17番（荒幡伸一君） では、今の調査では、どのような事例が報告されているのか、教えていただけますでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 東京都のアンケート調査の結果によりますと、高齢者の危害ですとか、あるいはヒヤリ・ハット、これを経験した場所といたしましては、リビング、居間の区分が最も多いものでした。その次に、玄関、階段、廊下の区分が続いております。それから、リビング、居間におきましては、転倒が最も多く、723件報告されております。転倒の対応といたしましては、カーペット等の敷物のへりですとか、あるいは畳とフローリングの段差、ここにつまずいて転倒するケースが多いようであります。また、テーブルの角に体をぶつけて転倒するなど、家具等によるケースも報告されております。それから、階段ですとか、あるいは玄関での転倒も多く報告されております。階段では、踏み外しや滑って転倒したケースが多く報告されております。一方、玄関につきましては、靴を脱いで家に上がろうとするときに、足をひっかけて転倒する場合や、靴の着脱でバランスを崩して転倒するケースが報告されております。

以上であります。

○17番（荒幡伸一君） 詳細にありがとうございます。

国民生活センターによりますと、高齢者の家庭内事故の特徴として、事故のきっかけは転倒と転落を合わせた割合が6割近くで、年齢が上がるにつれて多くなっているとのこと。階段や屋根などの高いところからの転落もありますが、立ち上がったたり、普通に床を歩いていての転倒が多いのも特徴だそうでございます。

一方、死亡の原因として最も多かったのはやけどで、熱い湯の入った浴槽に転落したり、着ている衣服に火

がついたことによるものがあつたそうでございます。これらの事例から、どのようなことが読み取れるというふうにお考えでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 議員がおっしゃいました、やけどですとか、その死亡事故につきましては、専ら対応案……基本の感覚的なものが衰えているだろうというふうに推測されます。それから、最も多い転倒事故でございますけれども、これはわずかな段差があるところですか、あるいは滑りやすいところが多く、それから片足立ちでの転倒ということも多いというふうに認識しております。高齢化に伴いまして下半身の筋力が衰えたり、あるいはバランス能力ですね、これが低下したりすることが原因だろうというふうに考えております。

以上であります。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

私も下半身の筋力をアップすることや、このバランス能力を向上させることは、最も大事であるというふうに思っておりますが、ほかにこの家庭内事故を減らすために取り組むべきようなことがありましたら、教えていただけますでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） こういった家庭内事故を減らす方法といたしましては、まず御本人様の運動能力、これをできるだけ低下させないという観点が大事だろうというふうに思っております。私どもが市民とともに開発いたしました東大和元気ゆうゆう体操、この体操は筋力アップですとか、バランス能力の向上に役立つ動作が多く含まれておりますけれども、こういったものは介護予防を目的として制作されておりますが、家庭内事故の防止にも役立つだろうと、このように考えております。

以上であります。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

いろいろとその家庭内での事故を防止するための工夫ですね、これが、このまとめられた情報として、東京都の作成した高齢者の家庭内事故防止見守りガイドが挙げられるというふうに思います。市長の御答弁でも触れていただきましたけれども、改めてちょっと御説明をいただいてもよろしいでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） ただいま挙げられました高齢者の家庭内事故防止見守りガイドでございますけれども、これは東京都が実施いたしましたアンケート調査によって、事故防止の工夫が1,869件ほど回答されております。これらをまとめたものでございまして、A4版の4ページのコンパクトなものでございます。転倒に注意、火の取扱いに注意、熱中症に注意、風呂場の事故に注意という4つのカテゴリーに分けて、家庭内の危険ですとか、あるいは事故防止に対する工夫を、イラスト入りでわかりやすい言葉で伝えております。分量も非常にコンパクトで、高齢者自身が家庭内の危険を認識して、事故防止の工夫を施すのに非常に適したものであるというふうに認識しております。

以上であります。

○17番（荒幡伸一君） ぜひ、高齢者の家庭内事故防止見守りガイドを活用しながら、家庭内事故防止に向けた市の取り組みをお願いしたいというふうに思いますけれども、その点について、いかがでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 家庭内の事故につきましては、先ほど申し上げましたように介護予防、あるいは健康維持のための取り組みで、筋力ですとかバランス能力を向上させるということが必要だろうというふうに思います。

もう一つ、家庭内の危険の除去、これも重要だろうというふうに考えております。特に転倒事故の要因とい

たしまして、段差ですとか滑りやすい床、こういったところにありますので、これに対して、例えば住宅改修等で、手すりの設置ですとか、あるいはその他、危険の除去ということもできます。けれども、一方、日常生活上のほんのささいな工夫、これによって経費をかけなくても、事故防止に有益であることが、この東京都のアンケートの調査結果から読み取れるところであります。こうした工夫をわかりやすくまとめたものが、高齢者の家庭内事故防止見守りガイドというものでございまして、こういった工夫を非常にわかりやすく紹介してすぐれたものというふうに思います。市といたしましては、高齢者の介護予防への取り組みというものを続けるとともに、こうした日常生活上の工夫が広く浸透するように、このガイドの周知に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。よろしく願いをいたします。

いつまでも生き生きと住みなれた場所で生活ができるようにするためには、健康寿命の延伸と家庭内での事故をなくすことだというふうに思いますので、ぜひよろしく願いをしたいと思います。

以上で、この項目は終了して、次の項目に移らせていただきます。

5番、3世代同居・近居支援についてですけれども、誰もが危機感を持っているこの少子高齢化問題、子育て、介護という厳しい現実問題を家族間で助け合えるよう、国や自治体は親、子、孫の3世代の同居・近居の推進に力を入れ始めております。子は親がそばにすることで、育児に関する協力を得やすくするので、出産、育児への不安が減り、出生率の向上につながります。親は子がそばにすることで、介護が必要になったときに協力を得やすくなり、孫がそばにすることで元気も出てきます。

平成28年第4回定例会での一般質問では、この理想の家族の住まい方との観点から伺わせていただきました。先ほどの市長の御答弁では、市の公式ホームページ上に、制度紹介ページを作成したとのことでしたが、それについて問い合わせなどはございましたでしょうか。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） ホームページにおきましては、住宅の認定にかかわること、それから所得税控除にかかわることなどでございます。当ホームページにつきましては、子育て支援課におきましてアップしたところでございますけれども、それぞれの関係部署に確認したところ、問い合わせはないということでございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） 問い合わせはないということですが、前回、一般質問で取り上げさせていただいた後に、庁議にも上げていただいておりますけれども、どのような検討がなされたのか、教えていただけますでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 平成28年の第4回市議会定例会で、一般質問をいただいた後の庁議におきまして、第4回市議会定例会の検討課題として報告をいたしましたものでございます。

その内容につきましては、課題に対する担当部の解決策といたしまして、市の公式ホームページ上に3世代同居・近居の国や機関等の支援制度を掲載すること、それから3世代同居・近居に関する情報収集に努め、効果が見込めそうな制度について調査研究をすると、そういったことを報告をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、ちょっと違う角度で、3世代同居や近居がしやすいまちとは、どのようなまちだというふうにお考えでしょうか。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） いろいろあるかと思いますが、交通の便や買い物環境がよくて、他市に比べて適度に住宅が借りやすいとか家賃が安い、さらには不動産価格が安いことなどが挙げられると思いますけれども、当市におきまして進めております、日本一子育てしやすいまちづくりにおける子ども・子育て施策につきましては、3世代同居や近居を検討する際の選択肢の一つになっていただいているものだというふうに思っているところでございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

子育てがしやすく、子育て世代に選ばれる魅力的なまち、当市のように、日本一子育てしやすいまちづくりを目指しているまちだというふうに私も思っております。

それでは、さまざまな世代が同居や近居をすることによって、待機児童対策や理想の家族の住まい方などの効果が期待できるというふうに思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 育児に協力を得られる祖父母の同居や近居によりまして、乳児期は家庭保育で過ごし、待機児童がいない幼児期に入園するなどの事例はあるところでございます。そういうことから、一定の効果はあるのではないかと考えているところでございます。また、祖父母の孫の預かりや保育所等への送迎、緊急時や親の不在時のサポートなどによりまして、子育ての孤立感や負担感の軽減の効果があると考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、今年度から新たに転入・転出時にアンケート調査を行っていると思いますけれども、転入・転出の理由について、現時点での回答を教えてくださいませんか。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 平成30年9月に行いました平成29年度に転入した方を対象といたしましたアンケート調査によりますと、居住地として他の市町村ではなく、東大和市を選択した理由という問いに対する回答として、18個の選択肢の中で一番多かったものが、親等、親族との同居・近居、2番目に多かった回答が通勤・通学の利便性、3番目に多かった回答が住宅価格、家賃が適当でありました。詳細につきましては、現在、報告書の作成に向けて業者と調整しているところであります。報告書がまとまった後、情報提供させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 今、転入に対して御答弁いただいたと思いますけれども、転出についてはいかがでしょうか。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 同30年9月に行いました転出者のアンケートとして、居住地として、現在のお住まいというのは、東大和市から出た居住地を選択した理由といたしまして、一番多かったものにつきましては、通勤・通学の利便性、2番目に多かったものとしては、親等、親族との同居・近居、3番目に多かったものとして、住宅価格、家賃が適当でございました。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

どちらもこの転入・転出に関して、同居や近居が理由として多く挙げられてるということでございました。  
現時点でのアンケート調査については、どのように評価をされているのか教えていただけますでしょうか。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 先ほど申し上げましたとおり、アンケート調査の評価につきましては、現在、報告書の作成に向けて業者と調整してるところであります。平成31年度より、アンケートの内容の分析、その分析を踏まえた事業の検討を行ってまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） よろしく願いいたします。

先ほど市長の御答弁では、3世代同居に対応した住宅の新築・改修に対します国や民間の補助等の制度の周知等も含め、子育て世代の方々に住み続けていただけるよう、市におけますさまざまな施策をいかに工夫しながら展開していくかということが課題であると考えますと御答弁をいただいておりますので、ぜひ支援策を講じていただきたいというふうに思いますけれども、この点についていかがでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 3世代同居とか近居に係る施策の有効性や費用対効果なども念頭に置きながら、引き続き情報収集に努めて調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ぜひ、前向きに検討していただければというふうに思います。よろしく願いをいたします。

3世代同居が珍しくなかった昔、祖父母や地域の協力を得ながら家庭で子育てを行うことは当たり前の風景でございました。しかし、高度成長期以降、核家族化や女性の社会進出が進む中、子育ては社会全体で取り組む事業であるとの認識が広まっているというふうに思います。3世代同居や近居は、待機児童対策にとって確かにメリットであるというふうに考えますので、強力で推進していただくことを要望して、次の項目に移させていただきます。

6番、最後のマンホールカードの作成についてでございます。

マンホールカードとは、文字どおりマンホールのふたが描かれたカードのことで、2016年4月に配布が始まりました。きっかけは、マンホールの製作を依頼された会社が、こんなにカラフルで、デザイン性のあるマンホールのふたなんだから、カードに印刷して配布してみたらどうですかという一言から始まったそうでございます。今まではだんだんふえ続けて、2018年12月14日には第9弾が導入され、407自治体、478種類となるまで配布されるようになりました。現在では、オークションなどで取引されるほどになっているそうでございます。テレビなどでも時折紹介されるマンホールカードですけども、まずは健全度によっても違うと思いますけれども、マンホールふたの耐用年数について教えていただけますでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） マンホールふたの標準耐用年数ということでお答えさせていただきたいと思いますが、すけれども、車道に設置しているもの、こちらのほうが15年、歩道など車道以外に設置しているものが30年でございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 現在のこのマンホールふたのデザインですけども、これは平成13年8月から市の花であるツツジを使用しており、既に15年以上、経過をしておりますが、ほかにどのような種類のふたがあるのか教えていただけますでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） マンホールふたのデザインでございますけれども、今お話のありました市の花で

あるツツジをデザインしたもの、それから市章を中心に配しました幾何学模様のもの、それからスリップ防止のための突起が配してあるもの、それからスポーツ祭東京2013のマスコットキャラクターでありました、現在、東京都スポーツ推進大使のゆりーとがボウリングをしているところを描いたもの。また、雨水のマンホールになりますけれども、多摩湖の取水塔をデザインしたもの、そういうものがございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 下水道の存在とイメージアップを目的に作成されましたスポーツ祭東京2013のマスコットキャラクターのゆりーととコラボしたマンホールふたは、どのような効果があったのか。また、同様の取り組みはできないのか、お伺いをいたします。

○下水道課長（廣瀬 裕君） ゆりーとをデザインしたマンホールふたでございますけれども、2013年に行われましたスポーツ祭東京のPRで、当市で行われたボウリング競技のPRに効果があったというふうに考えております。また、下水道事業のイメージアップに効果があるというふうに考えているところでございます。

このデザインマンホールふたにつきましては、デザインプレートをマンホールふたに固定する方式のため、新たなデザインプレートを作成して交換することは可能であるというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ほかのこのマンホールふたも、今御説明いただきましたゆりーとをデザインしたものと同じように、そのふたを交換するようなことってというのはできるのでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） ねじで固定しているものでございますので、デザインをそのようなものに変えることは可能でございますし、新たなものをゆりーとのものとして、新規につくって交換することも可能というふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

ほかのふたも交換は可能だということで、過去にこのマンホールふたのシールを、このイベントのときに配布したことがあるということをお伺いしておりますけれども、その詳細と効果についてお伺いをさせていただきます。

○下水道課長（廣瀬 裕君） マンホールふたのシールでございますけれども、ツツジのデザインのマンホールふたを、丸型に剥がしまして張るタイプのシールを作成したというふうに聞いているところでございます。このシールは、下水道事業のPRや水洗化の向上を目的として作成し、産業祭などのイベントのときに配布したというふうになってございます。ただ、現在、シールのほうの在庫はございません。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

マンホールカードについて、この多摩地域の状況について教えていただけますでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 多摩地域のマンホールカードの状況でございますけれども、現在9市1町で13種類が発行されている状況でございます。各自治体の配布開始の時期が異なりますので、状況的には異なる部分でございますけれども、大体累計で4,000枚から5,000枚程度、配布している自治体が多く、配布状況といたしましては市外の方が多いというふうに聞いてるところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

私も瑞穂町のマンホールカードをいただいてまいりましたけれども、渡されるときに、写真のこのマンホール

は箱根ヶ崎の駅にあります。ぜひ見に行ってください。というようなお声をかけていただきました。こういう一言ってすごく大事だというふうに思いますので、実施する際には、ぜひお願いをしたいなというふうに思っております。

それでは、マンホールカードを作成するため、新たにこのマンホールのデザインを公募するなどは考えられませんでしょうか。また、うまべえを使用したふたをつくることはできませんでしょうか。お願いします。

○下水道課長（廣瀬 裕君） マンホールふたの更新に当たりまして、新たなデザインや、東大和市観光キャラクターであるうまべえを使用したマンホールふたを作成することは、可能であるというふうに考えているところでございます。それをマンホールカードにすることは、考えられるのかなというふうに考えております。

一方、マンホールカードの作成に当たりましては、現在のツツジのデザインのマンホールふたとするか、新たなデザインとするかの検討が必要であるというふうに考えます。また、新たなデザインとする場合につきましては、下水道施設として長期に使用することや、マンホールふたのデザインとしての性能を検証すること。また、下水道事業のPRにどのように結びつけるかということや、研究する必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 配布場所や、うまべえを使用したときのことを考えますと、他部署との連携が必要となるかというふうに思いますけれども、この他部署との連携を図って進めるということはできますでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） マンホールカードの配布などの他部署との連携ということでございますけれども、現在マンホールカードの配布場所につきましては、下水道に関連した場所や観光案内所等で配布をすることに加えまして、土日に配布することが可能である場所を選定することとなっております。そのためマンホールカードを作成しまして配布するためには、他部署との連携が必要不可欠であるというふうに考えているところでございます。また、下水道のPRに加えまして、市のPRのためには、他部署との連携、さまざまな検討を行う必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ぜひ他部署と連携をしていただいて、私としては郷土博物館のほうで渡せるといいのかなというふうに思っておりますので、ぜひ前向きにさまざまな検討を行っていただきたいというふうに思っております。

そして、できれば市制50周年を記念して、このマンホールカードを発行していただきたいというふうに思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） マンホールカードの作成は、設置されているマンホールふたのデザインが前提としてございます。このため新たなマンホールふたのデザインによるマンホールカードを作成する場合につきましては、新たなデザインを作成することや、実際にマンホールふたを作成して、マンホールふたを設置することが必要となります。その後、下水道広報プラットフォームへ、マンホールカードを発行するための登録申請を行いまして、登録基準を満たしたものが、下水道広報プラットフォームで登録が行われ、発行となるものでございます。そのため、市制50周年を記念してマンホールカードの発行ができるかにつきましては、発行までの期間や費用などについて研究が必要というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

発行するまでに、さまざまな手続なども必要だというふうには思います。まだ1年半以上ありますので、まだ1年半以上あるというふうに思うのか、もう1年半しかないというふうに思うのかで全然変わってくるかというふうに思いますので、ぜひ前向きに楽しんで進めていただきたいというふうに思います。

それでは、平成29年第2回定例会での一般質問終了後に、市長と副市長に、マンホールいいじゃないというふうなお声がけをいただきましたので、最後に市長から御所見がございましたらお願いをいたします。

○市長（尾崎保夫君） 今いろいろとマンホールカードについてお話を聞かして——マンホールカードってたまにテレビに出たりしたりして、非常に何か人気のあるようなカードもあるというふうな話も聞いてございます。目的とするところは、下水道事業のお知らせするということと、もう一つはやはり市のPRになるかなということだと思いますけど、特に先ほど答弁もありましたように市外からの要望というか、多いというふうな話も聞いてございますので、私どものほうも、市も市外から大勢来ていただきたいなど、そんなふうに思っております。ただ、カードをつくるっていうだけではなくて、やはり人が来ると、あるいは注目してもらえというふうな、そんなふたをつくっていく必要があるかなと、そのようにも考えています。今後、その効果だとか他市の状況等を踏まえ、人々に注目されるようなカードがつかれるように研究していけばいいかな、そんなふうには思っています。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） 市長ありがとうございます。

ぜひ、他自治体、またいろんなマンホールから注目されるようなカード、できることを楽しみにしております。マンホールカードを発行する自治体はどんどんふえております。乗りおくれることがないよう、私も楽しみにマンホールカードができるのを待っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で、私の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（押本 修君） 以上で、荒幡伸一議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 佐竹康彦君

○議長（押本 修君） 次に、16番、佐竹康彦議員を指名いたします。

〔16番 佐竹康彦君 登壇〕

○16番（佐竹康彦君） 議席番号16番、公明党の佐竹康彦です。通告に従いまして、平成31年第1回定例会における一般質問を行います。

今回、私は大きく3つの点にわたって質問をいたします。

1点目は、都営向原団地創出用地の活用についてです。

向原団地の創出用地に関しては、前回、平成30年第4回定例会で伺いました。その後、市議会議員へ提供された情報によれば、平成31年2月14日には東京都教育委員会定例会において、北多摩地区特別支援学校（仮称）の設置候補地について報告がありました。また、地域住民への説明会の実施、商工会への説明を予定しております。こうした東京都の動向を考慮すると、北側の向原団地創出用地へ特別支援学校を建設、整備することは、既定路線として東大和市においても認識されてるものと理解しております。このことについて、前回の定例会以降に行われた東京都の話し合いと、その経過も含め、市としてのお考えを伺いたいと思います。

また、南側の創出用地についてはどのような活用をしていくのか、東大和市も住宅建設以外の選択肢も含めて、東京都と率直な意見交換等を行っていただきたいと考えております。南側の活用のあり方が明確にならな

い限り、北側への特別支援学校の整備を了解しないというような姿勢ではなく、より柔軟な対応も視野に入れて、特別支援学校の速やかな整備へ向けて、市としての協力姿勢を明確に示していただきたいことを求め、以下の質問をいたします。

①都営向原団地創出用地の北側を予定地とする東京都の特別支援学校の整備について、平成30年第4回定例会以降の東京都と東大和市の取り組みについて詳細を伺う。

②都営向原団地創出用地の南側の活用について、東京都と東大和市の協議はどのようになっているのか、詳細を伺う。

2点目は、子供たちの安全確保についてです。

公明党では昨年末、市内防犯カメラの設置拡大に関する市民の皆様の要望を署名という形にして、東大和市並びに東京都へ提出をさせていただきました。この署名をしていただく中で、子供たちの安全確保に関して、さまざまな観点からの御意見や御要望をいただきました。今定例会に当たりまして、そうした中から何点か以下の質問で確認をさせていただきたいと考えます。

①スクールメールについて伺います。

スクールメールに関しては、これまで公明党としてその導入を一貫して要望し、今年度よりPTAを運営主体としてのサービスを開始していただくことができました。利用されている保護者からは、子供の登下校の様子がわかるのでありがたいと、評価する声を私どもも多数いただいているところであります。今後、継続してこのサービスが利用されるとともに、その機能の拡充も検討していただければと思います。市としてどのようにバックアップしていただけるのか、その観点から質問をいたします。

ア、PTAを主体として平成30年度より導入をされた当該サービスについて、現在の利用状況を市としてどのように把握しているか。

イ、サービスのさらなる利用拡大と活用について、市としてどのような協力が可能だと考えるか。

②として、学童保育所や児童館の安全対策について伺います。

平成13年に大阪府池田市で小学校に包丁を持った男が侵入し、多くの児童を殺傷する事件が発生をし、日本全国に衝撃が走りました。それ以降も、小学校や認定こども園など、教育・保育施設へ不審者が侵入し、被害者が出てしまう深刻な事件が各地で起きています。そのため、自治体によってはさまざまな対策がとられているようですが、殺傷能力のある凶器を手に侵入される事例もあることから、子供たちの安全を守るためにはこれでもかと思われるくらいの対策が必要だと思われまます。学校の安全については、これまでも施設内へ防犯カメラの設置など行っていただいておりますが、さらに放課後の子供の居場所である学童保育所や児童館の安全対策もさらに強めてほしい、こういった声が私どもの署名運動の中でも聞かれたところであります。

そこで、質問をいたします。

ア、市内の学童保育所や児童館の安全対策の現状はどのようになっているのか。

イ、子供たちの安全確保対策の一環として、出入り口等に防犯カメラ設置や電気錠門扉の整備などをする事について、市の見解を伺う。

③として、いじめや不登校、自殺などの対策について伺います。

現在、東大和市教育委員会では、学校を通じて保護者に対するいじめアンケートを実施するなど情報収集に努力をされ、スクールカウンセラーの配置など体制を整えていただいております。その努力は大いに評価いたします。ただ、現在の取り組みに対して、十全ではないとの市民の声も伺ったことがあり、カウンセラーな

どに相談したくても二の足を踏むような児童・生徒もいることが考えられます。そこで、現在の市の相談体制を確認させていただくとともに、別の角度からの相談体制を充実させるべく、SNSを活用した取り組みについて、どのような見解をお持ちなのか伺いたく質問いたします。

ア、現在の東大和市における子供たちの悩み相談を受ける体制はどのようなものか。

イ、SNSを活用した相談体制について、国や東京都、他の自治体の取り組みはどのようになっているか。

ウ、東大和市でSNSを活用して、従来の相談体制をより充実させていくことを望むが、市の見解を伺う。

3点目は、高齢者施策の充実についてです。

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年を一つの境として、今まで経験したことのない超高齢社会が現出すると言われており、地方自治体においては今後ますます高齢者施策を充実させていくことが課題となっています。公明党は、これまでも超高齢社会に対応した社会保障のあり方として、地域包括ケアシステムの構築を進めてきたところです。厚生労働省の資料を確認すると、地域包括ケアシステムにおいては、介護、医療、予防という専門的サービスと、その前提としての住まいと生活支援、福祉サービスが5つの構成要素として示されています。また、自助・互助・共助・公助のそれぞれの役割も示されています。この中でも、特に生活支援と互助の部分については、地域の役割が重要視されていて、地域住民による声かけや見守りを初めとして、幅広い担い手による互助機能の役割が大きくなるような取り組みが求められるとされています。

また、認知症については、公明党が昨年春に進めた100万人訪問調査アンケートの介護に関する分野では、認知症に対する不安について、本人がなる場合も、家族がなる場合も、ともに多くの不安の声が上がってまいりました。超高齢社会は、必然的に認知症を発症する人が増加する社会であり、認知症と共生する社会の構築が求められているところです。また、健康の基本の大きな柱の1つが食であり、高齢でも元気に活躍されている方にお話を伺うと、食のあり方に気を配っている方が多いことに気づかされます。超高齢社会では、高齢者の方の健康維持のための食のあり方、栄養摂取のあり方の重要性について、これまで以上に注意されていくべきものと考えます。

そこで、以下の質問において、高齢者施策の中で、地域、認知症、栄養の点に関し、確認をしたいと考えます。

①地域の力を活用する高齢者施策の充実について。

ア、地域包括ケアシステムの運用における地域の役割を、市はどのように捉えているか。

イ、市内の各高齢者ほっと支援センターを中心に設置するための取り組みが進められている第二層協議体について、これまでの成果をどのように捉えているか。

ウ、第二層協議会などを通じて地域住民の力を活用することが、市の高齢者施策にどのような影響を与えると考えるか。

②認知症対策の充実について。

ア、認知症初期集中支援チームの成果はどのようなものか。

イ、市における認知症施策の課題と今後の取り組みについて伺う。

③健康維持のための栄養対策について。

ア、高齢者の健康寿命延伸のため、これまで行ってきた栄養対策の成果と今後の取り組みについて伺う。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

[16番 佐竹康彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、都営向原団地の創出用地の北側を予定地とする東京都の特別支援学校の整備に係る取り組みについてであります。東京都におきましては、市の要請に基づきまして、3月に地域住民向けの説明会を開催することです。市におきましては、東京都が行う説明会の状況を踏まえ、建設に向け、市の要望等を含め協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、都営向原団地の創出用地の南側の利活用の協議の状況についてであります。これまでの協議におきましては具体的な進展はありません。

次に、子供たちの安全確保に係るスクールメールについてであります。ICカードを活用したスクールメールシステムは、児童の登下校の見守り対策の一環として、PTAや保護者連絡会主導のもと、市内の全小学校及び学童保育所に導入され、平成30年度の2学期から運用を開始いたしました。導入当初は、カードリーダーへのタッチを忘れてしまうような児童も見受けられましたが、現在ではICカードの取り扱いにもなれて、適切に運用がなされているものと認識しております。

次に、利用の拡大等についてであります。本システムは児童の登下校の見守り対策の一環として、効果的なサービスであるため、設置事業者と連携し、入学前の児童の保護者に対し、案内周知を十分に図ってまいります。また、システムの安定的な稼働を図るために、市におきましては、機器の稼働に必要な電気代等を引き続き負担してまいります。詳細につきましては、教育委員会からお願いします。

次に、学童保育所や児童館の安全対策の現状についてであります。非常事態が発生した際にボタンを押すだけで警察に直接通報可能な非常通報装置を、児童館6館及び学童保育所の単独施設5カ所に設置しております。その他、さすまたの設置や不審者対策研修の実施、必要に応じた出入り口の施錠等、不審者への対応が適切に行えるよう安全対策を実施しております。

次に、学童保育所や児童館の安全対策の整備についてであります。不審者等への抑止力として、防犯カメラや電気錠門扉等の有効性につきましては理解しているところでありますが、しかしながらこれらの整備につきましては多額の財政負担が生じますことから、調査研究をさせていただきたいと考えております。

次に、いじめや不登校、自殺などの対策についてであります。東大和市の子供たちを対象とした相談体制につきましては、スクールカウンセラーの配置、教育相談室の設置及びいじめ電話相談の開設等を行っております。SNSを活用した相談体制につきましては、東京都を初め複数の自治体において、期間を限定した試行的な取り組みを実施したところ、一定の効果があつたと聞いております。今後は東京都などにおける先行事例を踏まえ、相談体制の充実に向けての研究が必要であると考えております。詳細につきましては、教育委員会からお願いします。

次に、地域包括ケアシステムの運用における地域の役割についてであります。市では団塊の世代の方々が75歳以上の後期高齢者となる平成37年に向け、地域包括ケアシステムの構築を進めております。地域包括ケアシステムは、高齢者の方々が可能な限り住みなれた地域で自立した生活を続けることができるよう、医療や介護、介護予防、生活支援サービス等が包括的に提供される仕組みであります。このシステムの運用には、行政、医療、介護の専門職の方のみならず地域住民の皆様の連携としまして、共助も非常に重要であると認識しております。

次に、第二層協議体のこれまでの成果についてであります。市では東大和市社会福祉協議会及び各高齢者

ほっと支援センターに配置している生活支援コーディネーターを中心に、平成30年度から市内7つの地域に分け、第二層協議体の設置を進めております。この協議体は、地域住民の皆様を中心に、高齢化を背景とした地域の課題等について話し合い、その解決に向けた取り組みの検討や、地域の支え合いの推進等を行うものであります。現在、2つの地域で設置されておりますが、協議体の構成員として活動されている方々は、みずからの地域について考える意識が高まっているものと考えております。

次に、第二層協議体などを通じて、地域住民の力を活用することによる市の高齢者施策に与える影響についてであります。第二層協議体は地域住民の皆様が主体となり活躍していただくことから、この協議体の活動を通して高齢者の方々が活躍する場がふえ、さらに地域住民の間の共助による高齢者の日常生活を支援する体制ができることで、市が進めております地域包括ケアシステムの推進つながるものと考えております。

次に、認知症初期集中支援チームの成果についてであります。市では平成30年度から市内の地域連携型認知症疾患医療センターである東大和病院内に認知症初期集中支援チームを設置いたしました。このチームは、医師、医療職及び介護職、3人で構成されており、高齢者ほっと支援センターや見守りぼっくすからの情報提供に基づき、認知症の疑われる方への早期の介入を行っております。これまでの実績は4件であります。認知症の支援について身近な地域の専門職のチームへ相談ができることにより、より早期に発見、早期対応が可能になったものと考えております。

次に、認知症施策の課題と今後の取り組みについてであります。課題といたしましては都内の認知症高齢者数は平成28年に約41万人を超え、平成37年には約56万人に達すると推計されており、身近な地域において認知症の方とかかわる機会がふえることが考えられます。このようなことから今後の取り組みといたしまして、認知症の方とその家族が地域で安心して暮らすために、早期発見、早期対応の体制の充実のほか、市民の方々に認知症に対する理解を深めていただき、地域や社会で支えていくことが必要であると考えております。

次に、栄養対策の成果と今後の取り組みについてであります。市では65歳以上の方を対象とした介護予防普及啓発事業として、栄養改善に必要な知識を得るための講座を組み込んだ事業を実施しております。栄養改善を含めた介護予防に必要な知識及び技術を身につけることにより、自立した生活を促す効果をもたらしていると考えております。今後の取り組みとしましては、健康寿命の延伸のため、引き続き栄養改善、運動機能向上、口腔機能向上の講座など、介護予防につながるような各種事業を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) 子供たちの安全確保に係るスクールメールについてであります。平成30年度の2学期からICカードを活用したスクールメールシステムが、市内の全小学校及び学童保育所に導入され、運用を開始いたしました。このサービスは、利用を希望する児童の保護者が利用料を負担する有料サービスとなっております。また、希望すれば誰もがカードリーダーへタッチするのは可能となっております。有料での利用状況につきましては、年度途中からの運用開始ということもあり、割合としましては見込みよりも下回っているという状況にあると把握しております。

次に、利用の拡大と活用についてであります。小学校では入学前の保護者説明会において、設置業者が用意するサービスの加入案内書類一式を配布し、周知に努めております。また、入学後にはサービスを気軽に利用しながら加入を検討してもらうため、1カ月のお試し期間を設ける予定であります。教育委員会といたしましては、子供たちの安全確保のため、このサービス活用が図られるよう、設置業者との連絡調整に努めてまい

ります。

次に、いじめや不登校、自殺などの対策についてであります。東大和市における子供たちを対象とした相談体制といたしましては、東京都派遣のスクールカウンセラーや、市独自のスクールカウンセラーの全小中学校への配置や、さわやか教育相談室での対面などによる相談や、いじめ電話相談などにより対応をしております。SNSを活用した相談体制につきましては、東京都において複数の部局がそれぞれ2週間程度、試行的に実施をしております。この東京都の取り組みでは、SNSによる相談が電話やメールによる相談よりも件数が多く、教育相談窓口としての有効性が確保できたとの報告がなされております。今後、東京都では市内の中学生にも対象を拡大し、SNSを活用した相談体制を整備する方向で検討していると聞いております。本市といたしましては、東京都などによる取り組みの成果や課題などについて研究し、さらに体制の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まずは都営向原団地創出用地の活用についてでございます。

この間、私も、現在、羽村特別支援学校にお子様を通わせてる保護者の方にお話を伺う機会ございましたけれども、羽村の特別支援学校の状況は大変切迫してるというような状況も伺いました。ぜひともこの特別支援学校、前に進めていただきたいと思って、この質問をさせていただいたんですけども、今、市長答弁におきまして大変重要なお言葉いただいたというふうに受けとめております。建設に向けて、市の要望等も含め協議するというふうにおっしゃっていただきました。これ明確に東大和市として、また尾崎市長として、特別支援学校の建設を受け入れると表明していただいたものというふうに受けとめましたけれども、この点についてはこれでよろしいのかどうか伺いたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） そのとおりで結構でございます。それから、南北の用地につきましても、建設に支障がないよう一体的に考えていければと、そのように考えています。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。今、大変強いお言葉をいただきました。今、特別支援学校に通わせてる保護者の方々にとっても、大変曙光となるような、光を見るような御答弁だったのかなというふうに思ってます。ぜひとも、市長のリーダーシップのもとに、速やかにこの事業を進めるように努力をしていただきたいというふうに思います。

さまざま再質問、考えたんですけども、今市長の答弁いただきましたので、次の②の南側のことについて若干伺いたいと思います。

他の議員の質問でもさまざま御答弁いただきましたけれども、この土地を所管してますのが、東京都の都市整備局であるというふうに考えております。そこにおきましては、都有地の利活用のあり方として、どのようなビジョンを持っているのか、そのビジョンを東京都のどのような計画や方針に基づいて立てられているものなのか、確認をさせていただきたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 向原団地の創出用地につきましては、平成29年3月に東京都が策定いたしました住宅マスタープランにおきまして、民間活用プロジェクトによって身近な地域で誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めるため、商業、医療、福祉等の生活支援機能が整った生活中心地の形成を推進するというふうにしております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 東京都が、この都有地の利活用に関しまして、商業、医療、福祉等の生活支援機能と  
うたっているということでございますけれども、その理由について市はどのように理解をされておられるのか  
伺います。

○都市建設部長（直井 亨君） 東京都住宅マスタープランに基づきますと、東京都は向原団地の創出用地につ  
きまして、商業、医療、福祉等の生活支援機能が整った生活中心地の形成を推進してる地区にするとの考えで  
あると認識しております。これは買い物や医療、介護などの生活に必要なサービス機能を整えることによって、  
地域での暮らしを支え、その地域の皆様が誰でも快適に暮らすことができるようにするためであり、そうする  
ことによって、まちづくりに貢献していこうとする意図があるものと考えております。

市としましては、こうした考えを否定するものでございませぬが、都が創出用地を地域特性に応じたまちづ  
くり貢献すると位置づけるのであれば、一律の方針に固執することなく、地元市が地域の実情を鑑みて、必  
要とする施設などに対しても柔軟に耳を傾けるべきであると考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

この南側の都有地の利活用につきましても、私、つい最近も市民の方のさまざまな御意見を伺いました。市  
として、こういった市民に御意見を伺う機会をつくったのかどうか、まず確認をさせていただきたいと思うん  
ですが、私もその地域の住民の皆様との話し合いの中で、例えば魅力的な図書館を含め、中高生の学習スペー  
スや生涯学習に関する事業を行う施設、こういった施設なども含めた複合施設ですとか、子供が楽しく遊べる  
スペースを兼ね備えた子育て施策推進のための施設、市民がくつろげるような施設、小規模でもショッピング  
モールのようなものを含めたもの、また子供も遊べてスポーツ競技も可能な広場の整備とさまざまな御意見を  
いただきました。また、従前の住宅計画がいいってというような御意見も頂戴したところでございます。さまざ  
ま御意見、市民の皆様あったんですけれども、こうした意見を踏まえまして、市としてどのようなビジョンを  
現状持っておられるのか伺いたいと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 向原団地の創出用地の利活用につきましては、これまで北側  
におけます特別支援学校の設置についての協議が中心でありました。南側につきましては、病院用地としての活  
用という話もありましたが、それがなくなりましたので、南側の創出用地の協議は東京都が実施をする説明会  
終了後からとなります。また、事業の主体が東京都でありますことから、市が地域の皆様に御意見を伺う機会  
は設けておりません。

向原団地の創出用地につきましては、現在までの経緯も含めて、東京都から地域の皆様などに対する説明と、  
東京都におきまして地域の皆様などからの御意見を聞いていただく機会が、設定されることが必要であると考  
えておりました。ただいま議員からは、地域の皆様からさまざまな御意見があったという御紹介をいただい  
ております。市といたしましては、東京都が実施をする説明会におきまして、そのような御意見を東京都の方  
に聞いていただくことにより、東京都が向原団地の創出用地の利活用の方向性として、地域の皆様が何を望ま  
れているのかを把握していただける機会の一つとなると考えております。

以上であります。

○16番（佐竹康彦君） 御答弁ありがとうございます。

さまざま市民の方も意見もあるというふうに思いますし、また市長の御答弁ではまだまだ進展がないという

ような御答弁でもございましたので、まずは北側は今、市長の力強いお言葉いただきましたので、南側につきましても市民の方が、特に地域住民の方が御納得いただけるような、また利益になるような有益な利活用の方途を速やかに、また闊達な議論を東京都のほうと行っていただきたいというふうに思っておりますし、それが東大和市の福祉向上にも、また東京都の福祉向上にも、住民の生活の向上にもつながっていくものであるというふうに思っておりますので、何とぞ御努力いただきたいというふうに思っております。よろしく願いをいたします。

この項については、以上で終了をさせていただきます。

続きまして、2点目の子供たちの安全確保についてお伺いをさせていただきます。

今さまざま御答弁いただきました。①のスクールメールについて伺います。

御答弁では、現在の利用状況のあらまし、聞かせていただきました。そこで、さらにこの詳細について伺いたいというふうに思います。このサービスの現在の利用状況について、その登録者数は何名で、その対象者数の割合ぐらいだと市は把握しておられるのか。また、他の自治体で同様なサービスを行っているかというふうに思いますけれども、どのような他自治体では状況なのか、把握していれば教えていただきたいというふうに思います。

○教育総務課長（石川博隆君） スクールメールシステムは、平成30年度の2学期から運用開始いたしましたけれども、現在1,043人の児童さんが有料でサービスを利用されていて、全児童数3,985人に対しまして、その加入率の割合としますと26.17%という形になってございます。

なお、当市と状況が類似します近隣自治体としまして、平成20年度から市内の全ての小学校と、それから一部の中学校、全学童保育所で運用開始されてるお隣の小平市への加入割合でございますけれども、10年を経過して、平成30年度において6割程度という形で聞き及んでるところでございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 26.17%ということで、私もちょっと少ないなというふうには感じております。また、近隣の小平市におきましては、10年たって6割程度というように今お話もいただきました。サービス開始当初としては、いたし方ないという言い方はちょっと語弊がありますけれども、それなりの滑り出しなのかなというふうに認識をさせていただきました。

このサービスに関しまして、利用者の声、どのようなものか、市として把握されている内容を教えていただきたいというふうに思います。また、この利用者の方々の声を通じて判断をされますこのサービスのメリット、どのようなものなのか教えていただければと思います。

○教育総務課長（石川博隆君） 保護者の方からは、現時点で教育委員会に対しまして、このサービスに関しての特段の御意見等は、今のところはいただいていないという状況でございます。教育委員会として考えます本サービスのメリットにつきましては、特に低学年の児童を持つ家庭での多くの加入が見込まれるということで、ボランティアの方々による見守り活動や、通学路、校門周辺等の防犯カメラ等の機能を補完しまして、児童の安全対策事業の一環としての活用が期待されるという形で認識してるところでございます。

また、学校に行きますと、登下校で結構お子さん、楽しみながらカードリーダーにタッチしていくという児童、多く見かけるところでございます。このように、児童の皆さんが楽しく学校へ来てもらうというような形で、楽しく見守りを行うというものが、このサービスの狙いの一つというふうな形も認識してございます。

以上です。

○16番(佐竹康彦君) ありがとうございます。

私ども公明党も、このスクールメール導入された際に、視察もさせていただきまして、直接、朝、タッチをする様子を拝見しましたが、特に低学年が使う昇降口でしたので、確かに課長おっしゃるように楽しんでタッチしてる状況、拝見をさせていただきました。そういった効果もあるのかなというふうに、認識もさせていただきました。

次に、市が運営主体ではないことを承知の上で聞くんですけども、この利用者数の現状について、市としての当初の見込みとどのくらい差があるのか、またその理由はどのようなものによるのか、御見解を伺いたいというふうに思います。また、参考までにどれぐらいの割合を、利用者として市は予想していたのか、この点についても伺います。

○教育総務課長(石川博隆君) 今までPTA連合会さんから、さまざまな御要望を、毎年この導入についてはいただいておりますことから、教育委員会としましては、有料の利用者数が半分の50%はいかないまでも、4割——40%には迫るのでないかなというふうな形で予想してございましたけれども、今回、設置事業者との調整等の結果で、2学期からという年度の途中からの導入開始ということもございまして、保護者の方々になかなかサービスの趣旨っていうのが、浸透していったいかなかったのではないかなというふうに推察をしております。

以上です。

○16番(佐竹康彦君) そのような理由があったということで認識をさせていただきました。確かにもうちょっと私も多いのかなと思っておりましたが、30%を切るというのはなかなか数字かなと思っております。ぜひとも多くの方々に御利用いただいて、子供たちの安全ということについて安心感を持っていただければなというふうに思っております。

この現在のスクールメールにつきましては、市の協力をいただいて学童保育所に設置をされております。これは私自身も利用している保護者の1人として、大変ありがたい措置だったというふうに、心から感謝をしているところでございますけれども、その上でさらに設置範囲を拡大して、ランドセル来館などへの対応を考慮いたしまして、児童館への設置をしてほしい、こういった声もいただいております。この児童館への設置ということにつきましては、市の見解はどのようなものか、お伺いさせていただきたいと思っております。

○青少年課長(新海隆弘君) スクールメールの学童保育所への設置につきましては、全小学校にシステムが導入されたことによるスケールメリットにより、設置費用を必要とせずに学童保育所に導入できた経緯がございます。児童館への設置につきましても、利用者数の増加などによる事業者のスケールメリットにより、設置できることが望ましいと考えております。

以上です。

○16番(佐竹康彦君) 設置事業者の方にスケールメリットが出てきて、それで設置できることが望ましいというふうな御答弁、頂戴いたしました。それで、その利用者数が増加をした場合に、どのようなサービスがこの事業者によって拡充ができるのかということ、このことについて市として把握してるものはありますでしょうか。あれば教えていただければと思います。

○青少年課長(新海隆弘君) 先ほど申し上げましたとおり、全小学校にシステムが導入されたスケールメリットより、学童保育所に設置された経緯がありますことから、今後も利用者数が増加した際には、新たなスケールメリットによるカードリーダーの設置の可能性があるのでないかと考えておりますので、その点について

事業者と調整を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ぜひ利用者の増加を図って、さまざまにサービスが拡大できるように、担当課の皆様には御努力いただければなというふうに思っております。

利用者を増加させるために、市としてどのようなことが、この事業者、また運営主体であるPTAに協力できるとお考えなのか、この点について伺わせていただきます。

○教育総務課長（石川博隆君） 教育委員会におきましても、児童の登下校におけます安全の確保という観点から、特に低学年の児童の御家庭には、ぜひ利用していただきたいというふうに考えてございますので、毎年度、新小学1年生が入学されますこの時期捉えまして、入学前の保護者説明会等で設置事業者が用意しますそのシステムの加入案内、振り込み依頼用紙、ICカード等、セットになった配布物をお配りして、加入について十分な周知を図ってまいりたいと、このように考えてるところでございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ぜひともよろしく願いいたします。

特に低学年のお子様については、本当に入学当初から、全くこれまでの保育園、幼稚園と違ったような状況の中で学校に通わなきゃいけない。そういった中で、親御さんの心配も大変大きなものであるというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

利用者の拡大のための案内や広報につきまして、これ重ねてになると思うんですけども、市としてさらにもどのような取り組みが可能とお考えなのか、この点について伺わせていただきます。

○教育総務課長（石川博隆君） 本サービスは、学校においてPTA、保護者連絡会が主導して運用していただいているものでございます。教育委員会としましては、PTA、保護者連絡会が発行する会報のようなものに、本サービスの内容を掲載するなどしまして、こちらのほうから学校経由して、保護者の方へ周知をしていただくよう、願いをしまりたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

このサービスの利用者が拡大することによって、子供たち本人も、また御家族も安心感が広がるし、またサービスも受けられるということが、今御答弁で教えていただいた部分でございますので、ぜひとも市としてはバックアップというか、後方支援、ぜひともしていただきますよう、よろしく願いいたします。

続きまして、②の学童保育所や児童館の安全対策についてお伺いさせていただきます。

非常通報装置につきまして、児童館6館の設置ということについては、本当にありがとうございます。単独の学童につきましては、第四、第七、第八、第九、桜が丘のそれぞれのクラブということであるというふうに思いますけれども、民間学童保育クラブである立野第一、第二の状況につきまして確認をさせていただきたいと思います。

○青少年課長（新海隆弘君） 立野学童第一、第二学童クラブ、それぞれにおいて公立学童保育所と同様に非常通報装置を設置しております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。大変重要なお取り組みであるというふうに思っております。

この児童館と併設している学童のところなんですけれども、この学童側で緊急事態があったときに、児童館

までその事態は即時伝わるようになってきているのか、何かしらのタイムラグが生じないのかどうか、そうした場面を想定しての訓練が行われているのか、また警察からは警備上、これで十分であるというふうなお言葉があるのかどうかも、この点について確認をさせていただきます。

○青少年課長（新海隆弘君） 児童館等、学童保育所の併設施設につきましては、どちらかで緊急事態等が発生した場合、近接しておりますので、すぐにもう一方に声をかけるようにしております。訓練につきましては、子育て支援部として不審者対応訓練を実施しているところでございます。なお、警察からの防犯上の不備といった指導、指摘等については特に受けておりません。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。ぜひ連携をとって、もし万が一、何かありましたらすぐに対応できるような、そういった体制を維持していただければなというふうに思います。

御答弁でございまして、さすまたの設置、また今お話もございました不審者対策の研修、こういったことの内容について詳細に伺わせていただければと思います。いかがでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） さすまたの設置につきましては、各施設、2本から3本、複数設置をしております。また、不審者対策研修につきましては、東大和警察署の職員を講師として御依頼させていただいて、市内の保育施設や、それから市役所の相談窓口等の職員を対象にいたしまして、不審者侵入時の対応や、さすまたなどを使用した不審者の制圧の具体的な例等、実演による研修を交えながら御講義いただいたところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） このさすまたや、不審者対策の実際の効力はどのようなものなのか伺いたいと思います。他の地域での実際の事例で、このような対応ができたというような事例があれば、教えていただければと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 実際に現場の警察官の方々から、直接具体的に不審者対策の知識や、さすまたの使用方法などの具体的なスキルの習得などができることは、職員の意識啓発とか、それからそういった技術の習得などに大変有効なものであると認識しております。過去には、都内ではないようですが、ほかの県で保育園に刃物を持った男が侵入した事件というのがあったということでございます。この事件のときには、侵入された保育園の園長が、日ごろから不審者対策をとっていたことから、児童や保育士ともにけが人がなかったというような発言があったということでございますので、やはり日ごろの心構えや知識、スキルの習得等による不審者対策というものは、非常に重要なものだということで考えております。

以上でございます。

○議長（押本 修君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

---

午後 1時30分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（佐竹康彦君） それでは、午前に引き続きまして再質問、進めさせていただきます。

次に、学童保育及び児童館への防犯カメラの設置について伺いたいと思います。

壇上でも申し述べましたように、私ども公明党、昨年末に防犯カメラの設置拡大について、市民の皆様から

さまざまな御意見等を頂戴した中で、やはり学童保育や児童館に設置してほしいというなお声もいただいていたんですけれども、御答弁では有効性は理解をしているけれども、財政負担がネックで設置をされていないというなお話でございました。他の自治体においては、現状どのようになっておられるのか伺いたいと思います。

○青少年課長（新海隆弘君） 今回、幾つかの近隣市に確認しましたが、その中では学童保育所に防犯カメラを設置しているという自治体はございませんでした。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 今、ちなみに幾つかの近隣市でというようなことでもございましたけど、その近隣市というのはどちらになりますでしょうか。

○青少年課長（新海隆弘君） 市のお名前を申し上げますと、立川市、小平市、国分寺市、昭島市、清瀬市、東村山市に確認させていただきました。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 当市に隣接する、または近くにあるというようなことで理解をさせていただきました。

この防犯カメラ、学童保育及び児童館への防犯カメラの設置効果については、他の自治体ではどのように捉えているのか、把握していらっしゃるようであれば教えていただきたいと思います。

○青少年課長（新海隆弘君） 今回6市に確認させていただいたんですけれども、防犯カメラ設置してるところはございませんでしたので、設置効果等の把握はできていない状況でございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 市のほうでお調べいただいたところ、なかったということなんですけど、私、もう少し調べさせていただきますと、多摩26市の中では狛江市が学童保育所及び児童センターに設置をされているところでございます。平成30年4月15日付の市報、広報こまえというところには、学童保育所4カ所及び岩戸児童センターに新たに防犯カメラを設置しました。このような記載がございました。

また、児童館でございますと、例えば岐阜市では全ての児童館、児童センターに防犯カメラを設置すると、昨年6月に補正予算を組まれているようでございました。また、京田辺市や綾瀬市におきましても、児童館、設置されております。都外、他の県になってしまいますけれど。また、茨城県の神栖市というところもそうでございまして、こうした地方の事例もございました。

児童館については、近隣市でどうなってるのか、これは御確認されているのか、またやはり児童館についても、防犯カメラ設置されていないのか、確認されている限りで結構でございますので、教えていただければと思います。

○青少年課長（新海隆弘君） 児童館におきましては、防犯カメラ設置状況、申しわけないです、確認しておりません。

○16番（佐竹康彦君） 承知いたしました。

ぜひともこういった保護者の方々のさまざまな御意見の中で、やはり放課後の子供の大事な大事な居場所である学童保育所、児童館についても、この防犯カメラというものがあれば安心感が増したというお声もございましたので、ぜひその点につきましては御認識いただければなというふうに思います。

続きまして、別の観点で、保育園等におきましては、保護者が送迎する際に、施設に入る場合、インターホンで確認をしてから入るわけですけど、その際、電気錠のある門扉を開閉するような対策をとっているところ

も多くございます。学童保育所や児童館の場合、どのような対策がとられているのか、改めて伺いたいと思います。例えば第五学童クラブにおいては、通常施錠されていないドアが、直接、外に面しておりまして、自由に開閉できるようになっております。こうしたところの利点もあるというふうに思いますけれども、こうした場合は電気錠設置したほうがいいのではないかとというような保護者の声も伺いました。全体的にどのような対策がとられているのか、この点について伺いたいと思います。

○青少年課長（新海隆弘君） 一部の施設では、安全面を考慮して、夕方の時間からは出入りに施錠して、保護者の方がお迎えに来た際に、インターホン等で知らせていただいて、鍵を解除するといった対応をとっております。児童館につきましては、複合施設である等の理由により、施錠をすることは難しいですが、出入りに受付窓口があり、施設の職員がおりますので、不審者等に対して迅速に対応できると考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 児童館に併設してるところは、そういった形で人の目がある。これが一番確かかと思うんですけども、それがあるといことで。ただ、その併設してない学童保育所については、一部そういった施錠しての対応がとられてるというふうに今認識させていただきました。

次に、電気錠門扉につきましては、市内の保育園や幼稚園につきましては、設置状況はどのようなものになっているか、この点について伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 市内の保育園、幼稚園の8割以上の施設におきまして、電気錠の門扉を設置してるところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 8割以上ということで、やはりお預かりしてるお子様の年齢が年齢でございますので、やはり万全を期しているところも多いのかなというふうに、改めて認識をさせていただきました。そういったところでお世話になってた保護者の方が、いきなり学童保育所に来ると、「あれ、ないの」と、「安全策、どうなってるの」というような、このギャップを感じておられるようでございます。先ほども伺いましたけど、防犯カメラや、こうした電気錠の門扉の設置につきましては、そういった保護者の方々の安心感という観点から考えますと、また子供たちの安全を確保するという意味でも大変有効であり、私としては設置を進めるべきであるというふうに考えるんですけども、改めて市としてどのような御見解があるか、伺わせていただきたいと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 市長からも御答弁いただきましたが、不審者等への抑止力として、防犯カメラとか、電気錠門扉の有効性については理解してるところでございます。ただ、やはり多額の財政負担が生じるというようなこともございますので、整備につきましては調査研究を行いつつ、現状ででき得る限りの不審者対策を徹底したいと考えております。また、東大和警察署の御協力をいただきながら、地域全体でさまざまな方々にかかわっていただきながら、子供たちの安全確保を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） さまざま財政状況等のお話もございました。学童保育所、児童館への防犯カメラの設置、または電気錠門扉の設置については、ぜひ調査研究を行っていただくという御答弁でございましたので、どうか前向きに御検討していただければなというふうに思います。日本一子育てしやすいまちで、仮にも子供たちの安全が脅かされるような事態が生じないように、前もって有効だというふうに思っている施策については、速やかに検討を実施していただきたいというふうに要望させていただきまして、次

の③番目に行かせていただきたいと思います。

次に、いじめや不登校、自殺などの対策についてお伺いをさせていただきます。

市長答弁、また教育長答弁におきましては、現在の相談体制について御答弁いただきました。改めまして、現在の相談体制におけます実績はどのようなものになっているのか伺いたいと思います。スクールカウンセラーの相談件数、また対面相談の件数、いじめ電話相談の件数等、お聞かせいただきたいのと、またその相談の中で、いじめに関して、不登校に関して、またもしあればですけれども、死んでしまいたいというような、そういった深刻な相談に関してどのくらいの件数があるのか、把握している点についてお伺いしたいと思います。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 現在の教育相談体制の実績としましては、学校に派遣しておりますスクールカウンセラーの相談件数につきましては、平成29年度において延べ7,915件、そのうちいじめの相談件数につきましては延べ68件、また長期欠席に関する相談件数につきましては991件となっております。

次に、さわやか教育相談室における対面相談等の件数につきましては、平成29年度においては延べ1,185件、そのうちいじめの相談人数になりますが、相談人数につきましては3人、また不登校の相談人数につきましては25人となっております。

次に、いじめ、電話相談の件数につきましては、平成29年度、延べ16件でございました。

次に、死んでしまいたいというような相談についてであります。現在、教育指導課において把握している人数としましては、大きなものと考えられる自傷行為等について、相談している児童・生徒等が数名いるという状況ではございます。

以上でございます。

○**16番（佐竹康彦君）** 詳細な御答弁いただきまして、ありがとうございます。

スクールカウンセラーでも、8,000件に及ぶような件数が延べであるということ。改めて多いなというふうに感じましたし、またいじめにつきましても、それぞれあるなど、少なからずあるなど。これだけ、いじめ対策については当市において非常に力を入れていただいている中で、少なからずあるんだなということを認識させていただきました。また、対面相談についても延べで1,200件に近い形でございますし、また非常に大きな自傷行為の方が数名いらっしゃると、ゼロではないということは非常に深刻に受けとめさせていただきました。

その中で、いじめ、不登校、そういった自殺願望とまではいっていないのかもしれませんが、当市の場合には、そういった自殺願望などに対しまして、相談に乗ることで、どのように解決への道が開かれていくのでしょうか。そのメリットについて、どのように教育委員会としてお考えなのか、伺わせていただきます。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 現在の教育相談体制におきましては、学校とスクールカウンセラー、相談員の専門家が連携し、いじめ、不登校、自殺願望など児童・生徒のさまざまな悩みに早期に対応し、児童・生徒がストレスをためないよう働きかけ、解決をしていけるよう進めているところでございます。児童・生徒の問題につきましては、大変多様化、複雑化しているということから、スクールカウンセラーや相談員の専門家が相談に応じることが、大変大きな効果があるというふうに考えています。

以上でございます。

○**16番（佐竹康彦君）** 大変大きな効果があるということで、引き続き来年度におきましてもお取り組みいただく予定になるようでございますので、ぜひとも注力をしていただければなというふうに思っております。

現在の相談体制におきまして、何かあればすぐに子供たちが相談できるような、そういった認識が子供たちにあるのか、そういった雰囲気があるのか、小中学生保護者の方に存在しているのかどうか、この点、教育委員

会として感じとっておられる限りで結構でございます。そういった雰囲気あるのかどうかについて、御回答いただければと思います。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** そのような雰囲気というものにつきましては、大変重要なことであるというふうに考えておまして、教育相談の充実を図るためには、児童・生徒が気軽に相談できる関係づくりが必要であるというふうに考えております。学校、スクールカウンセラー、相談機関においては、それぞれ気軽に相談できるよう働きかけているところでございます。例えば各学校におきましては、スクールカウンセラーが小学校5年生、中学校1年生全員を対象とした全局面接を実施したり、児童・生徒とかかわる場面を多く設ける等の工夫を行ったりしております。また、学校が相談窓口を児童・生徒、保護者に周知したり、相談機関が学校と密に連携を図れるよう連絡会を設けたり、学校訪問を行ったり、さまざまな取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○**16番（佐竹康彦君）** そういった形で、やはり通常、顔を知ってる、名前がわかる、親近感がある。こういったところでないとやはり、じゃすぐちょっと相談行こうかっていうようなことにはならないのかなというふうに思っております。大人でもそうですけれども、初めて話をする人とは緊張感がありますし、どこまで本音を言っていかわからないという部分もございますので、そういった地道な取り組みいただいているということで安心をさせていただきました。

ただ、対面相談や電話相談など、実際の表情や声の様子を観察しながら直接相談できれば一番いいというふうには私も思うんですけども、なかなか先ほど言ったようにそういった親近感の問題ですとか雰囲気の問題、そこまで行動を起こすことができない、心理的にハードルが高く感じるお子様たちもいるのではないかというふうに思いますけども、そうした実態があるのかどうか。市としてどのように捉えておられるのか、この点について伺います。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 市内小中学校におきまして、児童・生徒がスクールカウンセラーや相談機関に直接相談できず、なかなか行動を起こすことができないという実態はあるのではないかというふうに捉えております。つきましては、今後も相談しやすい環境づくりを推進していく必要があると認識しております。

以上でございます。

○**16番（佐竹康彦君）** 相談しやすい環境ということ、ぜひとも力を入れてお取り組みいただければなどということをお願いしたいというふうに思います。

ちょっとここで角度を変えてという話になって、このSNSの話にいくんですが、ちょっと自殺対策に絞って見ますと、若い世代のコミュニケーションツールの変化を受けまして、国においてもこういった施策が進められております。平成28年4月に施行されました改正自殺対策基本法に基づきまして、平成29年7月に閣議決定をされました自殺総合対策大綱には、子供、若者の自殺対策をさらに推進する、こういうことが明記をされておまして、具体的な施策としてSOSの出し方に関する教育の推進や、ICTを活用した自殺対策の強化などが盛り込まれました。これを受けまして文部科学省においては、今年度からSNS等を活用した相談体制の構築事業、こういったものをスタートさせているようでございます。

私ども公明党といたしましても、これまで平成23年2月には自殺防止対策プロジェクトチームを党内に設置をいたしまして、法改正やSNSの相談事業について推進をいたしました。また、党の文部科学会が、平成29年11月にLINEなどを活用したいじめ、自殺相談体制の構築を、政府、安倍総理に要請もさせていただいた

ところでございます。私どものこの要請のきっかけになりましたのが、長野県の事例でございました。

私どもの党の長野県青年局が推奨をいたしまして、県がSNSを提供しているLINE株式会社と協定を締結いたしまして、県内の中学生・高校生を対象に、LINEを利用したいじめ、自殺相談を試しに行ったところ、わずか2週間で前年1年間の電話相談の倍以上となる相談が寄せられたということでございました。こうしたSNSを活用して、今の子供たちや若い世代のさまざまな悩みに対する相談窓口を設けること、このことについての市の認識をお伺いしたいと思います。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 長野県での事例につきましては、平成30年3月に国のいじめ防止対策協議会が示したSNS等を活用した相談体制の構築に関する当面の考え方（最終報告）において、気軽に相談できる窓口として、潜在化していた子供の相談したい気持ちを掘り起こすという効果があったというふうで紹介されてございます。こうした実施事業の成果から、SNS等を活用した相談窓口を設けることにつきましては、先ほどお話ししておいた相談しやすい環境づくりの方法の一つとして、一定の効果が期待できるものと認識しております。

以上でございます。

○**16番（佐竹康彦君）** 今おっしゃっていただいたように、相談しやすい環境づくりですね、これが非常に重要だと思います。事が事なんで気軽に言い方もどうかと思うんですが、本当にハードル低く、すぐに相談できるような人がいればいいんですけど、そういった体制が整っていれば、深刻な悩みに陥る前に、子供たちもSOSを大人たちに発信できることができていくんじゃないかなというふうに思っております。

東京都におきましても、このSNSを活用した相談体制を試行的に実施をしたようでございますけれども、その詳細や成果について、市として把握していることを伺いたいと思います。聞いたところによると、31年度の新規事業でも東京都の教育長、こういった体制整備を整えるというふうに伺ってるんですけど、このことも含めて市として把握していることを伺いたいと思います。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 東京都におきましては、平成30年度に試行的に実施しましたSNSを活用した教育相談の結果としまして、教育相談におけるSNSは有効であり、電話やメールによる相談件数の大幅な増加につながったという成果を報告しております。また、平成31年度に新規事業として、SNSを活用した教育相談を整備する計画があると聞いております。

以上でございます。

○**16番（佐竹康彦君）** ここにおきましても、相談件数が大幅な増加につながったというような成果が出ているようでございますし、東京都におきましても、新規の教育相談を整備する計画、SNSを活用した計画があるというふうな御答弁でございました。

こういった都道府県以外にも、このSNSを活用した相談体制の構築、政令指定都市などへも動きが広がっているようでございます。東大和市としても、繰り返しになりますけれども、日本一子育てしやすいまちづくりということもあって、本当に子供たちの安全・安心の確保のために、その大事な大事な未来の宝である子供たちの悩みに対する多様な相談体制を整えるために、こうしたSNSを活用していくことを、ぜひとも進めてほしいというふうに考えております。必要な体制を整えるためには、人員ですとか個人情報の管理、またその後の市へのつながり、つなぎ方など、さまざまなことを整える必要があるというふうに思うんですけど、ぜひとも私としてはこういったSNSを活用した相談体制の構築、進めさせていただきたいというふうに思ってるんですけど、この点についての市の御認識をお聞かせいただきたいと思います。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 先ほど説明させていただきました国の最終報告におきまして、SNSを活用した相談は全ての相談者を待たせずに対応するために、大量のマンパワーが必要となることが明らかになったとあり、また予算や人材確保の観点から、持続可能な相談体制、相談の受付方法等について、今後検討していく必要があるというふうに報告されております。当市における実施の可能性につきましては、今後、東京都など実施事業の成果や、課題等を注視しつつ研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**16番（佐竹康彦君）** ぜひとも、前向きな形で研究、検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

確かにさまざま国の報告でも課題が上がっておりまして、難しい部分もあるんだなというふうに認識はさしていただきましたけれども、市は31年度に自殺対策計画の策定に向けて事業を進めていかれる御予定でございます。そうした流れの中で、自殺対策はもちろんなんですが、いじめや不登校、その他のさまざまな子供たちのSOS受けとめる一つの効果的なツールとして、SNSの活用について実施に向けた検討をぜひとも進めていただきたいというふうに要望いたしまして、この質問、終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

続きまして、高齢者施策の充実についてお伺いをさせていただきます。

まず、①の地域の力を活用する高齢者施策の充実についてでございます。先般、私、南街ほっと支援センターが主催をした勉強会に参加をさせていただきました。そこで、公益財団法人さわやか福祉財団の岡野貴代氏ですかね——から貴重なお話を伺いました。そこでは、超高齢社会の現出に合わせまして、今後、生活支援ニーズが拡大していくとのことございました。予防給付の対象者は身体介護ではなく、調理、買い物、洗濯、掃除などの生活支援が必要なケースが大半だそうでございます。これに対しまして、生産年齢人口が減少傾向にある中で、ホームヘルパーを中心に介護人材が不足していくということ、こうした点から地域の力が必要であるというような主張がなされておりました。

御答弁におきましては、地域包括ケアシステムにおいては、地域の役割について、共助の観点と地域住民との連携が重要であるというふうな認識をお示しいただきました。市として、先ほど申し述べました人材不足の可能性が高まることも含めまして、なぜ地域住民との共助が地域包括ケアシステムにおいて重要なのか、その背景となる社会的要因について、市として考えておられるところ伺いたいと思ひます。

○**福祉部副参事（原 里美君）** 国におきましては、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年には約245万人の介護人材が必要になり、このうち約55万人が不足すると見込まれております。高齢者人口の増加や要介護・要支援認定者の増加に伴い、中・重度者に対する生活支援ニーズも増加することが見込まれていることから、公的な介護サービスだけでは、軽度者の生活支援のニーズに応えることができない状況になっていくことが考えられます。このため、地域包括ケアシステムの構築には、医療、介護の事業者のみならず、地域の力を生かしながら高齢者を支えていくことが重要になると考えております。

以上でございます。

○**16番（佐竹康彦君）** 国によって55万人不足するというのは相当な不足でありまして、そういったニーズがあるという、地域にそういった軽度の方々に対するニーズがあるということで認識をさせていただきました。厚生労働省の地域包括ケアシステムの解説などを見ますと、生活支援、介護予防において地域の力、共助・互助が重要というふうにされておりました。こうした考え方において地域が、また地域住民ができることというのは、具体的にどのようなことであるというふうに考えておられるでしょうか。

○福祉部副参事（原 里美君） 地域包括ケアシステムにおける生活支援、介護予防において、地域住民の共助・互助はインフォーマルな相互扶助を指しており、具体的には住民組織での活動や、ボランティア活動などによる地域の支え合いなどであると考えられます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 非常に重要な観点、教えていただきました。

先ほどの岡野氏の話では、国の二次予防事業の参加実績、これは平成25年ですかね——の実績でございますけど、目標を高齢者人口全体の5%と、目安として取り組んできたけれども、大きく下回ってる現状があった。二次予防事業の参加者数については0.8%、1人にも満たないと、100人いて1人にも満たないと、こういった現状があったというふうな御報告がありまして、国においては、近所でお友達同士で好きなことをやるのが望まれる介護予防のあり方であることに気づいた、こういったお話がございました。お仕着せはだめだというふうなお話でございました。

そこで、市としても、地域住民が高齢者の方の話し相手になったり趣味をともにに行ったり、また地域活動とともに参加したりすることが重要であるというふうに、やっぱりお考えなのかどうか。また、それが高齢者の健康維持にどのようなよい効果を与えると考えておられるのか、この点について伺いたいと思います。

○福祉部副参事（原 里美君） 高齢者がサロン活動や趣味活動などに参加したり、地域活動を行うなど、地域住民同士で交流することは、孤立化を防ぎ、介護予防、健康寿命の延伸に有効であると考えられることから、非常に重要であると考えております。特に地域住民がやりがいを持ち、主体的に活動に参加し、人と人とのつながりが深まることで、継続的な参加者の拡大にもつながり、健康の維持向上へのさらなる効果が期待できると考えられます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

その人と人とのつながり、またはその人のかかわりの中で、自分に役割が与えられてるということが、非常に健康に大きな効果があるというようなことで認識をさせていただきました。その勉強会でも一緒に議論に参加をしていただいた方から教えていただいた本には、やはり遺伝子とかだけではないんだと、健康寿命については。まちの環境が大きく、その方の健康にかかわってくるんだ。そのまちの環境のあり方次第では、転倒する方が多かったり、認知症になる方が多かったりするんだと。環境がよければ、そういった方々も少なくて済むんだというような、そういったお話も紹介をしていただいております。

次に、第二層協議体のお話にちょっと移らせていただきたいんですが、第二層協議体ということなんで、まず第一層、第一層協議体というのはどのようなもので、それを受けて第二層協議体はどのような単位で、どのような役割を持って位置づけられておられるのか。7つ、地域分けされてるというふうなことでございましたけれども、消防団での地域の分け方なのか、学区なのか、さまざま分け方あると思うんですけども、この点について伺いたいと思います。

○福祉部副参事（原 里美君） 第一層協議体は、市内全域の生活支援に関する課題などを協議するもので、平成27年度に設置した東大和市地域包括ケア推進会議の専門部会の一つである生活支援体制整備推進部会が、その役割を担っております。また、第二層協議体は、市内を複数の地域に分けて、それぞれの地域住民が主体となり、みずからの地域の課題等について話し合い、その解決に向けた取り組みの検討や、地域の支え合いの推進などを行うものであります。この協議体の特徴は、行政とは異なる視点や発想で地域住民が自分たちででき

ることを話し合うものであります。第二層協議体の地域分けにつきましては、東大和市社会福祉協議会が実施している見守り・声かけ活動の活動地区の分けを参考に、地理的要因等を考慮しながら定めております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

行政とまた違った視点で、また地域住民の方が主体的にということ、大変これは地域の方々の力を必要とする、そういった事業であるというふうに思いますし、地域住民の方々の福祉、また高齢者施策に対する高い意識が大変重要になってくるんじゃないかなというふうに思います。

現在、2つ設置されているというふうなお話がありました。協議体での協議内容や計画されていること、また実行されていること、どのような構成要員で成り立っているのか。また、こういった第二層協議体が立ち上がったことで、先ほど申し上げましたような意識の高まり、その高まりぐあいはどのようなものか、教えていただければと思います。

○福祉部副参事（原 里美君） 平成30年度は、清原・新堀地区と多摩湖・狭山・清水地区に第二層協議体を設置することができました。協議体の構成員につきましては、先ほど議員からお話がありました地区ごとの勉強会に参加された方の中から、ボランティア活動や地域の支え合い活動に関心の高い方にお声かけさせていただきました。参加に同意いただいた方、10人ほどで構成されております。市内で最初に設置しました清原・新堀地区の協議体では、これまでに5回の会議を開催し、今後の活動などについて話し合いました。現在は、地区の社会資源マップをつくることを目標に決め、記載内容などの意見を出し合っております。構成員の方は、自分たちの住む地区について意識が高まり、地域の高齢者に自分から話しかけるようになったという御感想もいただいております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 実際に地域の高齢者の方にお声をかけるって、大変知らない人に声をかけるんで勇気が要ることだと思うんですけども、そういった形でいい効果があらわれてるなというふうに認識をさせていただきました。

こうした活動が、市の地域包括ケアシステムに与える効果について、具体的にどのような形であらわれてくるのか、またあらわれてほしいと期待されておられるのでしょうか。例えば介護認定の改善ですとか、要介護者数の増加の抑制、健康寿命の延伸、医療費の削減、地域コミュニティの活性化、さまざまなそういったものがあるかと思うんですけども、この点についての市の御認識、伺いたいと思います。

○福祉部副参事（原 里美君） 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域での生活支援、介護予防の活動を支援する取り組みとして、第二層協議体の設置を進めております。第二層協議体の設置の効果として、地域コミュニティの活性化につながると同時に、地域での支え合い、助け合いの仕組みの確立など、地域住民同士の共助・互助が浸透することを期待しております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 大事なワードですね、共助・互助、本当に重要な観点だというふうに思います。

7つの地域のうちに2つが立ち上がっておりまして、残り5つの地域については、いつごろまでに、どのように立ち上げようとしておられるのか、スケジュール感等あれば伺いたいと思います。

○福祉部副参事（原 里美君） 現在、1カ所で勉強会が開催中でございまして、勉強会終了後、第二層協議体の設置を進める予定でございます。平成31年度末までの市内全域での第二層協議体の設置に向け、平成31年度

内に残りの4つの地域で、順次、勉強会を開催する予定でございます。

以上でございます。

- 16番（佐竹康彦君） これから約1年間かけて、残りの部分についても進めていただけるということで、大変にありがとうございます。労力のかかるお仕事ではあると思うんですけども、非常に重要なポイントになる事業だと思いますので、ぜひとも御注力いただければなというふうに思います。

東京都生活文化局におきましては、来年度の新規事業で8,000万円の予算がつけられて、シニア世代の地域コミュニティー等への参加促進事業が立ち上がっております。シニア世代が生きがいを創出し、生き生きとした生活の実現に向けて、趣味活動等を通じて地域コミュニティー等とつながりが持てるよう交流大会を開催、そういった事業を行っていくようでございます。東京都としても、福祉以外の面からも、こうしたアプローチがございました。さまざまな予算や事業にも目を配りながら、地域の力が高齢者の生活に生かされる、そういった施策の推進に努力をしていただければなというふうに思っております。

最後に、改めまして今取り組んでいるこの第二層協議体の事業が、今後、進展していくことで、地域に与える影響や、地域の市民が高齢者福祉の充実にどのように寄与できるか、市として描いているビジョンを伺いたいと思います。

- 福祉部長（田口茂夫君） 今議員のほうからいろいろ御質問いただきまして、担当副参事のほうからも御答弁をさせていただきましたが、市民の皆様と勉強会ですとか、話し合いを重ねた上で、第二層協議体を設置することによりまして、地域の力を生かした支え合いの輪が広がりまして、専門的な支援を必要とせず、健康に生活できる人が増加することで、介護予防ですとか健康寿命の延伸が図られることを期待してございます。また、このことによりまして、副次的な効果となりますけれども、医療ですとか介護、こういったものに要する経費の縮減をもたらしまして、市民の負担の軽減、また安定した行政運営にも寄与するものというふうに考えているところでございます。

介護事業者の充実を図るとともに、このような市民の間での共助・互助、こういったことが行われることによりまして、高齢者が住みなれた地域で自分らしい生活を継続することができるよう、今後も引き続きましてこういった事業を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

今まで苦勞してこられた、そして長生きをされてる高齢者の方が、より幸せで心豊かな生活がこの地域で送られるように、ぜひともこの専門支援を必要としない形で、長く健康でお過ごしいただけるような取り組み、ぜひともよろしく願いいたします。

続きまして、②の認知症対策の充実について伺いをさせていただきます。

まず市におきまして認知症と診断されている方々の人数は、現段階でどれくらいおられるのでしょうか。それが平成37年、2025年にはどのように推移していくのか伺いたいと思います。

- 福祉部副参事（原 里美君） 市内で認知症と診断されている方についての統計資料はございません。しかし、平成29年度中の要介護、要支援認定者のうちで、認知機能の低下が見られる方の人数は2,180人となっております。平成29年版高齢社会白書によりますと、認知症有病率は平成24年は65歳以上の方のおよそ7人に1人でしたが、平成37年はおよそ5人に1人程度になると推計されております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） そうしますと、平成29年度で2,180人という数字を教えてくださいました。そして平成37年、2025年、団塊の世代の方々が後期高齢者に移行されるときには、5人に1人ということで大変、当然2,180人よりもさらにさらにふえていくんだろうなというふうに改めて認識をさせていただきました。

そこで、今年度からお取り組みいただいております認知症初期集中支援チームについてでございます。これにつきましては、私も一般質問等で取り上げさせていただきました、有効な事業の推進ということもお願いをさせていただいたところでございますけれども、答弁では4件の事例があるということでございます。具体的にどのような取り組みがなされて、どのような成果があったのか、経緯等を含めて、詳細を伺わせていただければと思います。

○福祉部副参事（原 里美君） 実際の事例になりますが、認知症が疑われ、地域の中での生活に支障が出ている方について、周辺住民の方などから高齢者ほっと支援センターに情報提供があり、高齢者ほっと支援センターと認知症初期集中支援チームが連携して、御本人のお宅を訪問し、状況確認や面談を行い、専門的な医療機関への受診につなげることができたという事例がございました。現在、この方は定期的な受診や適切な介護サービスなどの利用をされてるということです。認知症初期集中支援チームの取り組みにより、周辺住民の方などの情報提供から、認知症の疑いがある方に対する早期の診断、対応をすることができたという成果があったと考えております。

以上でございます

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

ここでもやはり地域のつながり、そして行政として体制を整備した中で、早期発見、早期治療につなげることができたということで、大変大きな成果だというふうに思っております。

そこで、やはり早期発見については、こういった地域住民の方々の御理解と御協力、また行政の御努力というものが重要なんですが、やはり一定年齢以上の方に検診や、さまざまな機会を通じて気づきを与えていく必要があるんじゃないかなというふうに考えます。本人が気づくことが少なく、例えば家族が気づいてるけれども、反発をされてなかなか診察に連れて行きづらい、こういった場合もございます。みずから気づく仕組みづくりを、初期集中支援チームと連携しながら進めることに対しての市の考え方を伺いたいというふうに思います。

東京都におきましては、31年度の福祉保健局の新規事業といたしまして、認知症検診推進事業が1億4,200万円の予算が、これも案として計上されておるようでございます。認知症の早期診断に向けた認知機能検査を推進し、都民が認知症への早期の対応や治療を行うことを可能とする区市町村の取り組みを支援するというようなことでもございました。こうした事業についても詳細を調査し、市として取り組むことができれば、ぜひとも進めてほしいというふうに思うんですけれども、このことも含めて御答弁いただければと思います。

○福祉部副参事（原 里美君） 認知症と疑われる方、御本人がそれに気づかず、なかなか受診に結びつかないといった事例は多くあると聞いております。高齢者ほっと支援センターでも、御家族からの御相談に応じて訪問や面談等を行い、受診につなぐ支援を行っておりますが、支援を繰り返し行っても受診に至らない困難ケースもございます。

困難ケースの場合は、必要に応じて認知症初期集中支援チームの認知症専門医などの専門職が訪問、面談することにより、御本人自身が認知症に気づき、受診につなぎ、早期の診断、対応に寄与するという仕組みとなっております。

また、東京都は認知症の早期診断に向けた取り組みとして、70歳以上の方の認知症検診の受診にかかる経費などを補助する認知症検診推進事業を、平成31年度から実施予定でございます。市におきましては、今後この検診事業や、その他、認知症の早期の診断、対応につながる事業について、調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ぜひ、さまざまな取り組み、東京都の新しい事業のことも含めて、ぜひともよろしくお願ひいたします。

やはり早目に手を打っておけば、何とかなったというようなケースも、これまでもあったんじゃないかなというふうに思います。また、特にアルツハイマー型の認知症につきましては、有効なお薬があるというようなことも伺っておりますので、そういったことにつなげられれば、御本人はもちろん、御家族の方々も非常に安心感が増すのではないかなというふうに思っております。ぜひとも、この早期発見ということにつきましては、引き続き御努力いただければと思います。

今度、別の観点なんですけど、地域で認知症の方が自立をし、地域の中でともに支え合いながら生きていくためには、行政としてやる必要のある事業は何だというふうにお考えなのか、またそれを現在、市としてどのような形で進めておられるのか、この点について伺います。

○福祉部副参事（原 里美君） 平成29年5月改正の介護保険法において、国及び地方公共団体は、認知症に関する施策を総合的に推進するよう努めることが規定されております。これまで市で実施してきた事業につきましては、まず認知症の方とその家族への総合的な支援のため、平成27年度から高齢者ほっと支援センターに認知症地域支援推進員を配置しております。また、早期の診断、対応のための体制整備としまして、平成30年4月から先ほど御説明させていただきました認知症初期集中支援チームを設置しております。このほか認知症の方や、その家族等に対して、できる範囲で手助けする認知症サポーターの養成や、認知症の普及啓発といたしまして、市民向けの認知症講演会の実施や、認知症ガイドブックの配布などを行っております。引き続き、認知症の方が地域で安心して暮らし続けることができる体制の整備や、地域づくりを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

その啓発活動ということについて、ちょっと1点伺いたいんですが、認知症の方がふえていく社会におきましては、本人も家族も症状等に関する情報、当然知っていくことが必要でございますし、市全体、市民の方々におきまして、認知症への、いわばリテラシーが向上することが、当該者の方々を支えていく一助になるのではないかなというふうに考えております。

先般も、私ちょっとみんなの認知症情報学会というところの理事長を務めてらっしゃる大学の先生の講演も伺ったんですが、こういった認知症への情報共有ということが、非常に重要であるというようなお話がございました。

また、認知症の方、家族に対して、こうした対応をしたら、こういう効果があったというような、これまでの多くの事例を共有化することも重要で、市全体でそういった共有化を進めていくことも大事だなというふうに思っております。こうした啓発活動におきまして、今お話のございました認知症ハンドブックの配布はもとより、この情報ツール、ICTなどを活用していくことも考えられるというふうに思います。この啓発活動や

情報の共有化の仕組みづくりということにつきまして、市のお考えを伺わせていただきたいと思います。

○福祉部副参事（原 里美君） 認知症の情報や事例の共有化についてですが、東京都では認知症ケアの質の向上のため、東京都医学総合研究所と共同し、認知症ケアプログラムを開発しました。このプログラムは、オンラインシステムを活用し、認知症の方に対するケアにかかわる複数の事業所等が、暴言や暴力、徘徊などといった行動心理症状の内容や、その対処方法などの情報共有などを行うものでございます。市におきましては、平成31年度からこの認知症ケアプログラムの導入支援として、介護事業所などに対する補助を実施する予定でございます。また、引き続き普及啓発として、認知症ガイドブックを市民の方はもちろん、コンビニエンスストアや金融機関などにも配布し、ネットワークづくりも行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） そのケアプログラムについて、平成31年度、進めていただくということで、ぜひともよろしく願いいたします。

いずれにいたしましても、この認知症、当たり前ですけども、認知症になられる御本人、また御家族にとっては、全てが初めての出来事であって戸惑うことも多いかと思しますので、それとともに情報が、さまざま知っていれば防げることもあるかと思しますので、ぜひともそういった啓発活動の取り組みに力を入れて、今後とも進めていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、③の健康維持のための栄養対策について伺いたいと思います。

栄養対策につきまして、普及啓発事業の講座と実績、またその内容について詳細を伺いたいと思います。

○福祉部副参事（原 里美君） 高齢介護課では、65歳以上の方を対象とした介護予防普及啓発事業として、いきいき運動プラスを年3回、1回につき14日間の内容で実施しております。この事業は、栄養改善だけでなく、運動機能向上や、口腔機能向上のための講座を組み込んだプログラムになっております。参加者ごとの課題の把握、運動計画の作成、事後の評価を行い、講座参加による身体機能の改善状況などを確認することができるものでございます。平成29年度の参加者数は延べ45人でした。

以上でございます。

○健康課長（志村明子君） 健康課におきましては、栄養指導事業のうち、成人を対象した健康教育におきまして、男性の料理教室及びミニ糖尿病予防教室をそれぞれ年2回行っております。男性の料理教室では、缶詰を使い、簡単な料理でバランスのよい献立について講義と調理実習を行いました。参加者は延べ14人で、そのうち65歳以上の方が11人でした。また、ミニ糖尿病予防教室では、バランスのとれた食事やBMIという体格指数などの栄養講話及び栄養相談を行いました。参加者は延べ12人で、そのうち65歳以上の方が8人でした。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

大変いい内容だと思いますので、ぜひもっと多くの方に御参加いただければなというふうに思います。ぜひとも広報のほうも、済みません、力を入れていただければなというふうに思います。

現在65歳以上の高齢者の栄養摂取に関して、その特徴はどのようなものか、またその理由は何であるというふうにお考えなのか、この点について伺います。

○健康課長（志村明子君） 高齢の方の栄養で問題となると特徴は低栄養で、それにつながる一般的な兆候としては、食が細くなる、料理をしなくなる、または味つけが変わる、偏食をするようになる、食事に時間が

かかる、またむせやすくなるなどがあります。これらは加齢による運動機能や消化吸収機能、嚥下機能、認知機能の低下が原因として考えられていますが、そのほかに体の痛みで食事づくりが難しくなること、栄養の知識の偏りで特定の食品に固執して偏食になること、食事のタイミングを逃すと食事を抜いてしまうこと、ひとりで食べる食事に味気なさを感じ食欲が減退すること、体力や気力が衰え買い物に行けないことなど、日常生活が低栄養に影響を及ぼす原因になることがあると言われております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） その原因を伺いまして、大変切ない思いがするような原因でございました。孤食とか、買い物に行きたくない、そういった高齢者の方々、もう本当に日常生活そのものが低栄養につながってしまうなどというような、そういったことを改めて伺わせていただきました。また改めての確認なんですけれども、高齢者の栄養改善がなされることによって、どのような効果が期待されるのでしょうか。当然、成人病の予防ですとか、介護予防、健康寿命の延伸などあるかと思うんですけれども、どのような効果が期待されるのか伺いたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 加齢に伴いますさまざまな機能の低下による低栄養は、自覚がなく進行していることも多い、低栄養状態が続くと免疫力の低下や筋力や体力が衰え、心疾患、骨粗しょう症、認知症などを誘発するリスクが高まります。高齢の方が良質なたんぱく質を含むバランスのよい食事を、1日3食、規則正しく摂取するなど、望ましい食生活を実践することにより、低栄養を改善したり予防することは、高齢者の筋肉量の維持や身体活動が確保され、生活習慣病の予防や介護予防、さらには健康寿命の延伸につながるものであると認識しております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） やはり食というのは重要なんだなというふうに、改めて認識をいたしました。その一助となるようなアイデアということなんですけれども、保健センターを中心にして、また高齢介護課を中心にしたさまざまな健康セミナーや啓発、大変いい取り組みで重要であるというふうに思いますけれども、また別の角度から考えますと、地元の商店やスーパー、コンビニ、農協、農家等と連携をしながら、高齢者の健康を支える栄養対策を進めることができなかなというふうにも思うわけでございます。

例えば〇〇症——例えば糖尿病とか認知症とか、さまざまあると思うんですけれども、予防効果があるレシピなど開発をして、レシピと食材をそろえて、小売店の店頭で販売をしてもらおうとか、また地元農家と協力して、地元食材を使った、高齢者の方でも面倒に思わずに簡単にできるレシピを開発して普及する。また、先ほどもお取り組みいただいております料理教室の開催など、さまざまなアイデアあると思います。市民の方からも多く御意見をいただきながら進めるということにつきましては、先ほどの地域の力という観点からも意義のあることだと思うんですけれども、こうした取り組みについて市の考えはいかがでございましょうか。

○福祉部副参事（原 里美君） 低栄養の予防や改善という観点からは、食事は栄養補給の意味合いになります。毎日3回とるものであり、おいしく、また楽しいという視点がないと、継続していくことが難しいものがあります。そのため市販品や加工品、外食などを利用し、違った味のバリエーションで食べたり、食材を追加し、栄養価を高めることなど、手軽で負担が少ない食生活の実践について、普及啓発を図っていくことが必要であると考えております。

なお、地域の民間事業者などとの連携は、現在、具体的な取り組みは行っておりません。しかしながら、先ほどの第二層協議体の活動などにより、地域の力を生かした介護保険外のサービスが掘り起こされ、高齢者の

介護予防や自立支援に役立てることは重要であると考えられることから、今後研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ぜひとも研究または事業化について、御検討を進めていただければなというふうに思います。

今後の取り組みといたしまして、市長答弁では栄養改善、運動機能向上、口腔機能向上の講座など、介護予防につながるような各種事業を実施していきたいという話をいただきました。運動機能の向上も、口腔機能の向上も、ぜひとも進めていただければと思いますが、今回は栄養ということでございますので、栄養の改善についてはどのような取り組みをしていくお考えなのでしょうか。

また、これも東京都の話になって恐縮なんですけど、東京都福祉保健局の31年度の新規事業では、高齢者の食環境整備事業というものが、この予算として上がっておりまして、健康寿命の延伸に向け、フレイルの原因の一つである低栄養を予防するため、配食事業者への講習や、コンビニ事業者と連携した普及啓発により、高齢者の食環境整備を支援するというふうにございます。こうした都の事業も参考にしながら、ぜひとも市としても取り組めることがあるのではないかとこのように思うんですけども、この点についていかがでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 高齢者、高齢の方の低栄養の改善も含めまして、望ましい食生活を実践していくことは、健康を維持し、自立した生活を送ることを可能とする健康寿命の延伸、こちらに大変重要であるというふうには認識しております。食生活に関心の低い高齢の方に対する低栄養の改善や予防には、実践を導いていくための環境の整備が必要であるということも思っております。そのためには、市だけではなく、企業ですとか団体、さまざまな関係機関の連携が、連携協力が効果的な取り組みを進めることが必要であると、このように考えております。また、市では、市民の皆様から御意見を伺いながら、産官学、こちらを共同して、本市の実情に合った、また地域の特性を生かした健康寿命の延伸のため、望ましい食生活の実践に取り組めるよう、現在さまざまな関係機関と調整、連携を始めようとしたところでございます。

議員からお話がありました東京都の新規事業、こちらにつきましても情報収集を行うとともに、多様な視点で高齢の方の低栄養の改善を含めた、市民の皆様の望ましい食生活の実践に関する対策を取り組んでいければというふうにございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 今、新しいお話で産官学の連携の中で、協働の中で進めるというふうなお話もいただきました。大変心強い、また希望のある取り組みだというふうに思っております。ぜひ、研究者の方々のお知恵、また産業に携わってる方々のお知恵いただきながら、ぜひとも高齢者の方が、この東大和で老後の生活を幸福に、心豊かに送られるような、そういった環境整備につきまして、引き続き御努力いただきたいことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、佐竹康彦議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時26分 休憩

---

午後 2時36分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 中 村 庄一郎 君

○議長（押本 修君） 次に、8番、中村庄一郎議員を指名いたします。

〔8 番 中村庄一郎君 登壇〕

○8番（中村庄一郎君） 8番、中村庄一郎です。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

1番といたしまして、産業振興についてであります。

①といたしまして、空き店舗の活用の現状と今後の課題について。

②といたしまして、若手技術者育成事業の現状と今後の課題について。

③といたしまして、商店街活性化事業等の現状と今後の課題についてであります。

2番といたしまして、都市計画についてであります。

2番の①といたしまして、空き家の現状と今後の課題。

②といたしまして、住宅リフォーム補助と、耐震改修助成の現状と今後の課題についてであります。

③といたしまして、新青梅街道の拡幅の現状と今後の課題について。

④といたしまして、東大和市保有地等の現状と今後の課題についてであります。

3番といたしまして、危機管理についてであります。

①といたしまして、インフルエンザやノロウイルス、麻疹——これはしかですね、腸管出血性大腸菌感染症、風疹等の対応と連携について。

アといたしまして、市内小中学校における児童・生徒、教員、職員の対応と教科の単位や日数及び家庭や地域の連携についてであります。

イといたしまして、市内幼稚園、保育園における送迎や家庭の対応と家庭との連携についてであります。

ウといたしまして、公民館、市民会館、図書館、体育館、市民プールにおける各利用団体、職員、貸し出しや、利用器具等の対応と地域の連携についてであります。

エといたしまして、給食センターにおける職員、配送、各学校ほかの対応と連携について。

オといたしまして、庁舎内における各課ごとの窓口や職員の対応と連携について。

カといたしまして、病院や保健所等との連携について。

キといたしまして、早期発見と対応についてであります。

以上、再質問につきましては自席にて行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔8 番 中村庄一郎君 降壇〕

〔市 長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、空き店舗活用の現状と今後の課題についてであります。空き店舗活用事業につきましては、東大和市商工会を通じて、市内の空き店舗情報の発信や、創業支援と結びつけた家賃補助を行う事業として、一定の成果を上げているところであります。今後の課題といたしましては、空き店舗活用を促進させることにより、地域産業の活性化を図ることであると考えております。

次に、若手技術者育成事業の現状と今後の課題についてであります。若手技術者育成事業につきましては、東大和市商工会を通じて市内工業の人材確保を目的としたインターンシップとして実施しており、一定の成果を上げているところであります。今後の課題といたしましては、インターンシップへの参加促進に向けた環境

づくりに取り組むことであると考えております。

次に、商店街活性化事業等の現状と今後の課題についてであります。商店街活性化事業等につきましては、東京都の補助事業である商店街チャレンジ戦略支援事業の活用や、国の地方創生推進交付金を活用した地方創生活気ある商店街づくり事業等の取り組みにより、商店街の活性化を図っているところであります。今後の課題といたしましては、商店街の組織力と個店強化に向けた糸口を探り、発展していけるよう支援していくことであるとと考えております。

次に、空き家の現状と今後の課題についてであります。雑草の繁茂等による近隣居住者からの苦情や問い合わせに基づき、その都度、現場を確認し、管理が不適切な空き家については、所有者に対して土地家屋の適正管理をお願いしておりますが、問い合わせ件数は増加傾向にあります。今後増加が見込まれます空き家の適切な管理や具体的な対応策を検討するため、市内の空き家の実態把握が課題であると認識しております。このため、平成31年度に業務委託による実態調査を予定しております。

次に、住宅リフォーム補助の現状と今後の課題についてであります。住宅リフォーム補助につきましては市内建設業の不況対策として取り組んでおり、市民が居住する住宅のリフォーム工事に対して、毎年、100件以上の補助を実施しているところであります。今後の課題といたしましては、市内建設関連団体等との情報共有を図り、事業連携を強化することにより、市民サービスの向上を図ることであるとと考えております。

次に、耐震改修助成の現状と今後の課題についてであります。耐震助成につきましては、これまで42件の木造住宅について耐震診断助成を実施し、このうち6件について耐震改修助成を行ってきたところであります。耐震助成につきましては、東日本大震災の発生から約8年が経過し、減少傾向にありますことから、住宅所有者の主体的な取り組みをどのように促していくかが課題であるとと考えております。

次に、新青梅街道の拡幅の現状と今後の課題についてであります。新青梅街道の拡幅につきましては、東京都が上北台1丁目から武蔵村山市神明4丁目までの第1工区につきまして、平成23年12月に事業に着手しておりますが、平成30年4月1日現在の用地買収率は約26%となっており、今後さらなる事業の進捗が望まれるところであります。

次に、市有地等の現状と今後の課題についてであります。みのり福祉園跡地につきましては、平成30年12月から平成31年1月にかけて、その利活用について公募型市場調査を実施しました。現在、応募のありました事業者との対話は終了し、その内容の公表に向けた事業者との調整を行っているところであります。2つの学校給食センター跡地につきましては、公募型市場調査の実施を3月に予定しているところであります。今後は公募型市場調査の結果等を踏まえ、利活用方針の策定に取り組んでまいりたいと考えております。市営住宅用地につきましては、行政財産のため公有財産規則により、行政財産の用途、目的を妨げ、形態を変更しない範囲で短期の使用許可を認めております。今後は市営住宅のあり方に関する指針の策定に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、危機管理についてであります。インフルエンザやノロウイルス、麻疹、腸管出血性大腸菌感染症、風疹等の対応と連携につきまして、市内小中学校では、感染症等に伴う学級閉鎖や学校閉鎖などの発生も想定した上で、定められている各教科等の内容や授業時数を確実に実施するよう計画的に取り組んでおります。あわせて感染症等が発生した際の情報共有につきましては、学校、教育委員会を中心とした連携体制を整備し、保護者を初め学校医、保健所と速やかに情報共有を行うとともに、児童館、学童保育所、所管部署等、市内部におきましても十分な連携を図る体制を整えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願い

します。

次に、幼稚園、保育園における感染症への危機管理対応と家庭との連携についてであります。幼稚園、保育園におけます感染症対策につきましては、国の感染症ガイドラインに基づき、園内における手洗い指導の徹底を初めとした感染症の要望や拡大防止対策を適切に実施しております。また、家庭に対しましては、園からの保健だよりや園内掲示板等により、感染症予防等の周知や注意喚起を行い、各家庭での協力をお願いし、連携を図っております。

次に、市民会館や社会教育施設における危機管理対応と地域との連携についてであります。市民会館におきましては、衛生面の対策として、館内入り口に手指、手や手の指の消毒液ボトルを置いて利用者の皆様に利用していただいております。また、ノロウイルスなどにより、館内で嘔吐された来館者がいた際に備え、使い捨て手袋やマスク、洗剤などを常備し、施設や備品の衛生管理に努め、ウイルスの感染拡大防止を図ります。地域との連携といたしましては、市内小中学校でのインフルエンザ発症状況などの情報を指定管理者に提供し、連携を図っております。社会教育施設における危機管理対応と地域との連携につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、学校給食センターにおける危機管理の対応と連携についてであります。調理配膳業務の委託事業者等につきましては、学校給食衛生管理マニュアルや各種感染症ごとに対応を細分化したマニュアルに基づき、適正に対応しているところであります。また、連携につきましては、給食センター職員や児童・生徒の罹患状況の情報を関係者で共有し、感染の拡大防止に努めているところであります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、窓口や職員の危機管理対応と連携についてであります。職員が感染症にかかった場合には、医療機関での治療と自宅での療養を優先し、拡大防止に努めております。また、窓口業務に不足人員が発生した場合に備え、日ごろから各課で業務マニュアル等を整備するほか、課内での応援体制を図り、課内での対応が困難な場合には部内での応援体制を図ることで、窓口業務に支障のないよう連携を図っております。

次に、病院や保健所等との連携についてであります。市では保健所が作成したリーフレットやマニュアル等の資料を、市の関係部署を通して市内社会福祉施設などへ情報提供しております。また、保健所が実施している感染症発生動向調査の内容を市内関係各課及び医師会、医療機関と共有し、市内社会福祉施設などに対し感染症に関する正しい知識の普及啓発を図っております。

次に、早期発見と対応についてであります。保健所が市へ情報提供を行う感染症発生動向調査を注視し、感染症の流行状況に応じて、各施設において、早期発見、早期対応の基本となる平常時の予防対策の徹底を図っております。また、感染症発生時の対応としましては、保健所が感染症の発生状況、動向及び原因の把握のために行う調査について保健所の求めに応じ協力しております。さらに医療機関や各施設と協力し、感染の拡大を防止するため、保健所の指導に基づいた対策の実施など迅速な対応に努めております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 危機管理についてであります。インフルエンザやノロウイルス、麻疹、腸管出血性大腸菌感染症あるいは風疹などの対応と連携についてであります。市内小中学校では、感染症などに伴う学級閉鎖や学校閉鎖などの発生にも対応できるよう、国が定めている授業時数から30時間以上の時数を確保した指導計画を年度当初に作成し、各教科の内容を確実に指導しております。また、学級閉鎖が繰り返され、標準

となる授業時数を下回る場合においても、週の時間割りを変更するなどして授業時数を確保しております。

感染症発生の対応につきましては、学校では感染またはその疑いのある児童・生徒の保護者に連絡をとり、次に学校医と相談し、指導、助言を受けた後、教育委員会に連絡をします。連絡を受けた教育委員会では、速やかに多摩立川保健所に第一報を入れ、指導、助言を受け、状況によっては調査を受け入れることとなります。また、保健所からの指導、助言に従い、学校では消毒や検便などの具体的な措置を行うとともに、児童・生徒の全保護者に対して速やかに協力を要請しております。さらに、学童保育所などの関係部署とも、情報の共有と連携を図り、感染予防や拡大の防止に努めております。

次に、社会教育施設における危機管理の対応と地域の連携についてであります。社会教育施設である公民館、図書館、体育館、市民プールなどにおきましては、市民会館で行っている対応と同様の衛生管理に努めております。その中でも、特に公民館におきましては、保育室内のおもちゃなどを利用前に保育者が洗浄剤で拭いております。また、市民体育館におきましては、トレーニング室の利用時間の前後に器具などを清掃するなど、施設ごとに感染の拡大を予防する取り組みを行っております。地域との連携につきましては、各施設にインフルエンザ発生状況など、子供のいる利用団体を中心に、情報の共有ができる連絡体制を整えております。また、指定管理者とも連携を図っているところであります。

次に、学校給食センターにおける職員、配送、各学校との対応と連携についてであります。調理、配膳業務などの委託事業者につきましては、学校給食衛生管理基準に基づき、検便による細菌検査や、毎朝の検温などの体調確認などを実施し、感染症の早期発見、早期対応により、感染の拡大防止に努めております。また、感染もしくは感染が疑われる場合は、各感染ごとに対応するなど、対応などを細分化したマニュアルに基づき対応をしております。

なお、学校給食に使用される調理機器、食器類、学校配膳車、学校配送用トラックなどにつきましては、他からの感染を防ぐため、学校給食専用とし、他の業務との共用は一切行っておりません。学校との連携につきましては、相互の罹患状況など情報を共有するとともに、感染症、食中毒など、発生時のマニュアルに基づいた対応を行っております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

それでは、再質問に移らせていただきたいと思います。

まず、産業振興についてであります。

初めに、空き店舗の活用事業についてお伺いをしたいと思います。

市長答弁によりますと、この事業において、商工会を通して創業支援と結びつけた家賃補助を行い、成果を上げているというふうにお伺いをいたしました。

そこで、まずこの家賃補助の取り組みと実績についてお伺いをしたいと思います。

○産業振興課長（小川 泉君） 空き店舗活用事業における家賃補助についてでございます。

まず家賃補助の対象者でございますが、小売業及びサービス業、建設業、製造業等の経営者として創業を目指している方、創業して間もない方、または中小企業大学校東京校にございますインキュベーション施設、こちら現在のビジネストのことでございますけれども、こちらの入居者であり、東大和市内に本社登記及び対象事業所を構えることを要件としております。

補助額につきましては、不動産契約時の費用、こちらが上限を10万円。不動産賃借料、こちらにつきまして

は、月額30%で上限2万5,000円を補助しており、最長4カ月という期間を設定しておりますので、契約時の費用と合わせまして、最大20万円の補助を受けることができることとなっております。

家賃補助の実績でございます。こちらにつきましては、平成29年度が2件の募集に対して、飲食業者が2件、平成30年度につきましては募集枠3件に対して、飲食業者が2件となっております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

そうしますと、昨年度と合わせて家賃補助の実績が4件ということですが、少しづつではありますけれども、本当にわずかではありますけれども、地域産業の活性化に結びついているものというふうに考えますけれども、地方では商店街に足をとめさせるような取り組みとして、落語の寄席ですとかまちゼミですね、こういうものが開催されておまして、当市においても奇抜な発想が必要ではないかというふうに思っております。

そこで、現段階における空き店舗活用で、家賃補助の考え方と今後の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

○産業振興課長（小川 泉君） 家賃補助の考え方と今後の取り組みについてでございます。

空き店舗活用における家賃補助につきましては、抜本的な景気回復にはなりにくいというふうに考えておりますが、一方で、商店街等のにぎわいの創出といたしましては、一定の効果があるというふうに考えております。

今後であります、空き店舗を活用して奇抜な発想のイベント等を実施すること、こういったことにつきましては本事業の取り組みとして難しいのではないかとこのように思われますが、少しでも空き店舗をなくし、市内の事業者をふやし、商店街等に不足する業種の誘致に結びつくであるとか、にぎわいの創出に向けた起爆剤となり得るよう、市が実施いたします創業塾の受講者や、商工会が実施しております創業支援の利用者だけでなく、幅広い周知を図りながら、こういった空き店舗の活用、これに取り組んでまいりたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

もう随分前になりますけど、いつかはこの東大和の市内で飲食店がですね、人口の比率からいったら随分な比率があるというふうな、全国で5本の指に入るぐらいの飲食店の数だというふうな時代もございました。それが今、空き店舗がふえてきているということであるとですね、私も何回か質問ではさせていただきましたけど、大分納税の関係のことなんかも大きく影響してきているのは現実ではあると思います。

それと、また昼間の職業と夜の職業をみたいなのもありますよね。やっぱりよく言葉で、稼ぐに追いつく貧乏なしということでもあります。用地も上手な利活用をしながら、やっぱり少しづつではあるけれども、そういう納税ができるような方向ということでは、やはりぜひ店舗の活用は、これからも進めていっていただきたいというふうに思います。

それでは、次に若手技術者育成事業についてお伺いをしたいと思います。

市長答弁では、市内工業の人材確保に対しまして、一定の成果があったとのことですが、その実績についてお伺いをしたいと思います。

○産業振興課長（小川 泉君） 商工会を通じて実施しております若手技術者育成事業の実績であります、平成30年度は受け入れ業者7社中、実際に受け入れをいたしましたのは4社、体験入社した人数は15人、現在雇

用に至った方はおりませんが、今年度の事業といたしましては、継続中のため実績は未確定といった状況となっております。また、平成29年度は受け入れ予定事業者が8社中1社が受け入れをいたしまして、3人が体験入社したといった状況になってございます。

なお、平成28年度におきましては、1人が体験入社先の企業に正社員として雇用されたといった実績がございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

それでは、技術者が不足しがちな工業では、能力のある若い人材が求められておりますので、その成果を期待していきたいというふうに思っております。そこで、今後の取り組みについて教えていただきたいと思っております。

○産業振興課長（小川 泉君） 今後の取り組みについてであります。産業振興基本計画におきましても、経営の安定化に向けて取り組みを行っていくといったことについて、その重要性をうたっております。東大和市商工会と連携をいたしながら、市内の工業所の入所体験といったスタイルで行われておりますインターンシップ事業、こちらについてさらなる周知を図りながら、効果的に実施をしてみたいというふうに考えております。

また、若い人材に限らず、市内には経験や知識にすぐれた多くの高齢の方が住まわれておりますので、こうした高齢者の人材活用につきましても、あわせて検討を行ってみたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） わかりました。

若い技術者の育成に関しては、事業の中身はもちろんのこと、対象者についても検討していただきながら、さらなる充実を図っていただきたいというふうに思います。

次に、商店街の活性化に向けた事業についてお伺いをしたいと思います。

平成30年度から、国の交付金を活用した地方創生活気ある商店街づくり事業に取り組みされておりますけれども、現在までの実績といたしますか、進捗についてお伺いをしたいと思います。

○産業振興課長（小川 泉君） 地方創生活気ある商店街づくり事業、こちらの取り組みについてでございます。この事業は、国の地方創生推進交付金、これを活用いたしまして、3カ年をかけて商店街の組織力の強化に重点を置いた事業となっております。モデルとなる商店街に創業希望者を送り込み、市内商店街とその周辺地域の活性化を図るため、事業を段階的に実施をしているところでございます。

事業の取り組みの初年度に当たります平成30年度といたしましては、商売に特化した創業希望者への支援、そしてまた市内の既存事業者に対する経営改善に向けた支援など、市内商店街の活性化を図る複合的な事業を実施しているところでございます。現在、モデル地域として選定された商店街において、出店準備に入っている創業者もいるといった状況になってございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

それでは、商店街の活性化を図る複合的な事業ということで、東大和市商工会や、ほかの関係団体とも協力、連携しながら進めているということと申しますけれども、その辺の状況と今後の計画についてお伺いをしたい

と思います。

○産業振興課長（小川 泉君） 連携団体と今後の計画についてであります。商売に特化した創業希望者の支援といたしまして、東京都中小企業診断士協会三多摩支部により、創業塾を開催したほか、市場調査のアンケートを実施いたしました。また、市内の既存事業者の経営改善に向けた支援に関しましては、東大和市商工会においてセミナーや個別指導を開催したところでございます。モデル地域となった商店街では、全4回のワークショップを通して、商店街の強みや地域の特性の把握、課題や問題点等の洗い出しを行い、商店街の活性化に向けた基盤づくりに取り組み、活気ある商店街づくりに対して、主体的に動き出せるよう機運醸成を図っているところでございます。

今後の計画といたしましては、2年目の取り組みとして、1年目に取り組んだ創業に係る支援、こちらと、この事業の核となりますワークショップの開催を引き続き計画しているほか、2年目はチャレンジショップの開設や商店街における個店間の相互連携を図るとともに、創業、開業に向けたマッチング事業などの実施を考えているところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

やっぱり事業の発展性っていうのは、いろんな意味で、この東大和を前に前に出してくれることになるかなというふうに思います。ぜひ、この東大和を売りにして、いろんな事業展開ができるような企業の方々、そういう方が育っていくとありがたいなというふうに思っております。

次には、2の都市計画についてお伺いをしたいと思います。

初めに、空き家の現状と今後の課題についてであります。

市長答弁によりますと、市内の空き家の実態把握が課題であり、このため平成31年度に業務委託による実態調査を予定しているとのこととあります。まず確認なのですが、5年ごとに住宅土地統計調査が行われております。この統計調査で、空き家の件数が報告されているというふうに思うのですが、その件数を教えていただきたいと思っております。

○総務部参事（東 栄一君） 住宅土地統計調査につきましては、平成30年度に実施しておりますけれども、まだ公表されてございません。このため平成25年度に実施した結果を申し上げたいと思っております。市内の空き家の件数は4,650件で、ここから賃貸用住宅や売却用住宅等を除いたその他の住宅が、いわゆる空き家に相当いたします。この空き家の戸数は650戸でございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 今説明していただいた650戸という空き家の戸数は、実態調査を進める上で活用できるのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） この住宅土地統計調査につきましては、全数調査ではなくて、抽出されたサンプル調査でございます。平成25年度の調査時点の市内の世帯数は約3万7,000世帯でしたが、このうち約3,700世帯を調査対象として実施してございます。この調査結果の数値に統計上の補正をして、空き家戸数として公表しているものですので、参考にはなるとは思いますけれども、空き家の実態を正確に把握するためには、全棟調査を行う必要があると考えてございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

では、どのような方針で実態調査を進めるのか教えていただきたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 実態調査の方針ということでございますけども、市長答弁でもありましたが、増加が見込まれる空き家の適切な管理や、それから具体的な対応策を検討するための基礎資料を整備することを目的に行う予定でございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） そうしますと、空き家対策を進める上での青写真のようなものがあって、これに沿って実態調査を進めるというものではないということよろしいのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 調査方法といたしましては、全棟調査を行った上で、空き家の所有者を特定し、その所有者に対してアンケートを実施して、基礎資料まとめることを予定してございます。ということで、まずは実態調査により正確な情報把握し、データベースを整備した上で内容を分析し、今後の方向性を検討していく予定でございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） わかりました。まず実態調査を行ってから、検討していくということであります。

空き家はこれからますますふえていくというふうに思われますから、できるだけ速やかに実態調査を実施し、方針を検討できるようお願いしたいと思います。

ここで、リバースモーゲージという言葉をお聞きしたいと思っております。御存じですか。

○総務部参事（東 栄一君） 用語については存じております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） これ金融機関の新しい融資の仕方みたいなんです。

私も一昨年初め、金融機関からこんな話を、お話をいただいて、会ってですね、市内のいろんな方の相続の関係だとかいろんなことで、いろいろ融資関係の方とお話をさせていただいたときに、安心して快適なセカンドライフを送りたい方、こんな方にもお勧めということで、住みかえをしたいが資金に不安を感じる、有料老人ホームの入居を検討している、複数のローンが残っていて今後の心配、相続対策をしたい、住宅ローンの支払い、負担を軽減したい、リフォームして快適な生活をしたい、いざというときのためにお金を準備しておきたいというふうなことが書いてございます。

恐らく個人資産の問題がたくさんあると思うので、なかなか空き家にするということに対してのいろんな問い合わせだとか、いろんな問題というのは、なかなか実際に出てくることって少ないと思うんですよね。でも、もしそういうふうな問い合わせだとか、いろんな部分の話があれば、やはり民間のお力をかりながら、そういうところを何とかあれしていかなくちゃ、いろいろ検討していく方向に持ってかないと、なかなかこういうことって、なかなか進まないのかなと。例えば相続にしても、要するに放棄をする方だとか、あとは逆にそういうことを放置してしまう方だとか、たくさんいらっしゃると思うんですよね。空き家の現状って非常に難しいと思いますけれども、できれば今ちょっとこんな事例を出してみましたけど、よくこういうことも調べていただいて、そういう方の少しでも手助けになるようなお話ができればいいのかなというふうに思います。これは一つの提案でございます。

続きまして、住宅リフォームの関係です。住宅リフォーム助成と耐震助成についてお伺いをいたします。

市長答弁によりますと、耐震助成のほうでは、件数が減少傾向にあるという課題を伺いました。そこで、まず耐震助成の件数を増加させるような取り組みとして、市はどのようなことに取り組んでいるのか、お伺いを

いたしたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） まず耐震助成は、建物の所有者が主体的に取り組むことを前提に、その費用面のインセンティブとして実施しております。助成の関係でございますが、従来、住宅リフォーム補助と耐震助成の併用は認めておりませんでした。耐震助成の助成件数が減少する中で、インセンティブを高める方策の一つといたしまして、平成30年4月から同一の住宅におきましても、助成対象とする箇所が別であれば、住宅リフォームの補助と耐震助成の併用を可とするような、そういうことに改めております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） 住宅リフォームと耐震助成の併用が可能になったことは、恐らく市民の方も知らない人が多いんじゃないかなと思いますよね。そこで、併用可とする変更をどのように周知してきたのかお尋ねをしたいと思います。また、併用した場合の助成額は幾らでしょうか、あわせてお伺いしたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 耐震につきましては、まず診断を行っていただいた上で、その結果がNGのケースを対象に改修の助成を行っております。例えば壁を補強するとか、筋交いをふやすとかといったような工事でございます。助成額は最高で30万円でございます。同じ住宅で、例えば屋根のふきかえや床板の張りかえといった住宅リフォームを行う場合、その補助額は最高の10万円でございます。したがって、併用の場合の補助額は最高で40万円というふうになっております。

また使用が可能となった、併用が可能となったことの周知につきましては、市のホームページ、それから市報及びコミュニティビジョンで行っております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） 市報もいいんですけども、商工会と連携して市内の建築業者にPRをする方法もあるというふうに思いますので、それについてはいかがでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） 商工会との連携によりますPRの方法についてでございます。毎年2月ごろに開催しております市内建設業関係団体連絡会議、こういった会議がございます。この会議には、東大和市商工会のほか、建設業関係の団体が3団体出席しております。住宅リフォーム等耐震助成の併用が可能になったこと、こういったことに関しましては平成31年2月18日、つい先日でございますが、この日に開催されました会議において、制度の内容説明とPRを行ったところでございます。今後につきましても、東大和市商工会等と連携を図りながら、機会を捉えてPRをしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） よくわかりました。ありがとうございました。

せっかくの併用を可としたわけですから、周知方法を工夫していただいて、多くの市民、また建築業者に認識してもらえようPRをお願いしたいと思います。

補助金がどうだとか、またこれ併用したからかなりの金額になったとか、ならないとかって問題じゃなくて、やっぱり市内業者を使っただけということ、やっぱり市民の方にPRするのは、業者さんとお話をするときによく言われるのが、例えばドア1枚にしても、この補助金をもらうことについて、ちょっとグレードの高いドアにできるんだよってということが、営業の一つにかかわってくるんだというようなことを言われる方がいるんですね。そういうこと、一つに関して市内の業者を使っただけということ、こういう広がりやがどんどん出ていくということだと思いますので、ぜひまたこういう利用方法についても、どんどんPRしていただいて、特に商工会の建設業部会なんかもございますしね、そういうところ、また市内の業界

の団体もございます。ぜひ、そういうところへPRしていただきたいというふうに思います。

続きまして、新青梅街道の拡幅の関係であります。

平成30年第2回の定例会でも取り上げましたけれども、芋窪及び上北台地域の新青梅街道の拡幅に伴い、市は沿道の用途地域を見直しておりますけれども、その内容をお教えください。

○都市計画課長（神山 尚君） 最初に道路拡幅の内容でございますけれども、新青梅街道の現況幅員18メートルを南北6メートルずつ拡幅して、30メートルとするものでございます。

次に、用途地域でございますが、拡幅事業前の芋窪・上北台地域の新青梅街道沿道の用途地域は、新青梅街道の現道の道路端から20メートルまでは準住居地域、20メートルを超える区域は第1種低層住居専用地域が指定されておりました。平成29年5月に用途地域の見直しを実施しておりますけれども、これは拡幅事業に伴いまして市内の新青梅街道の沿道の他の区間の用途地域と整合を図る観点から、整備後の道路端から30メートルまでを準住居地域とし、30メートルを超える区域は第1種低層住居専用地域としております。準住居地域は、建築を可能とする用途の幅が第1種低層住居専用地域に比べて広がりますけれども、この準住居地域が10メートルほど広がったということになります。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） 今回の用途地域の変更はどのような目的で行ったのか、また地域や用地買収にかかわる地権者にどのようなメリットがあったのでしょうか、教えていただければと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 今回の用途変更の目的でございますけれども、新青梅街道沿道の幹線道路沿道としての有効な土地利用を誘導すること及び地権者の生活再建のためでございます。都市マスタープランにおきましては、新青梅街道の沿道は周辺の土地利用と調和を図りながら、都市活動を支えるロードサイド型施設の立地や、商業、業務、住宅などの複合した土地利用の誘導に努めることとしておりますが、用途地域の見直しによりまして、これらの誘導が可能となるものでございます。また既に沿道で営業している店舗などにつきましては、地権者の方が用地買収に応じた後も、一定規模の用地が残れば建て替えが可能となります。実際に、他の場所で借り店舗を設置しながら当該地で建て替えを進めているような事業所さんもございます。用途地域の変更によりまして、この地域に新たに店出していただくことや、今ある店舗などに残っていただくことが可能となりまして、地域の活性化につながるものというふうに考えております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） わかりました。

市長答弁では、回収率が26%ということですが、用途地域の見直しによって、現在地の建て替えも可能ということで、用地回収にも追い風になるというふうに思います。拡幅事業のさらなる進捗をお願いいたしまして、この項目は終了したいと思うんですけれども、これから新青梅街道につきましては、恐らく皆さん期待されていることが、モノレール構想であるんだろうとかっていうふうになるんじゃないかなというふうに思うわけでありまして。またその中で、今回の新青梅の拡幅、3車線になったという部分の一番左側の車線、ロードサイドの部分ですね、こういうところは今後いろんなことを想定しますと、今、ドローンが大分発達し始めたとかっていうことで、20年先にはドローンの発達とともに、それこそ宇宙までエレベーターで行けちゃうよなんていう、ある方のお話を聞いたことがございます。これからいろんな発展とともに、その新青梅の拡幅の一部が、例えば高さ制限をしてって、ドローンで輸送ができるようなことになるとか、そんな発展性も考えまして、これから期待していきたいなというふうに思います。

以上です。

次には、東大和市保有地等の現状と今後の課題についてでありますけれども、市長答弁でみのり福祉園跡地と2つの学校給食センター跡地の公募型市場調査について答弁をいただきました。みのり福祉園跡地についての公募型の市場調査の結果について、お尋ねをしたいと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 現在、応募のありました事業者との対話を終了し、その内容の公表に向けてまして、事業者との調整を行ってるところでございます。公表につきましては、平成31年3月18日、月曜日を予定しております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、次に学校給食センター跡地の公募型市場調査についてでありますけれども、公募型市場調査の実施に至った経緯をお尋ねをしたいと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 2つの学校給食センターであります。平成29年4月の新学校給食センターの稼働に伴いまして、平成29年3月末に廃止としたものであります。市におきましては、庁内での紹介などを経まして、市有地等利活用検討委員会で、その利活用について検討も行っていました。結論を出すには至っていないところであります。そこで、市といたしまして、民間事業者との対話を通じまして、給食センターの跡地の利活用について、市が活用する場合のほか、売却であるとか、定期借地権設定によります貸し付けなどの利用、利活用も含めまして、さまざまなアイデアや事業の可能性などを把握したいと考え、公募型市場調査の実施を企画したものであります。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） それでは、2つの学校給食センター跡地の公募型市場調査のスケジュールをお尋ねいたします。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） スケジュールにつきましては、まずことし2月21日に現地確認会の実施をいたしました。その後ですが、今後といたしましては、3月8日、金曜日から3月14日、木曜日を対話の期間として設定いたしてございます。また、今年度中には対話の結果の公表のための事業者さんとの事前調整を経て、3月末を目途に対話の結果の公表を考えてるところであります。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） それでは、現地確認会が実施されたということでもありますけれども、幾つの事業者から参加申し込みがあったのか、お尋ねをしたいと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 恐れ入ります。複数の民間事業者にお申し込みをいただいたところではありますが、詳細につきましては、結果公表時にまとめて報告をさせていただきたいと考えているところであります。

以上であります。

○8番（中村庄一郎君） それでは、お聞きします。市はこの公募型市場調査の対話で、特に把握したいと思っていることは何か教えてください。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 給食センターとしての機能を廃止しましてから約2年経過いたしますが、その間、建物の撤去ができていない状況にあります。また、利活用に当たりましては、速やかにこの既存の建物の撤去をすることが望ましいと考えているところでありますけれども、二カ所の建物撤去費用、これだけを捉えましても、市におきましては大きな支出となってしまいます。そこで対話によりまして、既存

建築物、既存の建物の取り扱いについて事業者のお考えなどを伺いたいと思っております。また、建物の中には多くの調理器具が残っている状況にありますことから、こちらにつきましても同様に事業所のお考えを伺いたいと考えています。その他、給食センターの跡地を利活用する際の課題であるとか、市に対する御要望などを伺ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○8番（中村庄一郎君） 市は公募型市場調査の実施を、いつごろ利活用の方法が決まるのか教えてください。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 対話の内容の公表につきましては、事業者との調整が完了したところで結果を公表することといたしておりますが、その対話の結果を踏まえまして、跡地の利活用方針について検討を進めてまいります。平成31年度中には、2つの学校給食センター跡地の利活用方針を策定したいと考えております。

以上であります。

○8番（中村庄一郎君） わかりました。

ただ、その給食センターについても、みのり福祉園についても、実際に市で活用していたものが、使用しなくなったということでもあります。建物は云々としても、敷地等々、そのまま利用しないでおく手はなかったんじゃないかなというふうには思いますよね。例えば運送会社にトラックでもとめさせるとか、やっぱりその利活用という部分では、そういう運営方法なんかも、今後、行政としても、やはり遊ばせとくより使うということ、やっぱりどんどん利用を考えていかないと、これからどんどん考えていかないと非常に厳しい時代に来るのかなというふうに思います。恐らく今後、土地も余ってくるような状況になってくる可能性も出てくるかなというふうに思います。そんなことには、もう今度、利用したくても使ってもらえないというふうな状況にもなりかねないので、やっぱり利用してもらえるときに、どンドンどンドン何でもかんでも使っていくという方向を、市としても、行政側としても考えていっていただきたいなというふうに思います。

また、みのり福祉園跡地ですね、2つの学校給食センター跡地、ともに周辺にお住まいの方は、既存の建物の撤去も含め、利活用については関心を持っているかというふうに思われますので、公募型市場調査の結果を得て、市のまちづくりに寄与するような利活用方針を策定されることをお願いをいたします。

続きまして、市営住宅用地の件ですけれども、市長答弁では行政財産の縛りがある中、一定の範囲での使用許可は認められているということですのでけれども、そういった事例についてお伺いをしたいと思います。

○総務管財課長（岩本尚史君） 市営住宅用地の使用許可の例といたしましては、地域のお祭りのための臨時駐車場、また近隣の公共工事の資材置き場として、短期的な例外的な使用を許可しているところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、市営住宅の各団地の入居戸数と除去後の空き地数についてお伺いをしたいと思います。

○総務管財課長（岩本尚史君） 第1団地でございますが、入居が5戸、また除却によりまして空き地となっている箇所が7カ所ございます。同様に第2団地は、入居が4戸、空き地は9カ所。第3団地は、入居が4戸、空き地が6カ所。第4団地は、入居が4戸、空き地が16カ所となっております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） そうしますと、各団地にお住まいの方もいらっしゃる中で、行政財産という縛りもあり、なかなか空き地の活用は難しいということはわかりますけれども、市長答弁で市営住宅のあり方に関する

方針の策定に向けて取り組んでまいりたいとの答弁がございましたが、どのように取り組んでいくのでしょうか、教えてください。

○総務管財課長（岩本尚史君） 公共施設等総合管理計画のもとに、昨年7月、公共施設等マネジメント行動計画第1次アクションプランを策定しております。このアクションプランでは、公共施設等の総量の縮減と適正配置の視点を盛り込みながら検討していくというふうにされておまして、市営住宅につきましては、都営住宅と公的住宅の状況、今後の管理などの課題などを検討し、関連部署の施策との連携を図りながら、市営住宅のあり方に関する方針を策定するとしております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 市営住宅のあり方に関する方針の策定スケジュールは、どのようになっているのでしょうか、教えてください。

○総務管財課長（岩本尚史君） 第1次アクションプランでは、平成32年度中に策定する予定となっております。以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 市内には、都営住宅や公社住宅などの公的住宅が非常に多くありますけれども、一方で、今後、人口減少が進んでいくわけです。必要性も含めた総合的な検討が必要ではないかと思えます。ぜひ、実りある検討を進めてほしいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、最後になります。危機管理についてでございます。

ことは——ことしというか、こここのところ、昨年からインフルエンザが蔓延しまして、大分市民の方からもいろんな問い合わせ等々もございました中で、今回のこういう感染症ですとか、伝染病とか感染症とかっていうことに、ちょっと興味を出していただいて、今回の質問にさせていただきましたけれども、事細かに私のほうも各課ごとのような質問を出ささせていただきましたけれども、非常に皆さん、御丁寧な答弁をいただきました。

その中では、一番ちょっと多かった市民の問い合わせが、給食センターの問題でありましたので、その中でエの給食センターにおける職員、配送、各学校ほかの対応と連携についての再質問だけをさせていただきたいというふうに思っております。

市長、教育長からは、調理を委託している事業者においても、日ごろより学校給食衛生管理基準に基づき、適切に対応しているということの御答弁をいただきました。また、感染とか、感染が疑われる場合においても対応のマニュアルがあるとのことでしたけれども、例えば調理員の家族が感染力の高いノロウイルスに感染した場合は、どう対応するようになっているのかお教えいただきたいと思えます。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 調理員の家族がノロウイルスに感染した場合なんですけども、調理員自身も出勤停止となります。あと家庭での感染予防として、手洗い、食品の十分な加熱、食器の消毒、トイレの消毒、共用物を避ける等の対応を行わせます。また、調理員本人ですね、保菌検査を行った後、陰性であれば出勤できる、そんな形になっております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、各感染症ごとに対応を細分化したマニュアルがあるということですけども、インフルエンザやノロウイルス以外にもあるのかどうか教えてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） マニュアルの内容でございますけども、存在する全ての感染症ではございませんが、十数種類ございます。O-157、ノロウイルス、溶血性連鎖球菌、結核、インフルエンザ、水疱瘡、手足

口病、ヘルパンギーナ、百日咳、マイコプラズマ肺炎、おたふくかぜ、プール熱、風疹、麻疹などございます。その中で家族が罹患した場合と、職員本人が罹患した場合の対応を分けて、出勤の可否や感染の経路、症状などをあわせて記載したものがございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） いろいろなマニュアルの作成です……そして、さまざまな対応による危機管理を行っていることがよくわかりました。また、先日の5府県で発生した豚コレラですね。これについては、飼料を配送するトラックの消毒が不十分な形跡があったとの報道がございました。一番市内の市民の方からも、こういう問い合わせを私もたくさんいただいたんですけども、給食配送用のトラックについては、転用などほかの使用を行っていないというふうなことでしたけれども、衛生管理などの運営について再度お伺いをしたいと思います。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 学校給食用の配送トラックの運用につきましては、給食トラック自体が抗菌仕様車という形になっております。また、毎日、1日の業務終了後に洗浄等を行いまして衛生管理に努めているところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

マニュアルの作成など、いろいろと対応していることはよくわかりました。また、今後もマニュアルをしっかりと守るとともに、適正にマニュアルの見直しを行って、引き続き東大和市の子供たちの安全に、尽力を尽くしていただきたいというふうに思います。

この項につきましては、市内のマニュアルも非常によく整っているようなお話もいただいておりますし、また都や国の予防対策等も含めて丁寧にご答弁をいただきました。ありがとうございます。

最後に、市の首長としての尾崎市長の危機管理ということについての考え方と連携について、また小中学校を含め、また子供たちの取り巻くさまざまな環境の中で、教育長としての危機管理と連携についてのお考えをいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。いいですか、市長から。

○市長（尾崎保夫君） 御質問の中で、危機管理ということで、さまざまな感染症につきまして、それぞれの部署、あるいは危機管理意識を持って対応しておりますこと、御理解していただけたかなというふうにも思っているわけでありまして、また関係機関との連携につきましても、市内公共施設間はもとより、発生状況に応じて医師会や医療機関、そして保健所や社会福祉施設など、ほか指定管理者あるいは委託業者ですね、さまざまな関係機関に御協力をいただき、状況に応じた適切な対応がとれる連携体制を整えているところでございます。市といたしましても、市民の皆様が東大和市で引き続き安心して生活していただけるよう、今後も適切な危機管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○教育長（真如昌美君） 御存じのように、ことしといいますか、今年度はインフルエンザが非常に幅広く流行しております、その都度、対応については苦慮したところであります。おかげさまで校長のリーダーシップによりまして、また各館の館長たちのリーダーシップによりまして、無事乗り越えることができたなというふうに思っているところであります。発生時、それからその前の事前の対応の仕方、発生後の対応の仕方、そういったことについてしっかりと、それぞれの館長なり校長なりが受けとめておりまして、適切な対応をとったな

というふうに思っております。今後につきましても、そういった経験をしっかりと受けとめて、そして大きな事故等に対応できるような、そういう取り組みを進めていってほしいというふうに思っております。今後とも子供たちにとって安全・安心な施設になりますように、努力をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 市長、教育長、大変ありがとうございました。

危機管理ということは、常に身にしみて、身に持っていないきやいけないことじゃないかなというふうに思っております。これで万全だ、これでいいということは絶対あり得ませんので、こういうことは定期的にみんなで確認し合うこと、また連携というものができてる、できてると思いながらも、なかなかそこがうまく伝わらないことも多々あるんじゃないかというふうに思います。それは、常にお互いに確認をし合いながら進めていくことが、やっぱり組織の中の一つの形なのかなというふうに思われます。ぜひ、今後、危機管理ということは、定期的にでも皆さんの中で確認し合うようなことをしていただければありがたいと思います。

今回のこのインフルエンザの問題につきましても、非常にしっかりとしたいろんな御答弁をいただいた中では、やっぱり非常に組織の中の連携ができて、また皆さんの中の危機管理というものが、しっかりとした、ふだんの中からできているんだということがよくわかりました。

ありがとうございました。以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（押本 修君） 以上で、中村庄一郎議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時42分 休憩

---

午後 3時51分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 尾 崎 利 一 君

○議長（押本 修君） 次に、2番、尾崎利一議員を指名いたします。

[2番 尾崎利一君 登壇]

○2番（尾崎利一君） 日本共産党の尾崎利一です。通告に基づき、一般質問を行います。

1、市民の暮らしの実態と消費税増税について。

安倍政権は、医療や介護、生活保護の切り捨てなどを通じて、社会保障費の自然増分さえ毎年削減し、10月からは消費税を10%に増税するとしています。以下、伺います。

①市民の暮らしの実態について、認識を伺います。

②10月からの消費税増税について、認識を伺います。

2、国民健康保険税の6年連続値上げと保険税引き下げについて。

市は、国民健康保険税を6年連続で値上げして1.4倍化を図るとして、今年度1億円を超える値上げを強行したばかりなのに、来年度も同程度の値上げを計画しています。値上げすべきではありません。

以下、伺います。

①低所得世帯が多い国民健康保険加入世帯に、今でもサラリーマンの1.7倍も高い保険税が課されている現

状及び値上げの根拠と市民の暮らしへの影響について、また値上げ計画の市民への周知・説明について市の考えを伺います。

②2019年度の値上げによる国保会計及び一般会計への影響について伺います。

③国民健康保険税については引き下げ、負担軽減こそが求められていると考えます。市の考えと対応について伺います。

3、下水道使用料などの値上げや有料化の計画について。

東大和市は、2年前に3割値上げした下水道使用料について、これは経常赤字の解消のためのものとし、今後は老朽化した下水道管の更新のためにさらに値上げが必要としています。また、今後、学童保育育成料の値上げや公民館等の有料化も検討するとしていますが、以下、伺います。

①2011年3月策定の下水道総合計画の数値では、下水道管の更新費用を賄うためには年間6億7,000万円、さらに50%もの使用料値上げが必要となります。市は公共下水道ストックマネジメント基本計画の作成によって、この値上げ額を圧縮できるとしてきました。計画策定の契約期間は本年1月7日と答弁されました。この内容について、さらに、これによって、いつから、どの程度の値上げが必要となるのか、伺います。

②値上げや有料化など、歯どめなき市民負担増はやめるべきと考えますが、いかがですか。

4、介護保険と市長認定障害者控除について。

①介護認定状況と認定手続について伺います。

②障害者控除の市長認定制度について伺います。

5、国・都・市有地の活用、特に特別支援学校、特養ホーム、保育園など福祉施設、スポーツ施設の整備・拡充について。

市内には未利用の国有地が約3万平米、未利用の都営地は都営団地の空き地8.3万平米のほか保育園用地として4カ所が示されています。市の未利用地としてはみのり福祉園跡地と2つの学校給食センター用地を合わせて約7,700平米、ほかに市営団地の空き地があります。福祉の向上に役立てるべきと考えますが、以下、伺います。

①現在の到達点とこの間の推移、市の取り組みについて伺います。

②みのり福祉園跡地と2つの学校給食センター跡地については、2018年度中に利活用方針を確定するとしていますが、検討状況を伺います。

③暫定利用について伺います。

以上です。再質問については自席にて行います。よろしく申し上げます。

[2番 尾崎利一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、市民の暮らしの実態についてであります。内閣府が発表しました平成31年1月の月例経済報告では、日本経済は企業収益や雇用、所得環境の改善などにより、景気が緩やかに回復していると分析されております。また、当市の課税におけます過去20年の市民1人当たりの所得額の状況では、平成26年度が最も低く、その後、3年度は最低数値を上回っております。こうした状況を踏まえ、市民の暮らしにおきましては、緩やかな回復基調にあると考えております。

次に、消費税の改定に関する認識についてであります。現在、国におきましては平成31年10月からの消費税率の改定が見込まれておりますが、少子高齢化社会における社会保障の安定化と充実を図るためには、一定

の財源が必要であると考えております。

次に、国民健康保険税の現状や税率等の改定の考えと市民への影響や周知方法等についてであります。市では国民健康保険の財政健全化計画を策定いたしました。この計画において、国が設けた特例基金によって、国民健康保険税の急増抑制が図られる6年間で、国民健康保険財政の健全化を図ることが、最も市民の皆様への影響が抑えられるものと考え、国民健康保険税の税率等の改定に取り組んでおります。また、平成31年度の国民健康保険税の税率等の改定につきましては、市の国民健康保険運営協議会への諮問や、答申の内容を市報や市のホームページに掲載することで周知等を図っております。

次に、平成31年度の税率等の改定による国民健康保険事業特別会計及び一般会計への影響についてであります。国民健康保険税の税率等の改定によりまして、一般会計からの赤字補填の繰り入れが削減されることから、国民健康保険財政の健全化がより図られるとともに、その財源は他の必要とされる施策に充てられるものと考えております。

次に、国民健康保険税の引き下げ等についてであります。平成31年度の国民健康保険税の税率等の改定に当たりまして、平成30年度と同程度の応能応益割の配分により低所得者層へ配慮するとともに、市独自の多子世帯への保険税減免措置により、引き続き子育て世帯への配慮を行う等の軽減策を実施してまいります。

次に、東大和市公共下水道ストックマネジメント基本計画と下水道使用料についてであります。東大和市公共下水道ストックマネジメント基本計画につきましては、長期的な視点により、計画的かつ効率的な下水道施設の点検、調査、修繕、改築を実施し、ライフサイクルコストの適正化を図るために作成をいたしました。本計画では、最適な改築のための検討を行い、事業計画期間を100年間とし、10年間隔で改築の事業量を標準化する計画としております。下水道使用料につきましては、第5次行政改革大綱に基づき、3年ごとに見直しのための検討を行っております。このことから平成30年度に見直しのための検討を行いましたが、今回は改定を行わないことといたしました。今後につきましても、第5次行政改革大綱に基づき、下水道事業の状況を確認し検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、使用料・手数料等の市民負担についてであります。使用料・手数料等は特定の人利益を受ける行政サービスにつきまして、必要な費用を負担していただくものであります。利益を受ける人と受けない人の公平性を保つためにも、また持続可能な自治体経営のための行財政運営を行うためにも、応分の負担をしていただくことが必要であるとと考えております。

次に、介護認定の状況と認定手続についてであります。平成29年度における介護認定審査会による判定は4,209人の方に審査判定を行いました。認定手続は、認定を受けようとする方の申請により開始されるものであります。認定申請がされずと認定調査員による調査及び医師の意見書に基づくコンピューターによる一次判定、認定審査会による二次判定を行い、その結果に基づき、要介護状態に該当するか否か、該当する場合の要介護度等を決定するものであります。

次に、障害者控除の市長認定制度についてであります。障害者控除は所得税法施行令等の規定により、65歳以上の方のうち障害に準ずる者と市長が認めたものも対象としております。この市長が認めるものにつきましては、要介護認定を受けた方の申請があった場合に、その方の要介護認定資料に基づき、市長が対象者の認定を行っているものであります。

次に、国有地、都用地及び市有地の活用の検討についてであります。桜が丘2丁目の国有地につきましては、介護施設整備に係る国有地のさらなる活用として、特別養護老人ホームを整備する候補地の一つとして検

討を行っております。また、桜が丘3丁目の国有地につきましては、平成32年度の取得に向けて利用計画を策定することになりますが、具体的な検討には至っておりません。

次に、都営地についてであります。都営東京街道団地につきましては、東京街道団地地区地区計画に基づき、公園や運動施設などについて東京都と協議を進めているところであります。また、都営向原団地につきましては、市の要請に基づきまして、東京都が3月に説明会を開催するとのこととあります。

次に、市有地についてであります。みのり福祉園跡地及び2つの学校給食センター跡地につきましては、引き続き検討を続けているところであります。

次に、みのり福祉園と2つの学校給食センター跡地の利活用についての検討状況についてであります。みのり福祉園跡地につきましては、平成30年12月から平成31年1月にかけて、その利活用について公募型市場調査を実施しました。現在、応募のありました事業者との対話は終了し、その内容の公表に向けた事業者との調整を行っているところであります。2つの学校給食センター跡地につきましては、公募型市場調査の実施を3月に予定しているところであります。利活用方針につきましては、公募型市場調査の結果等を踏まえて、策定してまいりたいと考えております。

次に、暫定利用についてであります。市営住宅用地につきましては、行政財産のため公有財産規則により行政財産の用途、目的を妨げず、形態を変更しない範囲で短期の使用許可を認めております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○2番(尾崎利一君) ありがとうございます。

それでは、再質問を行います。

まず市民の暮らしの実態についてですけれども、答弁では1人当たりの所得額で平成26年度が最も低く、27、28、29年度は、その後3年間は、これを上回っているということで、緩やかな回復基調だということでした。資料をいただきました。平成29年度は1人当たりの給与収入も、1人当たりの所得金額も、いずれもまた減少に転じているのではないですか。伺います。

○課税課長(真野 淳君) 平成29年度の1人当たりの給与収入と所得金額が減少していることにつきまして詳しく分析しますと、前年度と比較しまして納税義務者数が545人増加しております。この545人の課税標準額の内訳を見ますと、300万円以下の方が591人増加しております。中でも100万円を超え、200万円以下の方が最もふえまして295人となっております。一方で、300万円を超える方が46人減少しております。所得の低い方がふえ、所得の高い方が減りましたことが影響していると考えております。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) いずれにしても、事実として29年度減少に転じているということです。

それから、いただいた資料で平成26年度の収入あるいは所得というのは、26年度の申告所得ということですから、実際には平成25年1月から12月の収入あるいは所得ということになると思います。27年度の数値から26年度の数値を引いて、26年度の数値で割り返したものが、平成26年の収入もしくは所得の伸び率ということになると思います。平成26年から28年まで、隔年の1人当たりの給与収入額の上昇率と消費者物価の上昇率がどうなっているのか伺います。

○課税課長(真野 淳君) 平成26年の1人当たりの給与収入額の上昇率は0.7%で、対します消費者物価指数の上昇率は3.2%です。平成27年の1人当たりの給与収入額の上昇率は0.4%で、対します消費者物価指数の上

昇率は1.0%です。平成28年の1人当たりの給与収入額の上昇率はマイナス0.2%で、対します消費者物価指数の上昇率はマイナス0.1%でございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） どの年を見ても、物価の上昇に給与の上昇が追いついていないということです。3年間で見ても、1人当たり給与収入は0.9%ふえたけれど、消費者物価指数は4.3%上昇した。しかも社会保険料は、これも資料にあります、49万6,566円から53万6,370円へと4万円増加した。これらを見れば、市民の暮らし向きという点で見れば、どう見ても悪化したということになると思いますが、いかがでしょうか。

○課税課長（真野 淳君） 市民の方の1人当たりの給与収入額や所得額と消費者物価指数とでは、市民の暮らし向きという点で悪化していると見えますが、施政方針に対する代表質問の市長答弁にありますように、企業収益の改善などによりまして、法人市民税では、平成21年度以降に収入額が6億円を下回っておりましたが、平成30年度決算見込みでは6億円を上回る状況となっております。個人や法人の市民税の状況を相対的に見ますと、当市の地域経済の現状と市民の暮らしの実態におきましては、緩やかな回復基調にあると考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 今、法人市民税のお話しされましたけれども、私は市民の所得、収入の状況がどうなっているかということについて伺っているわけで、この点についてはマイナスになっている、実収入、減り続けているということは否定できなかったと思います。

それで、ここ3年間で見ても、暮らし向きは悪化しているということが、今、市の資料からも明らかになりました。しかも、市民の暮らしの悪化は長期にわたっているということもわかります。これ平成9年以降の数値を出していただけてますけれども、平成9年度と比べると1人当たり給与収入は551万6,423円から480万1,956円に、実額で71万4,467円減少、率にして13%の減少です。1人当たり所得でも382万4,044円から309万6,631円に、72万7,413円減少、率にして19%の減少です。長期にわたって、市民の暮らし向きは厳しいものになっているということは言えるんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） 平成9年と近年を比較いたしますと、1人当たりの給与収入額や所得額は減少しております。また平成20年9月のリーマンショックによりまして、平成22年度が大きく影響を受けております。こういったことから考えますと、市民の方の所得の面という点では、厳しい状況が続いていたというふうに思われます。しかしながら、近年の状況ということで見ますと、市長答弁にもございましたが、市民1人当たりの所得額の状況は平成26年度が最も低く、その後の3年間はそれを上回っておりますので、暮らしにおきましても緩やかな回復基調と考えてございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 今の答弁は、私がこの場で否定した、論破した問題をもう一度繰り返したという答弁だと思います。実際には実収入は減り続けている。もらってる給料で買えるものが減ってるということ。それは、とりもなおさず市民の暮らしが厳しくなっているということだと思います。こうして市民の暮らし向きが大幅に悪化し続けているときに、市民の負担をどんどんふやし続ける。こうした市政のあり方は、改めるべきだと考えています。これについては、後で質問させていただきます。

次に、②の消費税増税についてです。

市長は社会保障のためには、一定の財源が必要と答弁しました。これは3つ問題があると思います。1つは、

安倍政権になってから軍備拡大がどんどん進み、社会保障はその犠牲にされて、当然増分さえ削減されてきた。事実として社会保障は、拡充の対象ではなくて削減の対象だったということです。

それから、2つ目に必要な財源をどこに求めるべきかっていう問題です。昨年9月3日に、財務省が2017年度の法人企業統計を発表しました。大企業の内部留保は425兆8,000億円で、安倍政権が発足した2012年度から1.28倍、100兆円近くふやしました。当期純利益はうなぎ登りで44兆9,000億円、2012年度比で2.3倍、株主配当金は17兆5,000億円で1.65倍。ところが従業員1人当たり賃金は、前年度より5万4,000円減って575万1,000円、2012年度比で1.03倍どまり、実質ではマイナスという状況です。大企業でさえ、こういう状況だと。

市長がかつて子や孫に引き継いでほしくないと言われた格差と貧困の拡大という問題は、言い方を変えれば富の偏在という問題です。富の偏在を是正する課税が必要なのに、消費増税は実収入がマイナスになっているサラリーマンを初めとした庶民により重く課税するものです。当期純利益を2.4倍化している大企業が、中小企業並みに税金を払うだけで4兆円、配当が1.65倍化した大株主に欧米並みの課税をするだけで1兆2,000億円の財源が生まれます。財源を長期にわたって暮らし向きが厳しくなっている庶民に求める消費税増税が正しいのか、それとも負担能力を大きく伸ばしている大企業と富裕層に求めるのが正しいのか、市長の見解を伺います。

○企画財政部長（田代雄己君） 消費税の改定につきましては、少子高齢化が進む社会におきまして、社会保障関係経費が増加しているということで、またその充実等に必要となる経費が見込まれてるということで、それらの経費に対しまして安定的かつ一定の財源が必要であるというふうに考えております。また、この消費税率の改定に伴いまして、その財源を活用しまして、国のほうでは全世代型の社会保障制度に転換するとしておりまして、これからは幼児教育の無償化や介護人材の処遇改善等の国の施策が予定されてるということになっておりますので、そういう面では、社会保障という面では充実が図られるのではないかとというふうに認識してるところでございます。また、税の課税の仕方でございますけれども、消費税に求めるのか、あるいは大企業や富裕層に課税することを求めるかということにつきましては、今さまざまな御意見もあるかと思っておりますけれども、国による税制度の問題として認識してるところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 私は社会保障に財源が必要だ、当然のことだと思います。お金がなければ何もできないんですから。だけど、それをどこに求めるのかっていうことが問われてる。市民の暮らしを守るというのも問われてるっていうふうに思います。

3つ目の問題は、消費税増税が暮らしを壊し、税収の土台である経済そのものをだめにするっていう問題です。日本経済の6割は家計消費が占めている。消費税8%増税前の2013年平均で363万6,000円だった実質家計消費が、2018年には338万7,000円、25万円も落ち込んで回復できていないという状況です。このような状況下で、消費税増税は市民の暮らしと日本経済にはかり知れない打撃を与えるというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） 消費税の改定に伴う影響でございますけれども、こちらのほうにつきましても、国のほうで軽減税率など、そういう対策が講じられる予定になっておりますので、そのような形で市民の暮らしのほうに配慮した内容になるというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 市民の暮らしを守っていただくためには、国の政策が市民の暮らしにどういう影響を与

えるのかということ厳しく見て、対抗策を考えるという姿勢が必要だと思います。政治とは極言すればどこからお金を集めて、どこに使うかということだと思います。市長には、市民の暮らしをしっかりと守る立場に立って、消費税増税に反対という立場を表明していただきたいと思います。

次に、2番の国民健康保険税のほうに行きます。

国民健康保険加入世帯に、今でもサラリーマンの1.7倍の保険税負担が課せられている現状について、この認識について答弁が行われていません。この点について伺います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 国民健康保険と他の被用者保険とでは、制度における公費負担のあり方や事業主負担の財源の有無、加入されていらっしゃる方の年齢層や所得水準、医療費の水準が異なっております。それぞれの制度の仕組みの中で、加入者の実情に応じた保険料となっているものと認識してございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） これは市のつくった資料に基づいて伺ってるわけですけども、一方でサラリーマンの負担の1.7倍だけれども、所得はこの比較されるサラリーマンの4割しかないというのが、国保加入世帯だということになってるじゃないですか。これが正しいんですか。私は、この不公正は正されなくてはならないというふうに考えますけれども、市長の見解を伺います。

○市民部長（村上敏彰君） 被用者保険や国民健康保険につきましては、それぞれの制度の仕組みの中で必要な保険料が算定されておりますが、国民健康保険につきましては、所得の低い世帯を対象に、均等割を7割・5割・2割と軽減する制度がありまして、このうち5割・2割の軽減判定所得につきましては、基準額が毎年見直され、上がってきております。市といたしましても、低所得の方に配慮した応能応益割や、多子世帯への保険税軽減策を実施しており、負担軽減を図っております。一方で、東京都市長会より、東京都を通じまして国のほうに、医療保険制度の一本化の早期実現や、現行の国庫負担割合の拡充等を要望しているところであります。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 私はサラリーマンの1.7倍も高い国保加入世帯の負担は、正されなくてはならないのではないかっていう認識を伺っているんです。この点についての答弁をお願いします。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 保険料につきましては、被用者保険、国民健康保険、それぞれの仕組みの中で保険料を算定されているところでございます。この中で、国民健康保険の制度の仕組みの中で、保険税負担が抑制されますように、7割・5割・2割の均等割の軽減策という制度がございますし、私としても応能応益割の負担の割合の配慮ですとか、子育て世帯への多子世帯への軽減ということで図っているところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） そういうことをやっても、なおかつ現状として1.7倍高いと。これをどうするのか、どう考えるのかって伺ってるわけです。

聞き方、変えます。サラリーマンの1.7倍もの負担を強いられている国保加入世帯に、国保会計赤字の責任など一切ないと私は考えますが、いかがですか。

○市民部長（村上敏彰君） 国民健康保険は、制度といたしまして、医療等の給付の財源を国民健康保険事業納付金に充てる保険税と公費で50対50となるよう法令で定められております。この保険税にて運用すべき財源の不足を、現状では一般会計からの繰り入れによって補填しており、そのため国民健康保険の医療費等の給付に対する本来あるべき負担額が不明確になっております。こうしたことから、国は一般会計からの繰り入れによ

る補填の解消を求めています。市といたしましても、国民健康保険制度の安定化には財政健全化が不可欠であることから、一般会計からの繰り入れによる補填の解消に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 国保加入世帯に、この赤字の原因があるかどうかを伺ってんです。どうなんですか。

○市民部長（村上敏彰君） 繰り返しとなりますが、国民健康保険制度につきましては、医療等の給付を財源とした国民健康保険事業納付金に充てる保険税と公費の割合が50対50となるよう法令で定められてございます。したがって、この法律に基づき、適正な価格、適正な措置がとられてると認識してございます。以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 平成29年度の行政報告書によると、市民税個人の収入歩合は96.8%に対して国保税は81.5%です。払い切れないほど現状でも高いという状況だと思います。6年連続の値上げは、暮らしを大きく脅かすことになるのではないのでしょうか。国民健康保険加入世帯の暮らしへの影響について伺います。

○市民部長（村上敏彰君） 市では、国民健康保険税の急増抑制のため、国が設けました特例基金のある6年間で赤字補填の繰り入れを解消することが、最も保険税の抑制につながるものと考え、財政健全化計画を策定いたしました。国民健康保険税の収納率につきましても、前年度比1ポイントと上昇していることから、こうした状況を反映させて、平成31年度の国民健康保険税の改定率を算出しております。

一方で、国民健康保険税の急増抑制を図るため、保健事業の保持、増進による医療費適正化、保険者努力支援制度による交付金の活用等、引き続き行ってまいります。また、国民健康保険には、所得の低い世帯を対象とした、先ほども言いましたが、7割・5割・2割の均等割の軽減措置、こちらは5割・2割の軽減判定所得も見直され拡大されております。市におきましても、低所得者の方に配慮した応能応益割や多子世帯への保険税軽減措置を実施しているところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 所得がゼロでも、国保税は払わなくちゃいけないという高い税金だということを指摘しておきます。そして、滞納すると保険証が手元に届きません。今でも毎年、数百人の手元に保険証が届かない。全国民医連の調査では、このような方々の中から、手おくれで命を落とす事例が毎年数多く出ています。金の切れ目が命の切れ目、現実に医療を受ける権利が壊されているということではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○保険年金課長（越中 洋君） 滞納者の方との接触の機会を設けるために、設ける必要があるということから、短期証につきましては窓口で直接交付をさせていただいております。短期証を取りに来られない方がいるということは、事実として私ども認識してございますが、保険者といたしまして、医療受診の機会を妨げるということではなく、面談、相談を通じまして滞納者の方の状況を把握し、適正な納税、また必要であれば他の部署へ御案内をするということも可能となるものと考えてございます。未納分の保険税の納付を条件として、短期証を交付しているということではございませんので、このことのみによって医療を受ける権利を壊すものというふうには認識してございません。今後とも個々の状況に応じまして丁寧な対応を図ってまいりたいと、そのように考えてございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 行政の責任は、その意図について問われるのではなくて、その施策がもたらす現実について問われなくてはならないというふうに思います。現実に数百人の人に保険証が渡っていないというのが現

実です。その方々は、医療を受ける、この権利が奪われるという状況が生まれているということを指摘しておきます。

次に、②の2019年度の値上げによる国保会計及び一般会計への影響についてです。

代表質問への答弁で、医療費適正化や保健事業が赤字補填繰入額の削減につながっているとされました。しかし、市の計画では医療費適正化と保健事業によって、幾ら赤字補填額を削減するのか、全く数値化されていません。赤字削減の全てが低所得者の多い国保加入世帯に押しつけられているというのが実態ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 市のこれまでの保健事業の取り組みにつきましては、医療費適正化に効果を上げているものと考えております。医療費水準を抑えることは、国民健康保険事業費納付金の抑制につながっており、その結果、国民健康保険税の抑制として効果を上げてきているものと考えております。医療費は被保険者の高齢化、医療の高度化、診療報酬改定等、自然増となる要因が多々ございますが、今後とも保健事業の推進等によりまして、医療費の伸びを抑え、国民健康保険税の抑制に取り組んでまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○2番（尾崎利一君） そうした努力が、この計画の中で数値化されないのはなぜなんですか。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 一例を申し上げますと、例えばレセプトデータを活用した保健事業といたしまして、糖尿病等重症化予防プログラムや、ジェネリック医薬品利用差額通知等の事業を平成25年度より実施しており、過去5年の効果といたしまして、この事業全体で約2億円の医療費削減効果があったものと算出しております。加えて糖尿病等の生活改善による人工透析への移行予防の効果といたしましては、被保険者数の減少などの変動要因ございますが、おおむね1億6,000万の効果があったものと推計してございます。

こういったことが全てではございませんが、こうした取り組み、中・長期的な医療費適正化の結果として、医療費水準を反映された国民健康保険事業費納付金の額となります。必要となる保険税は、この納付金の額によって算出されますので、この中・長期的な医療費、適正化の取り組みというところで、納付金の額に効果があらわれているものと考えてございます。

○2番（尾崎利一君） そうだとしても、現状の医療費を、この医療費適正化と保健事業によってどれだけその伸びを抑えるのか、もしくはどれだけ減じるのかということが数値化されていないということは確かです。結局、赤字額の全てが国保加入世帯に押しつけられてるということになる。ここは繰り返しになりますので、答弁は結構です。

それから国保税の値上げによって、一般会計からの赤字補填繰り入れが削減されるから、その財源は他の必要とされる施策に充てられると考えているという答弁がありました。私は、この答弁には怒りを禁じ得ません。

先ほど来、述べているとおり、国民健康保険会計の赤字の責任は、サラリーマンの1.7倍もの負担をしている国保加入世帯には一切ありません。そこからお金を引き上げておいて、ほかに使えるようになるなどというのは、不公正な高過ぎる負担を強いられている加入世帯の負担を軽減することは、不必要な施策だということなんでしょうか。見解を伺います。

○市民部長（村上敏彰君） 赤字補填繰り入れの解消につきましては、国からその解消削減に向けて数値目標を定めた財政健全化計画の策定が求められておりまして、この数値目標に向かって国民健康保険の財政健全化に取り組んでおります。厚生労働省によりまして、平成30年度は全国の区市町村のうち約80%が赤字補填繰り入れを解消し、また保険税率につきましては国費の投入や激変緩和措置により77%が引き下げ、または据え置き

をしてるものとされております。国民健康保険の安定的な運営に向けた財政の健全化は、国全体として取り組んでいるものと認識しておりますことから、市としては必要な施策であると考えております。

以上です。

○2番(尾崎利一君) 私が伺ってるのは、今でも1.7倍の負担を強いられている加入世帯の負担を軽減するために、市がこれまで一般会計から出しているお金、もしくはこの施策、これは不必要な施策なんだということなのかって伺ってます。

○市民部長(村上敏彰君) 一般会計からの繰り入れにつきまして、不必要な施策かということですが、繰り返しになりますけども、先ほど申し上げましたように、国民健康保険の納付金と公費につきましては、50対50の割合でなるということが法律で定められております。市といたしましては、計画的ではありますが、この法令に基づきまして適正な対応を図っていきたいと、このように考えております。

以上です。

○2番(尾崎利一君) じゃ、今までは違法だったということになるわけですかね。今年度1億円、来年度1億円、国保加入世帯への負担増によって得た財源は、必要とされるどのような施策に充てられたのか伺います。

○市民部副参事(岩野秀夫君) どういう施策に充てられたかということになるんですけども、他の財源を活用いたしまして、国民健康保険の財政健全化は、これは必要な施策ではあります。それ以外のものとして、充てられてるといふふうに考えてございます。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 私は、国保加入世帯の状況について何度も伺ってますけれども、加入世帯の73%が所得150万円以下、所得ゼロ世帯が5割に及ぶという、こうした状況のもとでサラリーマンの1.7倍という負担を強いられているのに、さらに6年連続で値上げをするというのは、いかに弁を弄しても道理がないと言わざるを得ないと思います。私がいろんなところでお話しするときに、「去年、1億円値上げしたばかりの国保税を、この4月からまた1億円値上げするんですよ。」って言うと、みんな、「ええっ！」で驚くわけですね。それで、「その翌年も翌々年も、その次も、その次も、6年連続で毎年1億円ずつ値上げしようというんです。」と言うと、「信じられない！」っていうのが皆さんの声です。民間ではあり得ない。こんな値上げがまかり通るのは公権力の行使だからです。それだけに、公権力の行使には正当性、道理が求められます。しかし、行政の側の制度設計の不備を全て加入者に押しつける。6年連続値上げには全く道理がない。言わざるを得ないと思いますが、改めて見解を伺います。

○市民部長(村上敏彰君) 国民健康保険の制度につきましては、先ほど申し上げましたように、全国の80%が赤字補填の繰り入れを解消しております。また、77%の保険者が、今回の広域化に当たりまして、保険料据え置き、あるいは引き下げを行ってるといふことでございます。したがって、今回の赤字繰り入れを6年間で解消とする当市の計画につきましては、全国的に見ればまだまだ遅れてる政策ではないかと、このように考えております。

以上です。

○2番(尾崎利一君) 国保加入世帯が、低所得世帯が多いのに、サラリーマンの1.7倍もの負担を強いられているというのは、国保制度の構造的欠陥なんだということは、国も、それから都道府県も、区市町村もみんな認めてるじゃないですか。だから、それ何とかしなくちゃいけないって言うてるんじゃないですか。それなのに、結果的には先ほど言った低所得世帯が多い加入世帯に、全部そのツケを押しつける。これは全く道理がな

いというふうに思います。前議会では1億円値上げしたのであれば、それを低所得者の軽減に回すとか、市の裁量で負担軽減するっていうことも求めました。いずれにしても、こうした道理のない施策、撤回するよう求めて、この項を終わります。

次に、3番の下水道使用料などの値上げや有料化の計画についてです。

下水道総合計画では、年間6億7,000万円と見積もられた更新費用が、ストックマネジメント基本計画では7億8,000万円に大きく膨れ上がっている。これはなぜでしょうか。

○下水道課長(廣瀬 裕君) 東大和市下水道総合計画と東大和市公共下水道ストックマネジメント基本計画における単純改築の事業費についてでございますけれども、下水道総合計画におきましては、下水道を建設いたしました当時の事業における費用、こちらのほうをそれぞれの事業年度の事業費としてございます。公共下水道ストックマネジメント基本計画につきましては、平成27年度に国が定めた下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン、2015年版の管渠施設建設費の費用関数などを参考に算出しております。算出方法や物価など、こちらによりまして差が出ているというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) そうすると、ストックマネジメント基本計画で言ってる6億7,000万円っていうのも、100年間という間ですから、これは物価上昇等があれば、これも上がるということでもよろしいのでしょうか。

○下水道課長(廣瀬 裕君) 今お話のあったように、物価等、上下動すると思いますので、それによりまして変動するというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) スtockマネジメント基本計画では、7億8,000万円の案は採用されずに、採用された案では年平均2億6,000万円の更新費用がかかるとしています。来年度、管渠調査をするので、この数字も動くのでしょうかけれども、この数字、動かないとして伺います。補助金もあるでしょうから、年間2億6,000万円の事業費のうち、下水道使用料の値上げによって賄わなくてはならない金額は、どの程度になるのか伺います。

○下水道課長(廣瀬 裕君) 改築費用でございますけれども、改築事業が全て補助対象事業というふうに仮定した場合につきましては、国費による50%の補助というふうな形になります。公共下水道ストックマネジメント基本計画の採用案では、改築事業費は年平均2億6,000万円でありますことから、事業費の50%である1億3,000万円というふうになるものでございます。ただし、あくまでも公共下水道ストックマネジメント計画における算出において、全てが補助対象事業費になる場合でありまして、実際の事業量や費用などによりまして、数値は変わってくるというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) そうすると、最低で1億3,000万円が使用料に転嫁されると。事業全部が補助対象事業であれば、50%の補助があつて1億3,000万円の値上げだけれども、補助対象工事でない工事については、ほぼ100%値上げで賄わなくてはならないから、この1億3,000万円に上乗せになると。それから、事業費総額が膨らめば、物価上昇等によってですね、さらに値上げ額は膨らむということだと思います。ストックマネジメント基本計画によると、下水道更新工事は2021年度から始まりますから、3年ごとの使用料見直しのちょうど次の見直し年に結論を出せば間に合うということになるのでしょうか。

○下水道課長(廣瀬 裕君) 下水道使用料につきましては、東大和市第5次行政改革大綱に基づきまして、3

年ごとに見直しのための検討を行うこととなっております。次の見直しのための検討につきましては、平成33年度となっている状況でございます。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 平成33年というのはないので、西暦でちょっと教えていただけますか。混乱するので。

○下水道課長(廣瀬 裕君) 現在、平成30年度で、来年31年度でございますけれども、2021年ですかね——になるかというふうに思います。済みません。申しわけございません。

○2番(尾崎利一君) 2021年がいいんだと思います。

そうすると、2021年の見直しの段階では、これを全部使用料で転嫁するっていうことになれば、どうしても大幅な値上げが必要になるということになります。

市長答弁では、使用料は特定の人を受けるサービスだから、費用を負担してもらおうということでしたが、下水道は基本的に全市民が受けるサービスだと思いますし、しかも補助金以外の全費用を基本的に使用料として市民に負担させるというのは、他の使用料や手数料と比べてもべらぼうじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○下水道課長(廣瀬 裕君) 下水道事業の汚水につきましては、日常生活などに伴うものでございまして、その排出量に応じた使用料収入で賄う汚水私費の考え方を原則として、下水道使用料を使用者の方に負担していただいているものでございます。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 私は、前回3割もの値上げをして、この下水道管の更新費用、補助金以外は全部使用料で賄うというやり方は、先ほど述べた市民の暮らしの実態からいっても、行うべきではないというふうに要求しておきます。

それから、学童保育所育成料の値上げについては、引き続き検討するというふうにしていきます。これは値上げを1年先延ばしするという意味だと私は思っていますけれども、3年前は、日本一子育てしやすいまちづくりを標榜する東大和市にふさわしくないとして値上げしなかったものです。なぜ今回は同様の判断をしなかったのか伺います。

○子育て支援部長(吉沢寿子君) 前回、平成27年度の見直しの際には、子育てしやすいまちづくりを目指すということと、平成28年度から開始する延長保育利用者の延長保育料を新たに設定するというようなことを考慮して、学童保育所育成料の改定を行わなかったというようなことでございます。今回の見直しに当たりましては、前回以上に原価反映率が、国の補助事業におけます公費負担、2分の1を原則とする額を下回っております。また、多摩地域各市との比較におきまして、当市の育成料は低額設定となっているということも判明いたしました。そういった前提をもとにいたしまして、見直しの検討を行ったところでございますが、懸案となっております学童保育の待機児童解消のための取り組みに注力をするというようなことで、引き続き育成料につきましては検討していくということとしたものでございます。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 大体この検討結果報告書で、引き続き検討するって言うと翌年に値上げされるという状況になってますので、検討の結果、値上げしないという結論を出すよう求めておきます。

それから、第5次行政改革大綱では、使用料・手数料等のあり方について検討すると。その結論を、来年度中に出すっていうことになっています。東大和市使用料・手数料等検討委員会の議事録などについては、予算

特別委員会の資料として要求したところですけれども、この検討委員会、またその他の部署などで、このことについてどのような検討がなされているのか伺います。また、どのような使用料、手数料が検討の対象となっているのか伺います。

○**行政管理課長（木村 西君）** 使用料・手数料等のあり方検討につきましては、第5次行政改革大綱推進計画に基づきます取り組み項目の1つといたしまして、受益者負担の適正化を図るために、負担のあり方を検討するものでございます。検討に当たりましては、東大和市使用料・手数料等検討委員会設置要綱に基づきます検討委員会、また検討部会により進めていくものでございます。

検討の状況でございますけれども、検討委員会、また検討部会、いずれも1回の開催をしております、今後検討していく内容、またスケジュール等について議題としたところでございますので、具体的な検討はこれからというところになります。

また、検討の対象でございますが、平成26年に策定をいたしました使用料・手数料見直しに係る基本方針に基づきまして、見直しを行うこととなっております。各施設の使用料、利用料、また東大和市手数料条例を根拠としております手数料等、また現在、使用料・手数料の対象としていないサービスで新規設置の必要性のあるものなどにつきまして、他市の状況などを参考にして検討していくものでございます。

以上でございます。

○**2番（尾崎利一君）** 公民館についても、この対象となるという理解でよろしいですか。

○**行政管理課長（木村 西君）** 対象となりますものは、各施設の使用料でございますので、公民館も含まれるというふうに認識してございます。

以上でございます。

○**2番（尾崎利一君）** 公民館の有料化は、お金の問題ではないというふうに私は思います。少額のお金と引きかえに、市は大きなものを失うことになる。公民館については、社会教育施設として、民主主義の学校として、どんな境遇の人でも利用できる施設であるべきという理由で、公民館無料の原則が市民の運動の中で築かれてきたものです。有料化は、社会の主人公としての市民の成長を育んできた公民館の歴史そのものを否定するものであり、決して有料化すべきではないというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○**行政管理課長（木村 西君）** 施設の使用料につきましては、地方自治法第225条の規定によりまして、公の施設の利用につき使用料を徴収することができるというふうにされているところでございます。具体的な検討はこれからとなりますので、決まったものではございませんが、受益者負担の原則、施設を利用する方としない方との公平性、これまでの経過を含めた現状、他市の状況などを踏まえまして検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**2番（尾崎利一君）** 教育長、教育委員会として、こういう動きにはきっぱり反対すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○**社会教育部長（小俣 学君）** 先ほど来、第5次の行政改革の大綱に沿って見直しをするという全庁的な流れがありますので、公民館もその一つの施設でございますので、そちらについては全庁的に見直していく施設であるというふうに認識しております。

以上です。

○**2番（尾崎利一君）** 教育委員会として、こういう動きにはきっぱり反対するという態度を表明していただき

たいと思います。

---

○議長（押本 修君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時49分 延会